

閲覧用

舞鶴の環境

平成30年度版環境白書

【資料集】



五老岳から見た舞鶴湾

舞鶴市

「舞鶴の環境」平成30年度版環境白書【資料集】 目次

1. 大気環境	1
2. 水環境	29
3. 騒音・振動・悪臭	58
4. 環境ホルモン	64
5. 舞鶴火力発電所	65
6. 原子力発電所に係る環境の状況	69
7. 生活排水対策	78
8. 犬の適正飼養管理	80
9. 主な環境施策年表	82
10. 廃棄物処理施設の概要	85
11. ごみ減量化対策及び啓発事業	98
12. し尿等処理事業	104
13. 予算・決算状況	105
14. 舞鶴市清掃事業年表	107
15. 環境関係条例等	113
・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	113
・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則	127
・舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	142
・舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則	145
・舞鶴市環境美化条例	147
・舞鶴市墓園条例	150
・舞鶴市墓園条例施行規則	153
・舞鶴市墓園基金条例	156
・舞鶴市共同墓地使用料条例	158
・舞鶴市墓地等の経営の許可等に関する規則	160
・舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例	166
・舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	170
・舞鶴市ごみ集積箱設置事業補助金交付要綱	173
・舞鶴市生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付要綱	175
・舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱	178
・舞鶴市古紙等資源回収活動報奨金交付要綱	180
・マイ・リサイクル店認定制度実施要領	182
・舞鶴市環境美化里親制度実施要綱	184
・舞鶴市し尿処理距離事業補助金交付要綱	185

・し尿遠隔地収集事業費補助金交付要綱	187
・し尿ホース延長収集事業費補助金交付要綱	190
・し尿収集料金補助金交付要綱	191
・舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金交付要綱	193
・まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金交付要綱	194
・まいづる環境市民会議事業費補助金交付要綱	195
・舞鶴市清掃事務所規程	197
・舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付要綱	199

1. 大気環境

工場・事業場などから出される煙や自動車からの排出ガスなどによって大気が汚れ、人などに悪い影響が出る場合があります。このことを大気汚染といいます。

工業の発達は石油や石炭（化石燃料）をエネルギー源としてきましたが、大気の汚れは、工場や自動車などがこの化石燃料を使用していることに最大の原因があります。

石油や石炭を燃やすと、窒素酸化物や硫黄酸化物などが発生します。これらの物質は雨に溶けこんで酸性雨を降らす原因となります。また窒素酸化物などは、太陽からの紫外線と反応し光化学オキシダントに変化し「光化学スモッグ」の原因となります。

節電などの省エネルギーに努めたり、マイカーの利用をやめてバスや電車などの公共交通機関を利用したりすることは、大気汚染の原因を減らす大きな取り組みになります。

本市の大気の状態は、京都府が平成17年度までは西舞鶴測定局と東舞鶴測定局の2カ所で、18年度からは東舞鶴測定局のみで測定（※）しています。また、関西電力㈱が舞鶴発電所の稼動に伴い周辺の環境監視の一環として平成25年度途中まで市内9カ所で、以降は5カ所で測定しています。

※ 京都府による光化学オキシダントの測定は、平成16年度まで2カ所、平成17年度より1カ所となっています。

大気汚染物質の人への影響

大気汚染物質		人への影響
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油などの化石燃料に伴い発生し、無色で刺激臭がある。	鼻やのどが痛くなる。
二酸化窒素 (NO ₂)	主に工場や事業場、自動車などでの燃焼に伴い発生する。	目や鼻が痛くなる。
光化学オキシダント (OX)	窒素酸化物と炭化水素などの光化学反応により二次的に発生し、光化学オキシダントの原因となる。	目やのどが痛くなる。
浮遊粒子状物質 (SPM)	工場などのばいじんやディーゼルエンジンの排気ガスなどから発生するもので、その粒径が10μm以下のものをいう。非常に小さいため大気中に長期間とどまる。	息が苦しくなる。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	工場や車などから発生するばい煙、粉じんなどのほかに、硫黄酸化物や窒素酸化物までが大気中で光やオゾンと反応して生成される大気中の浮遊粒子で、その粒径が2.5μm以下のものをいう。	肺の奥深くまで入り、喘息や気管支炎などへの影響や循環器系への影響も懸念される。

環境基準

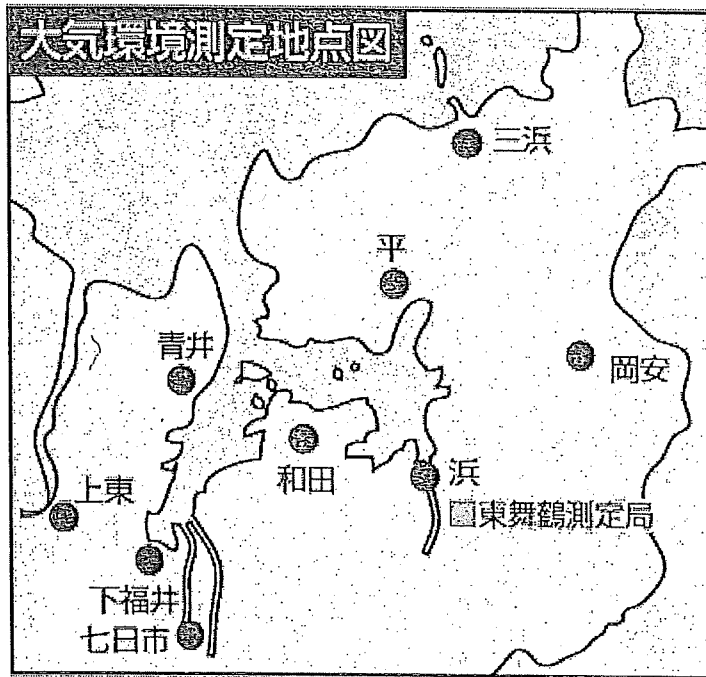
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

※環境基準： 人の健康を保護し、生活環境を守るために保ち続けることが望ましい基準のことで、環境を保全するための一つの目標値です。なお、発生原因が明らかな公害については、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動や悪臭を防止するために、それぞれ法律で工場など発生源に対する「規制基準」が定められています。

環境基準評価方法

二酸化硫黄 (SO ₂)	短期的 評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について環境基準により評価を行う。
	長期的 評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.04ppm)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
	評価対象	1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
二酸化窒素 (NO ₂)	評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
	評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としない。
光化学 オキシダント (OX)	評価方法	1時間値が0.06ppm以下であること。
	評価対象	6時から20時までの昼間時間帯について評価を行う。
浮遊粒子状 物質 (SPM)	短期的 評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について環境基準により評価を行う。
	長期的 評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.10mg/m ³)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
	評価対象	1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。

微小粒子状 物質 (PM2.5)	評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。かつ、1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	評価対象	年間における測定日が250日に満たない場合は評価対象としない。



(1) 大気測定結果

二酸化硫黄(SO₂)測定結果(京都府測定分)…東舞鶴測定局(新舞鶴小学校)

年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が、0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	362	8,725	0.003	0	0	0.025	0.006	無	0
21年度	365	8,742	0.003	0	0	0.030	0.006	無	0
22年度	365	8,749	0.003	0	0	0.026	0.005	無	0
23年度	366	8,770	0.003	0	0	0.018	0.005	無	0
24年度	364	8,676	0.001	0	0	0.022	0.003	無	0
25年度	364	8,676	0.001	0	0	0.027	0.003	無	0
26年度	364	8,679	0.001	0	0	0.031	0.004	無	0
27年度	366	8,704	0.002	0	0	0.072	0.003	無	0
28年度	362	8,674	0.002	0	0	0.036	0.003	無	0
29年度	364	8,677	0.002	0	0	0.024	0.003	無	0

(京都府資料より)

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。
 ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

二酸化硫黄(SO2)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：三浜

年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,693	0.004	0	0	0.013	0.007	無	0
21年度	363	8,694	0.004	1	0	0.108	0.007	無	0
22年度	363	8,701	0.004	0	0	0.015	0.007	無	0
23年度	364	8,724	0.004	0	0	0.014	0.007	無	0
24年度	363	8,702	0.004	0	0	0.025	0.007	無	0
25年度	355	8,604	0.004	0	0	0.021	0.007	無	0
26年度	363	8,703	0.004	0	0	0.029	0.007	無	0
27年度	364	8,720	0.004	0	0	0.019	0.007	無	0
28年度	363	8,703	0.004	0	0	0.012	0.006	無	0
29年度	365	8,724	0.004	0	0	0.015	0.007	無	0

二酸化硫黄(SO2)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：平

年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,702	0.003	0	0	0.046	0.006	無	0
21年度	363	8,703	0.004	3	0	0.192	0.010	無	0
22年度	363	8,705	0.004	0	0	0.067	0.007	無	0
23年度	364	8,731	0.004	0	0	0.067	0.007	無	0
24年度	363	8,704	0.004	1	0	0.183	0.008	無	0
25年度	183	4,377	0.004	1	0	0.210	0.009	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 関西電力による平測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：岡安

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,701	0.004	0	0	0.036	0.007	無	0
21年度	363	8,701	0.004	0	0	0.029	0.007	無	0
22年度	363	8,699	0.004	0	0	0.024	0.007	無	0
23年度	364	8,724	0.004	0	0	0.032	0.007	無	0
24年度	363	8,703	0.004	0	0	0.039	0.007	無	0
25年度	363	8,696	0.004	0	0	0.040	0.008	無	0
26年度	363	8,703	0.004	0	0	0.040	0.008	無	0
27年度	364	8,716	0.004	0	0	0.046	0.007	無	0
28年度	363	8,699	0.004	0	0	0.040	0.007	無	0
29年度	365	8,725	0.004	0	0	0.030	0.007	無	0

二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：浜

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,700	0.004	0	0	0.028	0.006	無	0
21年度	363	8,696	0.004	0	0	0.039	0.007	無	0
22年度	363	8,703	0.004	0	0	0.026	0.007	無	0
23年度	364	8,723	0.004	0	0	0.031	0.007	無	0
24年度	363	8,701	0.005	0	0	0.044	0.008	無	0
25年度	183	4,375	0.005	0	0	0.036	0.008	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 関西電力による浜測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：和田

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,700	0.003	0	0	0.020	0.006	無	0
21年度	363	8,702	0.003	0	0	0.020	0.007	無	0
22年度	363	8,701	0.003	0	0	0.011	0.006	無	0
23年度	364	8,726	0.004	0	0	0.013	0.006	無	0
24年度	282	6,784	0.004	0	0	0.044	0.008	無	0
25年度	363	8,699	0.004	0	0	0.017	0.006	無	0
26年度	363	8,695	0.004	0	0	0.025	0.007	無	0
27年度	364	8,720	0.003	0	0	0.020	0.006	無	0
28年度	363	8,697	0.003	0	0	0.011	0.005	無	0
29年度	365	8,726	0.004	0	0	0.016	0.007	無	0

二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：七日市

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,697	0.003	0	0	0.024	0.006	無	0
21年度	363	8,704	0.003	0	0	0.029	0.006	無	0
22年度	363	8,701	0.003	0	0	0.028	0.006	無	0
23年度	364	8,730	0.004	0	0	0.024	0.006	無	0
24年度	363	8,701	0.004	0	0	0.030	0.007	無	0
25年度	363	8,700	0.004	0	0	0.021	0.008	無	0
26年度	363	8,702	0.004	0	0	0.028	0.007	無	0
27年度	364	8,725	0.004	0	0	0.024	0.008	無	0
28年度	363	8,699	0.004	0	0	0.018	0.007	無	0
29年度	365	8,727	0.003	0	0	0.031	0.006	無	0

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。
 ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

二酸化硫黄(SO2)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：下福井

年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,697	0.003	0	0	0.038	0.005	無	0
21年度	363	8,701	0.003	0	0	0.015	0.006	無	0
22年度	363	8,701	0.003	0	0	0.021	0.005	無	0
23年度	364	8,722	0.003	0	0	0.048	0.005	無	0
24年度	363	8,705	0.003	0	0	0.024	0.006	無	0
25年度	183	4,375	0.004	0	0	0.100	0.006	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

二酸化硫黄(SO2)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：上東

年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,700	0.003	0	0	0.013	0.005	無	0
21年度	363	8,696	0.003	0	0	0.010	0.005	無	0
22年度	363	8,694	0.003	0	0	0.012	0.004	無	0
23年度	364	8,729	0.003	0	0	0.009	0.005	無	0
24年度	363	8,699	0.003	0	0	0.013	0.005	無	0
25年度	204	4,914	0.003	0	0	0.016	0.007	無	0
26年度	363	8,699	0.003	0	0	0.016	0.005	無	0
27年度	364	8,723	0.003	0	0	0.012	0.005	無	0
28年度	362	8,688	0.003	0	0	0.012	0.006	無	0
29年度	365	8,721	0.003	0	0	0.016	0.005	無	0

※ 関西電力による下福井測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

二酸化硫黄(SO2)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：青井

年度	有効測定 日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値 が0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の2%除 外値 (ppm)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準 の長期的 評価による日平均 値が 0.04ppm を超えた 日数(日)
20年度	363	8,699	0.003	0	0	0.022	0.005	無	0
21年度	363	8,700	0.003	0	0	0.015	0.005	無	0
22年度	363	8,704	0.003	0	0	0.016	0.005	無	0
23年度	364	8,731	0.003	0	0	0.014	0.005	無	0
24年度	363	8,705	0.003	0	0	0.018	0.008	無	0
25年度	330	7,908	0.003	0	0	0.016	0.007	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 関西電力による青井測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (京都府測定分) …東舞鶴測定局 (新舞鶴小学校)

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	357	8,586	0.009	0.039	0	0	0.018	0
21年度	364	8,742	0.008	0.038	0	0	0.016	0
22年度	358	8,709	0.009	0.039	0	0	0.019	0
23年度	366	8,773	0.008	0.049	0	0	0.020	0
24年度	365	8,743	0.006	0.035	0	0	0.015	0
25年度	365	8,748	0.006	0.037	0	0	0.015	0
26年度	365	8,751	0.007	0.050	0	0	0.017	0
27年度	365	8,761	0.006	0.035	0	0	0.015	0
28年度	357	8,572	0.006	0.036	0	0	0.015	0
29年度	364	8,675	0.006	0.028	0	0	0.015	0

(京都府資料より)

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (京都府測定分)

…東舞鶴測定局 (新舞鶴小学校)

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.004	0.326	0.013	0.333
21年度	0.003	0.072	0.012	0.095
22年度	0.004	0.050	0.012	0.075
23年度	0.004	0.088	0.012	0.125
24年度	0.003	0.056	0.009	0.075
25年度	0.002	0.048	0.009	0.074
26年度	0.003	0.058	0.010	0.097
27年度	0.002	0.048	0.009	0.069
28年度	0.001	0.045	0.008	0.068
28年度	0.001	0.041	0.008	0.058

(京都府資料より)

※「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、
一年間の日平均値の内低い方から
98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地 : 三浜

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	363	8,665	0.003	0.031	0	0	0.006	0
21年度	363	8,663	0.002	0.024	0	0	0.006	0
22年度	363	8,670	0.003	0.021	0	0	0.006	0
23年度	364	8,684	0.003	0.029	0	0	0.005	0
24年度	363	8,659	0.003	0.027	0	0	0.006	0
25年度	363	8,645	0.002	0.032	0	0	0.006	0
26年度	363	8,650	0.002	0.025	0	0	0.005	0
27年度	364	8,671	0.002	0.031	0	0	0.005	0
28年度	363	8,651	0.002	0.027	0	0	0.005	0
29年度	365	8,675	0.002	0.022	0	0	0.005	0

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地 : 三浜

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.000	0.001	0.003	0.040
21年度	0.000	0.015	0.003	0.034
22年度	0.000	0.013	0.003	0.027
23年度	0.000	0.015	0.003	0.035
24年度	0.000	0.019	0.003	0.037
25年度	0.000	0.012	0.003	0.032
26年度	0.000	0.012	0.003	0.027
27年度	0.000	0.011	0.002	0.035
28年度	0.000	0.019	0.002	0.029
29年度	0.000	0.019	0.002	0.034

※「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：平

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	363	8,664	0.004	0.027	0	0	0.010	0
21年度	363	8,667	0.004	0.029	0	0	0.008	0
22年度	363	8,667	0.004	0.032	0	0	0.009	0
23年度	364	8,690	0.004	0.030	0	0	0.012	0
24年度	363	8,661	0.004	0.036	0	0	0.009	0
25年度	183	4,350	0.003	0.032	0	0	0.008	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：平

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.001	0.038	0.005	0.060
21年度	0.001	0.036	0.004	0.055
22年度	0.001	0.031	0.004	0.054
23年度	0.001	0.039	0.005	0.069
24年度	0.001	0.062	0.004	0.098
25年度	0.000	0.027	0.004	0.053
26年度	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-

※ 関西電力による平測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO2) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：岡安

年度	二酸化窒素 (NO2)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	363	8,666	0.006	0.047	0	0	0.014	0
21年度	363	8,667	0.005	0.038	0	0	0.014	0
22年度	363	8,662	0.006	0.042	0	0	0.013	0
23年度	364	8,688	0.006	0.047	0	0	0.016	0
24年度	363	8,660	0.006	0.048	0	0	0.015	0
25年度	363	8,647	0.006	0.051	0	0	0.015	0
26年度	363	8,652	0.007	0.048	0	0	0.016	0
27年度	364	8,671	0.006	0.057	0	0	0.015	0
28年度	363	8,650	0.006	0.046	0	0	0.015	0
29年度	365	8,667	0.006	0.046	0	0	0.017	0

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO2) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：岡安

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO2)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.002	0.074	0.008	0.110
21年度	0.002	0.079	0.007	0.103
22年度	0.002	0.069	0.007	0.090
23年度	0.003	0.112	0.009	0.152
24年度	0.002	0.065	0.008	0.097
25年度	0.002	0.117	0.008	0.168
26年度	0.003	0.084	0.009	0.117
27年度	0.002	0.068	0.008	0.099
28年度	0.003	0.097	0.009	0.126
29年度	0.002	0.086	0.009	0.121

※「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあつて、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地 : 浜

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	363	8,662	0.010	0.042	0	0	0.019	0
21年度	363	8,656	0.010	0.052	0	0	0.019	0
22年度	363	8,665	0.009	0.043	0	0	0.019	0
23年度	357	8,532	0.009	0.042	0	0	0.022	0
24年度	363	8,662	0.009	0.039	0	0	0.019	0
25年度	183	4,351	0.007	0.032	0	0	0.013	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地 : 浜

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.003	0.066	0.013	0.084
21年度	0.002	0.068	0.012	0.102
22年度	0.002	0.047	0.011	0.078
23年度	0.003	0.094	0.012	0.136
24年度	0.002	0.059	0.011	0.093
25年度	0.002	0.027	0.009	0.057
26年度	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-

※ 関西電力による浜測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあつて、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地 : 和田

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	363	8,665	0.006	0.039	0	0	0.013	0
21年度	363	8,663	0.005	0.034	0	0	0.011	0
22年度	363	8,665	0.004	0.026	0	0	0.011	0
23年度	363	8,672	0.005	0.031	0	0	0.015	0
24年度	363	8,658	0.005	0.030	0	0	0.011	0
25年度	363	8,648	0.005	0.028	0	0	0.012	0
26年度	360	8,589	0.005	0.035	0	0	0.011	0
27年度	364	8,669	0.004	0.031	0	0	0.010	0
28年度	363	8,644	0.004	0.032	0	0	0.010	0
29年度	365	8,674	0.004	0.027	0	0	0.009	0

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地 : 和田

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.001	0.045	0.006	0.068
21年度	0.000	0.049	0.005	0.063
22年度	0.000	0.025	0.005	0.040
23年度	0.001	0.056	0.005	0.087
24年度	0.000	0.017	0.005	0.041
25年度	0.000	0.048	0.005	0.039
26年度	0.000	0.038	0.005	0.058
27年度	0.000	0.032	0.005	0.059
28年度	0.000	0.025	0.005	0.051
29年度	0.000	0.018	0.004	0.041

※「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：七日市

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値が0.06 ppmを超えた日数(日)	日平均値が0.04 ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	日平均値の年間98%値(ppm)	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,659	0.006	0.043	0	0	0.011	0
21年度	363	8,666	0.006	0.036	0	0	0.012	0
22年度	363	8,664	0.006	0.043	0	0	0.013	0
23年度	364	8,691	0.007	0.037	0	0	0.015	0
24年度	363	8,662	0.006	0.033	0	0	0.012	0
25年度	363	8,646	0.006	0.035	0	0	0.014	0
26年度	362	8,637	0.006	0.039	0	0	0.012	0
27年度	364	8,675	0.006	0.039	0	0	0.011	0
28年度	363	8,653	0.005	0.031	0	0	0.009	0
29年度	365	8,675	0.005	0.037	0	0	0.010	0

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：七日市

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)
20年度	0.001	0.095	0.008	0.120
21年度	0.001	0.043	0.007	0.071
22年度	0.001	0.043	0.007	0.082
23年度	0.001	0.066	0.008	0.099
24年度	0.001	0.049	0.007	0.082
25年度	0.001	0.033	0.007	0.066
26年度	0.001	0.087	0.007	0.112
27年度	0.001	0.115	0.007	0.154
28年度	0.001	0.032	0.006	0.054
29年度	0.001	0.050	0.006	0.085

※「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあつて、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：下福井

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	359	8,623	0.008	0.040	0	0	0.015	0
21年度	361	8,652	0.006	0.039	0	0	0.012	0
22年度	363	8,662	0.005	0.039	0	0	0.010	0
23年度	364	8,686	0.006	0.042	0	0	0.013	0
24年度	363	8,662	0.006	0.046	0	0	0.011	0
25年度	183	4,348	0.005	0.054	0	0	0.010	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：下福井

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.002	0.055	0.009	0.088
21年度	0.001	0.048	0.007	0.074
22年度	0.001	0.046	0.006	0.085
23年度	0.001	0.107	0.007	0.148
24年度	0.001	0.046	0.007	0.074
25年度	0.001	0.107	0.006	0.161
26年度	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-

※ 関西電力による下福井測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素 (NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：上東

年度	二酸化窒素 (NO ₂)							
	有効測定 日数(日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数(日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評 価による 日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数(日)
20年度	363	8,662	0.005	0.029	0	0	0.010	0
21年度	363	8,662	0.004	0.022	0	0	0.008	0
22年度	360	8,602	0.003	0.021	0	0	0.006	0
23年度	364	8,693	0.004	0.027	0	0	0.009	0
24年度	363	8,661	0.004	0.024	0	0	0.008	0
25年度	204	4,886	0.003	0.023	0	0	0.007	0
26年度	363	8,646	0.003	0.020	0	0	0.006	0
27年度	364	8,670	0.003	0.019	0	0	0.006	0
28年度	363	8,654	0.003	0.016	0	0	0.006	0
29年度	365	8,671	0.003	0.013	0	0	0.005	0

一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO+NO₂) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：上東

年度	一酸化窒素 (NO)		窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)
20年度	0.001	0.021	0.006	0.033
21年度	0.001	0.015	0.005	0.026
22年度	0.000	0.014	0.003	0.021
23年度	0.001	0.037	0.004	0.055
24年度	0.001	0.028	0.005	0.048
25年度	0.000	0.016	0.004	0.037
26年度	0.001	0.023	0.004	0.039
27年度	0.000	0.017	0.003	0.029
28年度	0.000	0.015	0.003	0.026
29年度	0.000	0.009	0.003	0.021

※ 「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあつて、かつ0.06ppmを超えた日数です。

二酸化窒素(NO2)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：青井

年度	二酸化窒素(NO2)							
	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値が0.06 ppmを超えた日数(日)	日平均値が0.04 ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	日平均値の年間98%値(ppm)	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数(日)
20年度	363	8,666	0.003	0.027	0	0	0.008	0
21年度	363	8,666	0.003	0.026	0	0	0.006	0
22年度	363	8,666	0.003	0.025	0	0	0.007	0
23年度	364	8,686	0.003	0.024	0	0	0.008	0
24年度	363	8,671	0.003	0.022	0	0	0.006	0
25年度	330	7,859	0.003	0.021	0	0	0.006	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-

一酸化窒素(NO)、窒素酸化物(NO+NO2)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：青井

年度	一酸化窒素(NO)		窒素酸化物(NO+NO2)	
	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)
20年度	0.000	0.047	0.004	0.067
21年度	0.000	0.031	0.003	0.057
22年度	0.000	0.040	0.003	0.059
23年度	0.000	0.028	0.003	0.048
24年度	0.000	0.029	0.003	0.043
25年度	0.000	0.021	0.003	0.034
26年度	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-

※ 関西電力による青井測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数」とは、一年間の日平均値の内低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数です。

光化学オキシダント(OX)測定結果(京都府測定分)---東舞鶴測定局(新舞鶴小学校)

年度	昼間測定 日数(日)	昼間測定 時間(時 間)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数 と時間数		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値 (ppm)
				(日)	(時間)	(日)	(時間)		
20年度	362	5,354	0.032	65	346	0	0	0.096	0.048
21年度	365	5,406	0.034	74	423	0	0	0.106	0.049
22年度	363	5,362	0.034	78	371	0	0	0.094	0.050
23年度	346	5,117	0.029	43	229	0	0	0.090	0.043
24年度	365	5,411	0.033	59	286	0	0	0.093	0.048
25年度	364	5,386	0.033	56	280	0	0	0.097	0.047
26年度	365	5,413	0.033	59	385	0	0	0.103	0.047
27年度	366	5,427	0.033	57	358	0	0	0.098	0.047
28年度	365	5,415	0.033	51	283	0	0	0.094	0.046
29年度	365	5,400	0.034	50	302	0	0	0.094	0.048

(京都府資料より)

※ 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

光化学オキシダント(OX)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：浜

年度	昼間測定 日数(日)	昼間測定 時間(時間)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数 と時間数		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値 (ppm)
				(日)	(時間)	(日)	(時間)		
19年度	366	5,419	0.034	90	436	0	0	0.112	0.050
20年度	365	5,429	0.034	88	493	0	0	0.103	0.050
21年度	365	5,424	0.034	71	435	0	0	0.109	0.050
22年度	365	5,430	0.035	80	413	0	0	0.095	0.049
23年度	366	5,441	0.032	58	263	0	0	0.087	0.046
24年度	365	5,423	0.036	93	456	0	0	0.100	0.052
25年度	183	2,731	0.043	78	452	0	0	0.107	0.059
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

光化学オキシダント(OX)測定結果(関西電力㈱測定分)…測定地：七日市

年度	昼間測定 日数(日)	昼間測定 時間(時間)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数 と時間数		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値 (ppm)
				(日)	(時間)	(日)	(時間)		
20年度	365	5,417	0.033	81	439	0	0	0.103	0.049
21年度	365	5,428	0.033	62	365	0	0	0.101	0.048
22年度	365	5,428	0.033	65	316	0	0	0.091	0.049
23年度	366	5,445	0.032	59	311	0	0	0.092	0.046
24年度	365	5,429	0.035	74	380	0	0	0.100	0.050
25年度	183	2,731	0.041	73	410	0	0	0.110	0.058
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 関西電力による光化学オキシダント(OX)の測定は、平成25年度で終了しました。

※ 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (京都府測定分) …東舞鶴測定局 (新舞鶴小学校)

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	356	8,587	0.022	0	0	0.125	0.048	無	0
21年度	363	8,703	0.018	6	1	0.359	0.036	無	0
22年度	362	8,701	0.018	0	1	0.146	0.046	無	0
23年度	365	8,749	0.020	0	1	0.182	0.044	無	0
24年度	361	8,676	0.021	0	0	0.097	0.050	無	0
25年度	271	6,572	0.022	0	0	0.108	0.061	無	0
26年度	363	8,707	0.017	0	0	0.103	0.047	無	0
27年度	362	8,699	0.024	0	0	0.138	0.053	無	0
28年度	363	8,708	0.024	3	0	0.331	0.051	無	0
29年度	363	8,708	0.022	1	0	0.243	0.047	無	0

(京都府資料より)

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：三浜

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	363	8,685	0.018	3	0	0.385	0.047	無	0
21年度	363	8,688	0.017	7	1	0.411	0.038	無	0
22年度	359	8,629	0.018	0	0	0.187	0.052	無	0
23年度	364	8,714	0.015	0	0	0.198	0.037	無	0
24年度	363	8,694	0.016	3	0	0.451	0.048	無	0
25年度	363	8,695	0.018	0	0	0.137	0.056	無	0
26年度	363	8,693	0.018	2	0	0.323	0.045	無	0
27年度	361	8,654	0.016	0	0	0.130	0.045	無	0
28年度	363	8,693	0.014	0	0	0.173	0.033	無	0
29年度	365	8,714	0.012	1	0	0.208	0.034	無	0

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：平

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	363	8,696	0.023	1	0	0.540	0.053	無	0
21年度	360	8,643	0.021	7	1	0.407	0.054	無	0
22年度	363	8,699	0.023	2	0	0.241	0.061	無	0
23年度	364	8,726	0.021	2	0	0.256	0.053	無	0
24年度	362	8,691	0.021	9	0	0.354	0.061	無	0
25年度	183	4,372	0.029	6	0	0.328	0.067	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 関西電力による平測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：岡安

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	363	8,691	0.019	2	0	0.503	0.048	無	0
21年度	363	8,699	0.017	8	0	0.419	0.039	無	0
22年度	363	8,692	0.018	1	0	0.201	0.052	無	0
23年度	364	8,719	0.014	1	0	0.253	0.038	無	0
24年度	363	8,696	0.015	2	0	0.234	0.043	無	0
25年度	362	8,678	0.017	0	0	0.189	0.055	無	0
26年度	363	8,696	0.015	0	0	0.131	0.040	無	0
27年度	364	8,702	0.014	0	0	0.114	0.035	無	0
28年度	363	8,697	0.011	0	0	0.148	0.028	無	0
29年度	365	8,723	0.010	0	0	0.108	0.026	無	0

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：浜

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	363	8,694	0.018	0	0	0.158	0.040	無	0
21年度	363	8,694	0.015	7	0	0.343	0.036	無	0
22年度	363	8,698	0.017	0	0	0.100	0.046	無	0
23年度	364	8,719	0.016	0	0	0.137	0.038	無	0
24年度	363	8,696	0.016	0	0	0.105	0.040	無	0
25年度	183	4,371	0.023	0	0	0.091	0.052	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 関西電力による浜測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：和田

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	356	8,574	0.020	0	0	0.151	0.045	無	0
21年度	363	8,693	0.017	7	1	0.427	0.037	無	0
22年度	363	8,692	0.017	0	0	0.116	0.049	無	0
23年度	364	8,718	0.015	0	0	0.139	0.038	無	0
24年度	282	6,777	0.016	0	0	0.093	0.042	無	0
25年度	363	8,695	0.017	0	0	0.100	0.051	無	0
26年度	361	8,661	0.015	0	0	0.095	0.040	無	0
27年度	351	8,466	0.014	0	0	0.126	0.038	無	0
28年度	358	8,587	0.012	0	0	0.104	0.032	無	0
29年度	365	8,716	0.011	0	0	0.117	0.026	無	0

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力㈱測定分) …測定地：七日市

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	347	8,320	0.018	0	0	0.181	0.042	無	0
21年度	363	8,702	0.016	5	0	0.283	0.035	無	0
22年度	363	8,695	0.016	0	0	0.111	0.044	無	0
23年度	364	8,726	0.014	0	0	0.135	0.034	無	0
24年度	363	8,696	0.015	0	0	0.073	0.039	無	0
25年度	363	8,692	0.018	0	0	0.091	0.048	無	0
26年度	359	8,626	0.016	1	0	0.489	0.038	無	0
27年度	360	8,648	0.015	0	0	0.145	0.036	無	0
28年度	363	8,696	0.012	0	0	0.104	0.027	無	0
29年度	365	8,726	0.011	0	0	0.068	0.027	無	0

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力(株)測定分) …測定地：下福井

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	362	8,684	0.017	0	0	0.176	0.048	無	0
21年度	362	8,693	0.015	4	0	0.268	0.037	無	0
22年度	363	8,694	0.016	0	0	0.119	0.046	無	0
23年度	363	8,707	0.014	0	0	0.168	0.039	無	0
24年度	363	8,698	0.014	0	0	0.072	0.040	無	0
25年度	183	4,372	0.020	0	0	0.108	0.054	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力(株)測定分) …測定地：上東

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	363	8,696	0.017	0	0	0.107	0.042	無	0
21年度	363	8,695	0.015	6	0	0.286	0.035	無	0
22年度	363	8,691	0.014	0	0	0.106	0.045	無	0
23年度	364	8,727	0.013	0	0	0.152	0.035	無	0
24年度	363	8,694	0.014	0	0	0.136	0.040	無	0
25年度	204	4,908	0.020	1	0	0.262	0.054	無	0
26年度	359	8,629	0.014	0	0	0.092	0.039	無	0
27年度	344	8,310	0.013	0	0	0.073	0.032	無	0
28年度	356	8,549	0.011	0	0	0.085	0.029	無	0
29年度	363	8,697	0.010	0	0	0.072	0.026	無	0

※ 関西電力による下福井測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果 (関西電力(株)測定分) …測定地：青井

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
20年度	362	8,681	0.017	0	0	0.101	0.046	無	0
21年度	363	8,691	0.015	7	1	0.397	0.036	無	0
22年度	363	8,697	0.015	0	0	0.119	0.047	無	0
23年度	364	8,721	0.014	1	0	0.279	0.035	無	0
24年度	363	8,698	0.014	0	0	0.087	0.038	無	0
25年度	330	7,901	0.016	0	0	0.115	0.050	無	0
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 関西電力による青井測定局での測定は、平成25年度で終了しました。

※ 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲内の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果 (京都府測定分) … 東舞鶴測定局 (新舞鶴小学校)

年度	有効測定 日数(日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1時間値 の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値 が $35\text{ng}/\text{m}^3$ を超えた 日数(日)	日平均値 の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
26年度	339	12.6	77	6	32.9
27年度	362	13.2	88	1	30.3
28年度	363	12.7	137	2	29.2
29年度	363	12.3	155	2	27.4

(京都府資料より)

2. 水環境

工場・事業場からの排水や私たちの暮らしの中から出る生活排水などによって、河川、海などが汚されることを水質汚濁といいます。

舞鶴湾の水質汚濁の原因は、工場排水や自然由来のものもありますが、約5割は生活排水によるものといわれており、川や海をきれいにするためには私たち一人ひとりの生活排水の汚れを減らす取り組みが必要です。

市内を流れる河川のうち、3つの水域（由良川下流、伊佐津川、河辺川）に環境基準が設定されており、京都府と国土交通省が毎月水質の測定を行っています。本市では、これら3河川以外の主な河川についても年4回水質の測定を行い、河川の汚染状況を把握しています。

舞鶴湾は、水域を湾奥部の舞鶴湾(1)と湾口部の舞鶴湾(2)に分けて環境基準が設定されており、京都府が水質の測定を行っています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

水域名	環境基準地点名	指定類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
由良川下流	由良川橋	A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ 以下
伊佐津川	相生橋	A					
河辺川	第一河辺川橋	A					

水生生物の保全に関する環境基準（河川）

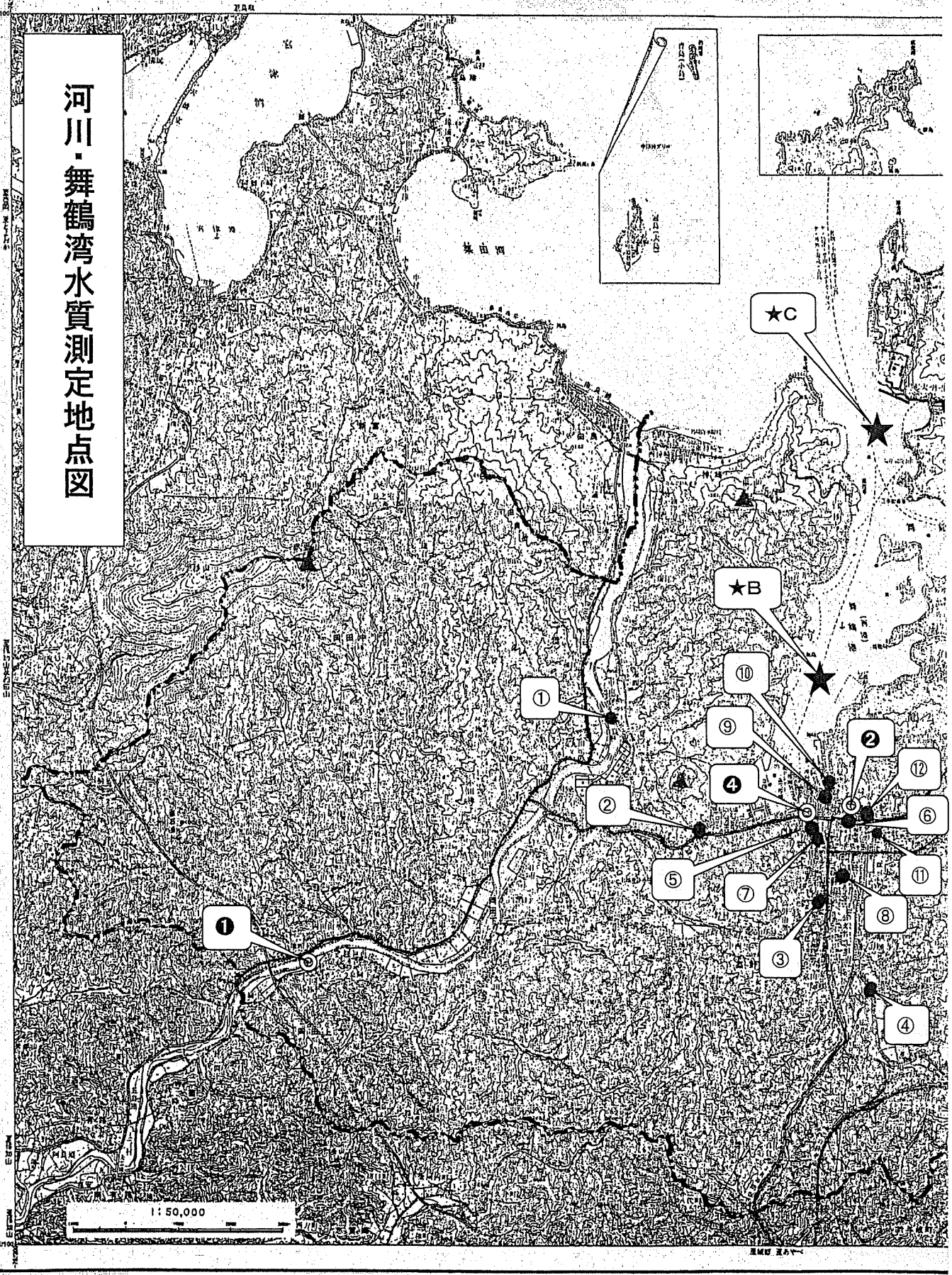
水域名	環境基準地点名	指定類型	全亜鉛
由良川下流	由良川橋	生物B	0.03mg/ℓ 以下

生活環境の保全に関する環境基準（海域）

水域名	環境基準地点名	指定類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	全燐	全窒素	n-ヘキサン抽出物質
舞鶴湾(1)	念仏鼻地先	A II	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以下	1,000 MPN/ 100mℓ 以下	0.03mg/ ℓ 以下	0.3mg/ℓ 以下	検出 され ない こと
	檜崎地先	A II							
舞鶴湾(2)	キギョ鼻地先	A II							
	恵比須崎地先	A II							

- ※指定類型： 河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。
- ※水素イオン濃度 (pH)： 溶液中の水素イオン濃度をいい、 $\text{pH}=7$ で中性、 $\text{pH}<7$ で酸性、 $\text{pH}>7$ でアルカリ性であり、特殊な例 (温泉等) を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH を示します。
- ※生物化学的酸素要求量 (BOD)： 水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、この数値が大きいかほど水中に有機物質が多いことを示します。川における有機汚濁の代表的な指標として用いられています。
- ※浮遊物質 (SS)： 水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量をはかります。この数値が大きいかほど水質が汚濁していることを示します。
- ※溶存酸素量 (DO)： 水中に溶けている酸素量のことをいい、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のもので、溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分等で、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれます。
- ※大腸菌群数： 乳糖を分解して酸とガスを生成する細菌群の総称であり、真性の大腸菌以外に数種の菌を含んでいます。大腸菌群が水中において検出されるということは、その水が人畜のし尿等により汚染されていることや病原細菌が存在している可能性があることを示します。
- ※全亜鉛： 水中に存在するいろいろな形態の亜鉛化合物に含まれる亜鉛の総量を表します。水中の亜鉛濃度の増大により水生生物等生態系への影響が懸念されます。
- ※化学的酸素要求量 (COD)： 水中の有機物質などが酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のこと、この数値が大きいかほど水中に有機物質等が多いことを示します。海における有機汚濁の代表的な指標として用いられています。
- ※全窒素・全リン： 水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物、リン化合物に含まれる窒素、リンの総量を表します。水中の窒素、リン濃度の増大は、水域の富栄養化をもたらします。
- ※n-ヘキサン抽出物質： 鉱物油、動植物油等の油分の量を表します。ノルマルヘキサンという溶剤によって抽出される物質であり、石鹼や染料、界面活性剤等が該当します。油分には分解性の低い物質が多く含まれるため、生態系に悪影響を与えます。

河川・舞鶴湾水質測定地点図



(1) 河川等水質測定結果

① 由良川 (由良川橋) - (1)

年度	流量 (m ³ /s)			水素イオン濃度 pH		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	—	—	—	—	7.1～7.7	0/12
21年度	—	—	—	—	7.3～7.6	0/12
22年度	—	—	—	—	7.2～7.7	0/12
23年度	—	—	—	—	7.0～7.9	0/12
24年度	—	—	—	—	7.2～7.8	0/12
25年度	—	—	—	—	7.3～7.7	0/12
26年度	—	—	—	—	7.4～7.9	0/12
27年度	—	—	—	—	7.4～7.7	0/12
28年度	—	—	—	—	7.4～7.7	0/12
29年度	—	—	—	—	7.2～7.6	0/12

年度	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)			浮遊物質量 SS (mg/l)		
	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.5【0.9】	<0.5～0.9	0/12	3	2～4	0/12
21年度	0.6【0.7】	<0.5～0.9	0/12	4	1～14	0/12
22年度	0.7【0.8】	0.5～1.0	0/12	4	1～9	0/12
23年度	0.9【0.9】	0.5～1.8	0/12	4	1～8	0/12
24年度	1.5【1.7】	0.6～5.4	2/12	4	2～7	0/12
25年度	0.9【1.1】	<0.5～1.8	0/12	3	1～6	0/12
26年度	1.4【2.1】	<0.5～4.7	4/12	4	2～9	0/12
27年度	0.7【0.7】	<0.5～0.9	0/12	5	2～9	0/12
28年度	0.7【0.8】	<0.5～0.9	0/12	4	2～6	0/12
29年度	0.8【0.9】	0.5～1.4	0/12	3	1～6	0/12

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、BOD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】: 毎月の水質検査の結果12個の水質値のうち、低い方から9番目の水質値です。

由良川（由良川橋）- (2)

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	9.1	7.3～11	0/12	2,300	240～7,000	8/12
21年度	9.2	6.9～11	1/12	6,000	220～33,000	10/12
22年度	9.2	7.0～12	3/12	4,700	46～22,000	7/12
23年度	9.1	5.9～12	3/12	2,400	240～4,900	10/12
24年度	9.3	6.4～12	2/12	4,300	260～13,000	7/12
25年度	9.1	5.0～12	3/12	6,200	110～33,000	6/12
26年度	9.0	3.7～12	3/12	710	79～2,400	3/12
27年度	8.9	6.6～11	1/12	3,100	220～11,000	8/12
28年度	9.4	7.2～12	1/12	5,300	170～13,000	8/12
29年度	9.3	7.4～12	1/12	2,200	220～7,000	7/12

年度	全磷 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	—	—	—	—	—	—
21年度	—	—	—	—	—	—
22年度	—	—	—	—	—	—
23年度	—	—	—	—	—	—
24年度	—	—	—	—	—	—
25年度	—	—	—	—	—	—
26年度	—	—	—	—	—	—
27年度	—	—	—	—	—	—
28年度	—	—	—	—	—	—
29年度	—	—	—	—	—	—

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
 mが一の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。
 全磷・全窒素は平成18年度より測定なし。

由良川（由良川橋）- (3)

年度	全亜鉛(mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.003	<0.001～0.004	-/4
21年度	0.003	0.002～0.004	-/4
22年度	0.003	0.002～0.004	-/4
23年度	0.005	0.004～0.006	0/4
24年度	0.009	0.004～0.020	0/4
25年度	0.009	0.002～0.022	0/4
26年度	0.021	0.004～0.054	1/4
27年度	0.008	0.005～0.012	0/4
28年度	0.007	0.006～0.008	0/4
29年度	0.002	<0.001～0.003	0/2

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

mが-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

②伊佐津川（相生橋）- (1)

年度	流量 (m ³ /s)			水素イオン濃度 pH		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.88	0.02～3.70	—	—	6.9～7.6	0/12
21年度	0.76	0.04～2.19	—	—	6.5～7.1	0/11
22年度	0.95	0.14～4.06	—	—	6.6～7.4	0/11
23年度	0.57	0.24～1.49	—	—	6.9～8.2	0/11
24年度	0.90	0.18～1.93	—	—	7.0～8.2	0/10
25年度	0.79	0.21～3.01	—	—	6.1～8.0	10/13
26年度	1.10	0.12～4.77	—	—	6.5～8.1	0/12
27年度	0.94	0.21～3.94	—	—	7.4～8.4	0/12
28年度	1.98	0.28～5.78	—	—	6.9～7.8	0/12
29年度	1.45	0.30～4.33	—	—	6.9～8.4	0/11

年度	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)			浮遊物質 SS (mg/l)		
	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.9【1.2】	<0.5～1.7	0/12	2	<1～3	0/12
21年度	1.0【1.2】	<0.5～2.9	1/11	2	<1～4	0/11
22年度	0.6【0.8】	<0.5～1.1	0/11	5	<1～28	1/11
23年度	0.8【0.8】	<0.5～2.1	1/11	1	<1～5	0/11
24年度	0.7【0.8】	<0.5～0.9	0/10	2	<1～5	0/10
25年度	1.0【0.7】	<0.5～4.9	1/12	2	<1～5	0/12
26年度	0.6【0.6】	<0.5～1.1	0/12	1	<1～3	0/12
27年度	0.6【<0.5】	<0.5～1.7	0/12	1	<1～2	0/12
28年度	0.5【0.5】	<0.5～0.7	0/12	1	<1～3	0/12
29年度	0.5【<0.5】	<0.5～0.6	0/11	2	<1～4	0/11

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、BOD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】 : 毎月の水質検査の結果12個の水質値のうち、低い方から9番目の水質値です。

伊佐津川（相生橋）- (2)

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	10	8.0～11	0/12	16,000	4,900～49,000	12/12
21年度	10	8.3～15	0/11	32,000	1,300～110,000	11/11
22年度	9.7	7.4～14	1/11	21,000	3,300～70,000	11/11
23年度	9.2	7.6～11	0/11	28,000	2,300～130,000	11/11
24年度	9.7	6.1～14	2/10	14,000	790～33,000	9/10
25年度	10	9.1～13	0/12	56,000	490～330,000	10/12
26年度	10	8.1～12	0/12	15,000	460～110,000	10/12
27年度	10	8.8～14	0/12	17,000	1,300～79,000	12/12
28年度	10	8.9～13	0/12	37,000	4,900～130,000	12/12
29年度	11	9.6～14	0/11	72,000	3,300～490,000	11/11

年度	全燐 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.024	0.010～0.053	-/4	0.71	0.49～0.89	-/4
21年度	0.022	0.012～0.027	-/3	0.60	0.55～0.64	-/3
22年度	0.030	0.017～0.053	-/4	0.66	0.42～0.85	-/4
23年度	0.025	0.010～0.058	-/4	0.67	0.55～0.87	-/4
24年度	0.033	0.023～0.043	-/2	0.65	0.50～0.80	-/2
25年度	0.043	0.014～0.088	-/4	0.61	0.44～0.98	-/4
26年度	0.027	0.012～0.057	-/4	0.34	0.26～0.45	-/4
27年度	0.043	0.031～0.063	-/4	0.44	0.43～0.46	-/4
28年度	0.022	0.020～0.023	-/4	0.51	0.43～0.59	-/4
29年度	0.022	0.016～0.028	-/3	0.37	0.32～0.41	-/3

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
mが-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

伊佐津川（相生橋）- (3)

年度	全亜鉛(mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.002	<0.001～0.005	-/12
21年度	0.003	0.001～0.008	-/11
22年度	0.004	0.002～0.007	-/11
23年度	0.005	0.001～0.019	-/11
24年度	0.004	<0.001～0.004	-/10
25年度	0.004	<0.001～0.007	-/2
26年度	0.001	<0.001～0.001	-/2
27年度	0.002	0.001～0.003	-/2
28年度	0.002	0.001～0.002	-/2
29年度	0.001	<0.001～0.001	-/2

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

mが-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

㊦河辺川（第一河辺川橋）- (1)

年度	流量 (m ³ /s)			水素イオン濃度 pH		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.23	0.03～0.75	—	—	7.1～7.5	0/12
21年度	0.23	0.01～0.53	—	—	6.7～7.4	0/10
22年度	0.42	0.03～1.50	—	—	6.6～7.7	0/12
23年度	0.23	0.05～0.70	—	—	7.2～8.9	1/12
24年度	0.19	0.03～0.39	—	—	7.1～8.3	0/11
25年度	0.31	0.04～1.15	—	—	6.3～7.9	1/12
26年度	0.41	0.04～1.44	—	—	6.7～7.7	0/9
27年度	0.44	0.11～1.22	—	—	7.5～8.2	0/12
28年度	0.49	0.12～1.26	—	—	7.1～8.0	0/11
29年度	0.30	0.03～0.74	—	—	7.4～8.3	0/11

年度	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)			浮遊物質量 SS (mg/l)		
	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.8【1.3】	<0.5～1.7	0/12	2	<1～5	0/12
21年度	0.8【0.8】	<0.5～1.7	0/10	2	<1～4	0/10
22年度	0.6【0.7】	<0.5～1.0	0/12	3	<1～13	0/12
23年度	0.6【0.6】	<0.5～1.4	0/12	1	<1～2	0/12
24年度	0.7【0.8】	<0.5～1.2	0/11	3	<1～13	0/11
25年度	0.6【0.5】	<0.5～0.9	0/12	2	<1～6	0/12
26年度	0.5【<0.5】	<0.5～0.8	0/9	1	<1～2	0/9
27年度	0.6【<0.5】	<0.5～1.2	0/12	2	<1～4	0/12
28年度	<0.5【<0.5】	<0.5	0/11	2	<1～3	0/11
29年度	0.5【<0.5】	<0.5～0.6	0/11	3	<1～15	0/11

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、BOD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】: 毎月の水質検査の結果12個の水質値のうち、低い方から9番目の水質値です。

河辺川（第一河辺川橋）- (2)

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	10	8.3～12	0/12	3,000	280～13,000	6/12
21年度	9.9	7.3～14	1/10	23,000	790～49,000	9/10
22年度	9.8	6.8～12	2/12	27,000	130～170,000	10/12
23年度	9.9	8.5～12	0/12	11,000	490～49,000	10/12
24年度	9.9	6.8～12	2/11	7,400	330～33,000	10/12
25年度	10	8.5～13	0/12	17,000	490～49,000	8/12
26年度	11	8.9～12	0/9	15,000	790～49,000	8/9
27年度	11	9.6～13	0/12	6,800	330～17,000	10/12
28年度	11	9.1～12	0/11	23,000	330～79,000	9/11
29年度	11	9.9～15	0/11	20,000	330～79,000	7/11

年度	全磷 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.013	0.005～0.019	-/4	0.57	0.35～0.75	-/4
21年度	0.016	0.009～0.020	-/3	0.38	0.33～0.41	-/3
22年度	0.018	0.006～0.036	-/4	0.48	0.33～0.73	-/4
23年度	0.015	0.009～0.029	-/4	0.38	0.29～0.44	-/4
24年度	0.009	0.006～0.014	-/3	0.31	0.28～0.34	-/3
25年度	0.017	0.006～0.037	-/4	0.32	0.26～0.36	-/4
26年度	0.009	0.007～0.010	-/3	0.24	0.21～0.26	-/3
27年度	0.015	0.009～0.023	-/4	0.30	0.26～0.32	-/4
28年度	0.014	0.010～0.022	-/3	0.31	0.27～0.34	-/3
29年度	0.019	0.009～0.036	-/4	0.28	0.18～0.46	-/4

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
mが-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

河辺川（第一河辺川橋）- (3)

年度	全亜鉛(mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.003	0.001～0.010	-/12
21年度	0.003	0.001～0.008	-/10
22年度	0.002	0.001～0.004	-/12
23年度	0.003	<0.001～0.008	-/12
24年度	0.003	<0.001～0.005	-/11
25年度	0.002	<0.001～0.002	-/2
26年度	<0.001	<0.001	-/1
27年度	0.002	<0.001～0.002	-/2
28年度	0.001	<0.001～0.001	-/2
29年度	0.001	<0.001～0.001	-/2

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

mが一の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

④高野川（新橋）-(1)

年度	流量 (m ³ /s)			水素イオン濃度 pH		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	—	—	—	—	7.1～7.3	-/6
21年度	—	—	—	—	6.9～7.1	-/3
22年度	—	—	—	—	6.9～7.1	-/4
23年度	—	—	—	—	7.0～7.2	-/4
24年度	—	—	—	—	6.6～7.6	-/4
25年度	—	—	—	—	6.5～7.0	-/4
26年度	—	—	—	—	6.8～7.1	-/4
27年度	—	—	—	—	7.1～7.6	-/4
28年度	—	—	—	—	6.9～7.2	-/3
29年度	—	—	—	—	6.9～7.6	-/4

年度	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)			浮遊物質量 SS (mg/l)		
	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	1.7【2.2】	1.1～2.2	-/6	3	1～8	-/6
21年度	1.1【1.8】	0.7～1.8	-/3	2	<1～5	-/3
22年度	1.0【1.1】	0.8～1.1	-/4	3	1～4	-/4
23年度	0.8【0.6】	0.5～1.3	-/4	2	<1～3	-/4
24年度	1.1【1.1】	0.7～1.4	-/4	2	1～2	-/4
25年度	0.7【0.7】	<0.5～1.0	-/4	2	1～3	-/4
26年度	0.7【0.5】	<0.5～1.3	-/4	2	1～2	-/4
27年度	2.4【3.0】	1.4～3.6	-/6	5	2～9	-/6
28年度	0.6【<0.5】	<0.5～0.7	-/3	2	1～3	-/3
29年度	0.6【<0.5】	<0.5～0.9	-/4	2	<1～4	-/4

(京都府資料より)

- ※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
 ただし、BOD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数
 ※ 【75%水質値】 : 毎月の水質検査の結果12個の水質値のうち、低い方から9番目の水質値です。
 平成22年度以降は測定が4回のため、低い方から3番目の水質値です。
 平成28年度は測定が3回のため、低い方から2番目の水質値です。

高野川（新橋）- (2)

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	8.6	6.8～11	-/6	36,000	3,300～170,000	-/6
21年度	8.3	4.9～14	-/3	34,000	3,300～49,000	-/3
22年度	8.9	7.5～12	-/4	48,000	13,000～79,000	-/4
23年度	7.9	6.4～9.9	-/4	37,000	4,900～110,000	-/4
24年度	7.8	6.5～9.6	-/4	55,000	4,900～170,000	-/4
25年度	8.0	6.1～10	-/4	87,000	3,300～330,000	-/4
26年度	8.4	6.6～11	-/4	36,500	4,900～79,000	-/4
27年度	8.4	8.0～9.1	-/4	28,600	3,300～49,000	-/4
28年度	9.6	7.9～12	-/3	31,100	3,300～79,000	-/3
29年度	8.9	8.2～11	-/4	29,000	1,700～79,000	-/4

年度	全磷 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.043	0.023～0.061	-/4	0.79	0.73～0.86	-/4
21年度	0.066	0.022～0.110	-/3	0.69	0.60～0.74	-/3
22年度	0.049	0.032～0.061	-/4	0.90	0.69～1.4	-/4
23年度	0.042	0.028～0.048	-/4	0.63	0.56～0.73	-/4
24年度	0.044	0.031～0.056	-/4	0.65	0.53～0.83	-/4
25年度	0.043	0.011～0.065	-/4	0.58	0.51～0.70	-/4
26年度	0.039	0.027～0.062	-/4	0.45	0.42～0.46	-/4
27年度	0.052	0.011～0.097	-/4	0.80	0.68～0.86	-/4
28年度	0.041	0.031～0.050	-/3	0.50	0.43～0.59	-/3
29年度	0.041	0.016～0.066	-/4	0.41	0.33～0.57	-/4

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
mが-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

高野川（新橋）- (3)

年度	全亜鉛(mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.005	0.002～0.006	-/4
21年度	0.006	<0.001～0.006	-/3
22年度	0.006	0.004～0.008	-/4
23年度	0.003	0.002～0.005	-/4
24年度	0.004	0.002～0.007	-/4
25年度	0.002	0.002	-/2
26年度	0.004	0.003～0.005	-/2
27年度	0.003	0.001～0.004	-/2
28年度	0.004	0.003～0.004	-/2
29年度	0.004	0.004	-/2

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

mが-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

⑤与保呂川（桜橋）-(1)

年度	流量 (m ³ /s)			水素イオン濃度 pH		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.12	0.00～0.26	—	—	7.1～7.4	-/6
21年度	0.10	0.02～0.20	—	—	6.8～7.0	-/3
22年度	0.27	0.02～0.47	—	—	6.7～8.0	-/4
23年度	0.16	0.04～0.25	—	—	7.3～7.9	-/4
24年度	0.23	0.08～0.42	—	—	7.0～8.0	-/4
25年度	0.21	0.03～0.63	—	—	6.7～8.1	-/4
26年度	0.23	0.03～0.71	—	—	7.0～7.9	-/4
27年度	0.17	0.04～0.29	—	—	7.6～7.9	-/4
28年度	0.63	0.54～0.79	—	—	6.8～7.9	-/4
29年度	0.40	0.12～0.62	—	—	7.7～8.2	-/4

年度	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)			浮遊物質量 SS (mg/l)		
	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	1.1【1.5】	0.6～1.9	-/6	2	<1～5	-/6
21年度	1.0【1.6】	<0.5～1.6	-/3	2	<1～5	-/3
22年度	0.8【0.8】	0.5～1.0	-/4	4	1～8	-/4
23年度	0.7【0.7】	<0.5～0.9	-/4	1	<1～2	-/4
24年度	0.7【0.6】	0.5～1.0	-/4	1	<1～2	-/4
25年度	0.6【0.6】	<0.5～0.8	-/4	4	<1～13	-/4
26年度	0.6【<0.5】	<0.5～0.8	-/4	1	<1～2	-/4
27年度	0.5【<0.5】	<0.5	-/4	3	<1～6	-/4
28年度	0.6【<0.5】	<0.5～0.8	-/4	2	<1～3	-/4
29年度	<0.5【<0.5】	<0.5	-/4	1	<1～2	-/4

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、BOD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】: 毎月の水質検査の結果12個の水質値のうち、低い方から9番目の水質値です。

平成12年度以降は測定が6回のため、低い方から5番目の水質値です。

与保呂川（桜橋）- (2)

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	9.8	7.4～12	-/6	6,700	1,300～14,000	-/6
21年度	8.2	4.3～13	-/3	20,000	1,700～49,000	-/3
22年度	8.2	5.2～10	-/4	28,000	1,100～79,000	-/4
23年度	8.9	6.0～11	-/4	49,000	790～170,000	-/4
24年度	8.7	4.6～10	-/4	6,300	6,300～7,900	-/4
25年度	9.4	7.4～11	-/4	21,000	790～79,000	-/4
26年度	9.7	8.8～11	-/4	10,700	1,700～17,000	-/4
27年度	11	10～12	-/4	12,700	3,300～33,000	-/4
28年度	10.0	8.8～12	-/4	79,400	630～230,000	-/4
29年度	11.0	9.9～13	-/4	9,900	790～33,000	-/4

年度	全磷 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.017	0.010～0.024	-/4	0.54	0.25～0.90	-/4
21年度	0.035	0.012～0.053	-/3	0.36	0.23～0.50	-/3
22年度	0.020	0.014～0.026	-/4	0.48	0.28～0.61	-/4
23年度	0.015	0.009～0.021	-/4	0.53	0.22～0.74	-/4
24年度	0.024	0.010～0.058	-/4	0.53	0.32～0.71	-/4
25年度	0.021	0.010～0.030	-/4	0.51	0.34～0.63	-/4
26年度	0.011	0.009～0.012	-/4	0.33	0.14～0.55	-/4
27年度	0.018	0.011～0.023	-/4	0.44	0.34～0.55	-/4
28年度	0.016	0.011～0.023	-/4	0.56	0.48～0.66	-/4
29年度	0.015	0.009～0.023	-/4	0.39	0.30～0.43	-/4

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
mが-の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

与保呂川（桜橋）- (3)

年度	全亜鉛(mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.004	0.001～0.007	-/4
21年度	0.005	0.001～0.010	-/3
22年度	0.008	0.006～0.009	-/4
23年度	0.003	<0.001～0.005	-/4
24年度	0.004	0.002～0.007	-/4
25年度	0.001	<0.001～0.001	-/2
26年度	0.004	0.002～0.006	-/2
27年度	0.005	0.002～0.007	-/2
28年度	0.005	0.001～0.009	-/2
29年度	0.001	<0.001～0.001	-/2

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

mが一の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

②5 黒田川（赤野橋上流）（生活環境課測定）

年度	水素イオン濃度 pH		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)		浮遊物質 SS (mg/l)		溶存酸素量 DO (mg/l)	
	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
20年度	7.7	7.5～7.8	<0.5	<0.5～0.5	1	<1～1	10	9.2～11
21年度	7.7	7.4～7.8	<0.5	<0.5～0.6	5	1～10	10	9.2～11
22年度	7.7	7.6～7.9	0.5	0.5～0.7	2	1～3	12	9.1～15
23年度	7.7	7.2～8.5	<0.5	<0.5～0.7	3	1～6	10	9.4～11
24年度	7.9	7.5～8.7	0.7	<0.5～1.0	2	<1～3	11	10～13
25年度	7.7	7.5～7.9	0.6	<0.5～0.8	2	<1～5	11	9.2～12
26年度	7.5	7.1～7.7	1.0	0.6～1.2	7	1～16	11	9.2～13
27年度	7.6	7.4～7.9	0.7	<0.5～1.1	3	1～4	10	9.0～12
28年度	7.2	6.8～7.5	0.7	<0.5～1.0	3	<1～8	10	8.8～12
29年度	7.7	7.5～7.9	<0.5	<0.5	2	<1～2	10	8.9～12

年度	大腸菌群数 (MPN/100ml)		全磷 (mg/l)		全窒素 (mg/l)		鉛 (mg/l)	
	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
20年度	16,300	1,300～49,000	0.010	0.005～0.022	0.38	0.26～0.48	<0.001	<0.001
21年度	6,400	790～17,000	0.013	0.005～0.018	0.46	0.17～0.64	<0.001	<0.001
22年度	2,000	70～5,400	0.013	0.007～0.016	0.50	0.32～0.61	<0.005	<0.005
23年度	4,000	230～11,000	0.016	0.010～0.028	0.55	0.26～0.80	<0.005	<0.005
24年度	7,500	490～22,000	0.008	0.004～0.011	0.32	0.24～0.52	<0.001	<0.001
25年度	18,300	230～49,000	0.008	0.004～0.014	0.31	0.24～0.41	<0.001	<0.001
26年度	81,600	460～240,000	0.020	0.007～0.035	0.53	0.35～0.84	<0.002	<0.002
27年度	2,500	13～7,900	0.01	<0.003～0.02	0.33	0.14～0.51	<0.002	<0.002
28年度	1,300	46～4,900	0.02	0.005～0.04	0.90	0.29～1.6	<0.002	<0.002
29年度	7,733	230～17,000	0.001	0.005～0.024	0.32	0.23～0.48	0.001	<0.001～0.001

※ 平成12年度より年4回測定、4回の平均及び最小・最大を表示

（舞鶴市調）

②⑥大丹生川（花迫口橋上流）（生活環境課測定）

年度	水素イオン濃度 pH		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)		浮遊物質量 SS (mg/l)		溶存酸素量 DO (mg/l)	
	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
20年度	7.7	7.4～7.8	<0.5	<0.5	0.8	<1～1	10	9.1～12
21年度	7.6	7.3～8.0	<0.5	<0.5～0.7	4	<1～13	10	9.2～12
22年度	7.5	7.5～7.7	0.9	<0.5～3.1	1	<1～4	11	9.1～17
23年度	7.5	7.4～7.5	<0.5	<0.5～0.5	5	<1～11	9.5	8.1～11
24年度	8.3	7.5～9.9	1.0	<0.5～2.0	2	<1～2	12	10～13
25年度	7.9	7.0～8.3	0.6	<0.5～0.9	2	<1～5	11	9.3～12
26年度	7.5	7.4～7.6	0.9	<0.5～1.2	3	<1～7	10	8.3～12
27年度	7.4	7.2～7.7	0.6	<0.5～0.7	3	<1～5	11	8.7～13
28年度	7.2	6.9～7.6	0.6	<0.5～0.9	3	<1～4	9.8	8.6～12
29年度	7.6	7.4～7.7	0.7	<0.5～0.7	4	<1～7	11	8.4～13

年度	大腸菌群数 (MPN/100ml)		全磷 (mg/l)		全窒素 (mg/l)	
	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
20年度	10,900	790～23,000	0.012	0.008～0.017	0.56	0.43～0.73
21年度	7,800	280～13,000	0.017	0.009～0.026	0.57	0.36～0.93
22年度	14,000	78～54,000	0.018	0.008～0.029	0.61	0.42～1.0
23年度	2,400	430～4,600	0.026	0.017～0.037	0.73	0.31～1.2
24年度	2,500	8～7,900	0.016	0.008～0.024	0.42	0.16～0.69
25年度	4,000	230～13,000	0.010	0.004～0.022	0.41	0.32～0.49
26年度	51,700	330～170,000	0.018	0.011～0.028	0.57	0.43～0.72
27年度	3,600	17～13,000	0.02	0.01～0.02	0.40	0.19～0.57
28年度	990	21～3,500	0.02	0.01～0.04	0.70	0.49～1.1
29年度	53,118	170～130,000	0.02	0.007～0.036	0.46	0.41～0.50

※ 平成15年度より測定

(舞鶴市調)

(2) 舞鶴湾水質測定結果

★A. 念仏鼻地先-(1)

年度	水素イオン濃度 pH			化学的酸素要求量 COD (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n
20年度	—	8.1～8.6	7/18	2.7【3.4】	2.0～3.6	5/6
21年度	—	8.1～8.4	1/16	2.5【3.0】	1.9～3.1	5/6
22年度	—	8.0～8.4	6/18	2.7【3.4】	2.0～3.5	5/6
23年度	—	8.2～8.5	6/18	2.8【3.3】	2.1～4.0	6/6
24年度	—	8.0～8.5	10/18	2.8【3.1】	2.3～3.4	6/6
25年度	—	7.9～8.6	7/18	2.8【3.1】	2.2～3.7	6/6
26年度	—	8.0～8.5	7/18	2.3【2.4】	1.7～3.0	4/6
27年度	—	8.1～8.4	2/18	2.0【2.1】	1.4～3.1	3/6
28年度	—	7.8～8.4	3/18	2.2【2.2】	1.7～2.6	4/6
29年度	—	7.9～8.5	3/18	2.4【2.8】	1.9～2.9	4/6

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	8.3	4.9～10	4/18	1,600	2～7,900	2/6
21年度	8.9	7.0～13	5/16	250	2～790	0/6
22年度	8.4	6.4～10	4/18	3,900	13～13,000	3/6
23年度	8.2	5.6～10	5/18	4,200	13～13,000	1/6
24年度	8.0	4.9～10	4/18	2,600	79～13,000	2/6
25年度	7.1	4.1～9.4	9/18	5,700	17～33,000	1/6
26年度	7.9	5.3～10	4/15	150	23～490	0/6
27年度	7.0	4.7～8.5	10/18	83	<1.8～220	0/6
28年度	7.9	5.4～13	7/15	650	2.0～3,300	1/6
29年度	6.6	2.4～9.8	10/18	32	4.5～49	0/6

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、COD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】 : n個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、0.75×n番目にくる数値です。

念仏鼻地先- (2)

年度	全磷 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.018	0.007～0.027	0/6	0.34	0.21～0.49	3/6
21年度	0.015	0.010～0.021	0/6	0.32	0.22～0.46	2/6
22年度	0.022	0.012～0.031	1/6	0.38	0.20～0.51	4/6
23年度	0.019	0.011～0.033	1/6	0.36	0.23～0.55	4/6
24年度	0.031	0.012～0.042	4/6	0.42	0.19～0.90	4/6
25年度	0.027	0.013～0.055	2/6	0.45	0.22～0.71	4/6
26年度	0.022	0.016～0.028	0/6	0.29	0.19～0.56	1/6
27年度	0.018	0.012～0.027	0/6	0.21	0.15～0.34	1/6
28年度	0.024	0.011～0.044	2/6	0.35	0.17～0.78	2/6
29年度	0.019	0.012～0.025	0/6	0.24	0.14～0.41	1/6

年度	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)			全亜鉛 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	ND	ND	0/2	0.006	0.005～0.007	-/6
21年度	ND	ND	0/2	0.007	0.002～0.021	-/16
22年度	ND	ND	0/2	0.006	0.001～0.013	-/18
23年度	ND	ND	0/2	0.005	0.001～0.015	-/18
24年度	ND	ND	0/2	0.004	0.002～0.010	-/18
25年度	ND	ND	0/2	0.006	0.002～0.025	-/6
26年度	ND	ND	0/2	0.001	<0.001～0.001	-/6
27年度	ND	ND	0/2	0.001	<0.001～0.002	-/6
28年度	ND	ND	0/2	0.002	<0.001～0.003	-/6
29年度	ND	ND	0/2	0.002	0.001～0.003	-/6

(京都府資料より)

- ※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
 ただし、全磷・全窒素欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数
 mがーの場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。
 ※ ND : 「Not Detected (検出されない)」の略です。

★B. 檜崎地先-(1)

年度	水素イオン濃度 pH			化学的酸素要求量 COD (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n
20年度	—	8.1～8.6	8/18	2.7【3.2】	1.5～3.6	5/6
21年度	—	7.9～8.3	0/18	2.3【2.7】	1.8～2.8	4/6
22年度	—	7.8～8.3	0/18	2.3【2.5】	1.9～2.9	4/6
23年度	—	7.6～8.3	1/18	2.4【2.8】	1.5～3.2	5/6
24年度	—	7.8～8.4	1/18	2.7【2.9】	2.1～3.7	6/6
25年度	—	7.2～8.5	9/18	2.6【2.7】	2.0～3.8	5/6
26年度	—	7.9～8.4	2/18	1.8【2.1】	1.4～2.5	2/6
27年度	—	7.6～8.2	2/18	1.8【2.0】	1.2～2.1	1/6
28年度	—	7.5～8.3	5/18	1.7【2.0】	1.1～2.1	1/6
29年度	—	6.6～8.3	6/18	2.1【2.1】	1.8～2.9	2/6

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	7.9	4.7～9.4	4/18	1,100	<1.8～3,300	2/6
21年度	7.9	6.2～10	7/18	240	<23～490	0/6
22年度	8.1	6.3～9.4	3/18	990	49～2,400	3/6
23年度	7.8	6.0～10	8/18	1,600	79～2,400	1/6
24年度	7.9	5.9～9.5	8/18	5,600	14～33,000	1/6
25年度	6.7	4.5～8.7	13/18	3,100	6.1～13,000	2/6
26年度	7.7	5.8～10	8/15	210	22～490	0/6
27年度	6.9	5.0～8.6	11/18	3,300	2～17,000	2/6
28年度	6.6	3.9～8.3	13/18	620	33～2,400	1/6
29年度	6.1	1.9～9.1	14/18	5800	49～33,000	2/6

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、COD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】 : n個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、0.75×n番目にくる数値です。

檜崎地先- (2)

年度	全燐 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.016	0.008～0.033	1/6	0.36	0.27～0.51	4/6
21年度	0.014	0.010～0.016	0/6	0.28	0.22～0.36	1/6
22年度	0.019	0.010～0.048	1/6	0.38	0.25～0.46	5/6
23年度	0.020	0.010～0.043	1/6	0.34	0.15～0.55	4/6
24年度	0.024	0.013～0.041	1/6	0.29	0.22～0.39	2/6
25年度	0.026	0.010～0.071	1/6	0.34	0.16～0.83	2/6
26年度	0.019	0.013～0.027	0/6	0.18	0.14～0.20	0/6
27年度	0.017	0.013～0.021	0/6	0.18	0.14～0.23	0/6
28年度	0.017	0.007～0.024	0/6	0.21	0.15～0.34	1/6
29年度	0.018	0.013～0.035	1/6	0.22	0.14～0.39	2/6

年度	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)			全亜鉛 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	ND	ND	0/2	0.011	0.009～0.013	-/6
21年度	ND	ND	0/2	0.012	0.002～0.039	-/18
22年度	ND	ND	0/2	0.008	0.002～0.026	-/18
23年度	ND	ND	0/2	0.008	0.001～0.014	-/18
24年度	ND	ND	0/2	0.009	0.001～0.036	-/18
25年度	ND	ND	0/2	0.008	0.001～0.018	-/6
26年度	ND	ND	0/2	0.001	0.001～0.002	-/6
27年度	ND	ND	0/2	0.003	0.001～0.003	-/6
28年度	ND	ND	0/2	0.003	0.001～0.006	-/6
29年度	ND	ND	0/2	0.005	0.002～0.010	-/6

(京都府資料より)

- ※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
 ただし、全燐・全窒素欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数
 mがーの場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。
 ※ ND : 「Not Detected (検出されない)」の略です。

★C. キンギヨ鼻地先-(1)

年度	水素イオン濃度 pH			化学的酸素要求量 COD (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n
20年度	—	8.2～8.6	6/18	2.5【2.7】	1.9～3.6	4/6
21年度	—	8.0～8.4	2/18	2.0【2.2】	1.7～2.3	2/6
22年度	—	7.9～8.4	3/18	2.2【2.7】	1.6～3.0	2/6
23年度	—	8.2～8.4	2/18	2.6【2.7】	2.1～3.6	6/6
24年度	—	8.1～8.5	6/18	2.3【2.4】	1.8～2.6	5/6
25年度	—	7.6～8.4	6/18	2.4【2.4】	1.8～4.1	4/6
26年度	—	8.2～8.5	4/18	1.7【2.0】	1.1～2.6	1/6
27年度	—	7.8～8.4	1/18	1.5【1.7】	1.0～2.1	1/6
28年度	—	7.4～8.3	3/18	1.7【1.9】	1.3～1.9	0/6
29年度	—	7.5～8.4	2/18	2.0【2.4】	1.5～2.4	3/6

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	7.9	5.8～9.5	4/18	260	<1.8～1,300	1/6
21年度	8.1	6.4～11	9/18	370	23～1,300	1/6
22年度	8.2	6.5～9.4	3/18	220	6.8～790	0/6
23年度	7.9	6.2～9.6	7/18	130	2.0～790	0/6
24年度	8.0	6.1～9.8	7/18	660	7.8～3,300	1/6
25年度	7.0	5.2～8.5	10/18	8,300	2.0～49,000	1/6
26年度	7.7	6.2～9.7	5/15	72	2.0～220	0/6
27年度	6.7	5.0～7.8	12/18	150	<1.8～790	0/6
28年度	7.3	5.6～10	10/18	1,400	7.8～7,900	1/6
29年度	6.7	3.8～9.0	11/18	250	<1.8～1,300	1/6

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、COD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】 : n個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、0.75×n番目にくる数値です。

キンギョ鼻地先-(2)

年度	全磷 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.015	0.008～0.023	0/6	0.37	0.23～0.55	4/6
21年度	0.012	0.004～0.019	0/6	0.30	0.18～0.41	3/6
22年度	0.012	0.007～0.017	0/6	0.25	0.16～0.34	1/6
23年度	0.012	0.009～0.015	0/6	0.34	0.18～0.78	3/6
24年度	0.014	0.011～0.018	0/6	0.20	0.16～0.29	0/6
25年度	0.024	0.009～0.080	1/6	0.34	0.15～0.92	2/6
26年度	0.016	0.011～0.018	0/6	0.16	0.12～0.22	0/6
27年度	0.014	0.011～0.022	0/6	0.15	0.12～0.17	0/6
28年度	0.015	0.010～0.024	0/6	0.18	0.15～0.24	0/6
29年度	0.011	<0.003～0.018	0/6	0.14	0.11～0.21	0/6

年度	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)			全亜鉛 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	ND	ND	0/2	0.006	0.003～0.010	-/6
21年度	ND	ND	0/2	0.009	0.001～0.028	-/18
22年度	ND	ND	0/2	0.007	0.001～0.016	-/18
23年度	ND	ND	0/2	0.008	<0.001～0.036	-/18
24年度	ND	ND	0/2	0.005	0.001～0.013	-/18
25年度	ND	ND	0/2	0.004	0.001～0.009	-/6
26年度	ND	ND	0/2	0.001	<0.001～0.001	-/6
27年度	ND	ND	0/2	0.001	<0.001～0.002	-/6
28年度	ND	ND	0/2	0.001	<0.001～0.001	-/6
29年度	ND	ND	0/2	0.002	0.001～0.002	-/6

(京都府資料より)

- ※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
ただし、全磷・全窒素欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数
mが一の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。
- ※ ND : 「Not Detected (検出されない)」の略です。
- ※ 全亜鉛は16年度より測定しています。

★D. 恵比須埼地先- (1)

年度	水素イオン濃度 pH			化学的酸素要求量 COD (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均【75%水質値】	最小～最大	m/n
20年度	—	8.1～8.6	7/18	2.6【2.9】	2.0～3.7	5/6
21年度	—	7.7～8.4	2/17	2.3【2.6】	1.8～2.9	4/6
22年度	—	8.0～8.4	4/18	2.4【2.8】	2.0～3.0	5/6
23年度	—	8.2～8.5	6/18	2.7【2.9】	2.0～4.6	4/6
24年度	—	8.1～8.5	7/18	2.5【2.7】	2.1～3.0	6/6
25年度	—	7.7～8.6	7/18	2.8【3.2】	2.2～4.1	6/6
26年度	—	8.2～8.5	4/18	2.1【2.2】	1.5～2.9	4/6
27年度	—	8.0～8.4	1/18	1.9【2.0】	1.1～2.5	1/6
28年度	—	7.6～8.4	3/18	1.9【2.1】	1.7～2.2	2/6
29年度	—	7.8～8.5	3/18	2.3【2.7】	1.5～2.9	4/6

年度	溶存酸素量 DO (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	8.3	5.6～11	4/18	1,200	2～7,000	1/6
21年度	8.6	7.1～12	6/17	180	17～460	0/6
22年度	8.4	6.1～9.9	3/18	710	11～2,400	2/6
23年度	8.0	6.1～10	7/18	190	4.5～2,400	0/6
24年度	8.1	5.9～9.9	7/18	1,100	<1.8～4,900	2/6
25年度	7.3	4.7～9.4	8/18	2,300	7.8～13,000	1/6
26年度	7.9	5.8～9.8	4/15	76	<1.8～330	0/6
27年度	6.8	5.3～7.7	14/18	10	7.8～330	0/6
28年度	7.5	4.6～12	10/18	440	13～2,400	1/6
29年度	6.8	3.0～9.7	10/18	160	4.5～33	0/6

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、COD欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

※ 【75%水質値】 : n個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、0.75×n番目にくる数値です。

恵比須埼地先- (2)

年度	全燐 (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	0.010	0.004～0.014	0/6	0.31	0.17～0.43	4/6
21年度	0.012	<0.003～0.019	0/6	0.37	0.14～0.70	3/6
22年度	0.014	0.006～0.019	0/6	0.32	0.18～0.55	2/6
23年度	0.014	0.010～0.021	0/6	0.35	0.18～0.51	4/6
24年度	0.016	0.009～0.024	0/6	0.23	0.18～0.35	1/6
25年度	0.024	0.007～0.078	1/6	0.38	0.17～0.79	3/6
26年度	0.017	0.011～0.020	0/6	0.20	0.17～0.30	0/6
27年度	0.017	0.011～0.025	0/6	0.19	0.15～0.25	0/6
28年度	0.014	0.009～0.024	0/6	0.19	0.15～0.28	0/6
29年度	0.013	0.008～0.017	0/6	0.16	0.12～0.21	0/6

年度	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)			全亜鉛 (mg/l)		
	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
20年度	ND	ND	0/2	0.006	0.003～0.006	-/6
21年度	ND	ND	0/2	0.008	0.001～0.022	-/17
22年度	ND	ND	0/2	0.006	0.002～0.014	-/18
23年度	ND	ND	0/2	0.005	0.001～0.014	-/18
24年度	ND	ND	0/2	0.004	0.001～0.011	-/18
25年度	ND	ND	0/2	0.004	<0.001～0.011	-/6
26年度	ND	ND	0/2	0.001	<0.001～0.001	-/6
27年度	ND	ND	0/2	0.001	<0.001～0.001	-/6
28年度	ND	ND	0/2	0.001	0.001	-/6
29年度	ND	ND	0/2	0.002	<0.001～0.003	-/6

(京都府資料より)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

ただし、全燐・全窒素欄のm/n : 環境基準に不適合の日数/総測定日数

mが一の場合は、その項目に環境基準の適用がないことを意味します。

※ ND : 「Not Detected (検出されない)」の略です。

3. 騒音・振動・悪臭

(1) 規制基準

騒音・振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場又は事業所から発生する騒音や振動には、規制基準が定められています。特定施設を設置した工場や事業所は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

また、規制地域内においては、騒音・振動規制法に基づく特定の建設作業に対する規制があり、京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等に関する規制や拡声器の使用の制限に関する規制があります。

悪臭については、悪臭防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場等で事業活動に伴って悪臭物質を発生させる場合は規制基準が定められています。敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

① 騒音関係

特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
時間の区分					
昼間	午前8時から	45dB	50dB (45dB)	65dB (60dB)	70dB (65dB)
	午後6時まで				
朝・夕	午前6時から	40dB	45dB (40dB)	55dB (50dB)	60dB (55dB)
	午前8時まで				
	午後6時から				
	午後10時まで				
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	40dB	40dB	50dB (45dB)	55dB (50dB)

※学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内においては（ ）内の数値です。

特定工場等において発生する騒音の規制の区域区分

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
<ul style="list-style-type: none"> ● 第1種低層住居専用地域 ● 第2種低層住居専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1種中高層住居専用地域 ● 第2種中高層住居専用地域 ● 第1種住居地域 ● 第2種住居地域 ● 準住居地域 ● 田園住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣商業地域 ● 商業地域 ● 準工業地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業地域

法令・条例に基づく特定施設数（平成 29 年度末時点）

施設の種類	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数
1. 金属加工機械	19	79	101	234
2. 空気圧縮機等	76	805	282	2,303
3. 土木用破碎機等	4	14	33	163
4. 織機	0	0	2	57
5. 建設用資材製造機械	6	9	8	10
6. 穀物用製粉機	0	0	0	0
7. 木材加工機械	37	256	130	289
8. 抄紙機	0	0	0	0
9. 印刷機械	5	19	0	0
10. 合成樹脂用射出成形機等	0	0	3	8
11. 鋳型造型機	1	3	1	6
12. その他	0	0	91	1,157
合計	148	1,185	377	4,227

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

項目	区域区分	規制内容
作業敷地境界における規制基準値	第1号、2号区域共通	騒音：85 dB
作業禁止時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時
最大作業時間	第1号区域	1日あたり10時間まで
	第2号区域	1日あたり14時間まで
最大作業日数	第1号、2号区域共通	連続6日
作業禁止日	第1号、2号区域共通	日曜日、その他の休日

上記の規制については、災害の発生、人の生命、身体の危険防止、鉄道の正常運行の確保、道路法及び道路交通法の規定に基づく場合などに例外規定があります。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制の区域区分

第1号区域	第2号区域
<ul style="list-style-type: none"> ●第1種低層住居専用地域 ●第2種低層住居専用地域 ●第1種中高層住居専用地域 ●第2種中高層住居専用地域 ●第1種住居地域 ●第2種住居地域 ●準住居地域 ●田園住居地域 ●近隣商業地域 ●商業地域 ●準工業地域 ●工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内。 	<ul style="list-style-type: none"> ●工業地域のうち第1号区域以外の区域。

特定建設作業実施届出件数（平成 29 年度中届出件数）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. びょう打機等を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	16
4. 空気圧縮機を使用する作業	4
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	1
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	22

②振動関係

特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		第1種区域	第2種区域
時間の区分			
昼間	午前8時から	60dB	65dB
	午後7時まで	(55dB)	(60dB)
夜間	午後7時から	55dB	60dB
	翌日の午前8時まで		(55dB)

※学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内においては（ ）内の数値です。

特定工場等において発生する振動の規制の区域区分

第 1 種 区域	第 2 種 区域
<ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 種低層住居専用地域 ● 第 2 種低層住居専用地域 ● 第 1 種中高層住居専用地域 ● 第 2 種中高層住居専用地域 ● 第 1 種住居地域 ● 第 2 種住居地域 ● 準住居地域 ● 田園住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣商業地域 ● 商業地域 ● 準工業地域 ● 工業地域

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

項 目	区域区分	規制内容
作業敷地境界における 規制基準値	第 1 号、2 号区域共通	振動：75 dB
作業禁止時刻	第 1 号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時
	第 2 号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時
最大作業時間	第 1 号区域	1 日あたり 10 時間まで
	第 2 号区域	1 日あたり 14 時間まで
最大作業日数	第 1 号、2 号区域共通	連続 6 日
作業禁止日	第 1 号、2 号区域共通	日曜日、その他の休日

上記の規制については、災害の発生、人の生命、身体の危険防止、鉄道の正常運行の確保、道路法及び道路交通法の規定に基づく場合などに例外規定があります。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制の区域区分

第 1 号 区域	第 2 号 区域
<ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 種低層住居専用地域 ● 第 2 種低層住居専用地域 ● 第 1 種中高層住居専用地域 ● 第 2 種中高層住居専用地域 ● 第 1 種住居地域 ● 第 2 種住居地域 ● 準住居地域 ● 田園住居地域 ● 近隣商業地域 ● 商業地域 ● 準工業地域 ● 工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業地域のうち第 1 号区域以外の区域。

法令・条例に基づく特定施設数（平成 29 年度末時点）

施設の種類	振動規制法		京都府環境を守り育てる 条例	
	特定 工場等数	特定 施設数	特定 工場等数	特定 施設数
1. 金属加工機械	20	83	26	56
2. 圧縮機	46	251	10	49
3. 土木用破碎機等	4	14	31	161
4. 織機	0	0	0	0
5. コンクリートブロックマシン等	0	0	7	9
6. 木材加工機械	4	20	0	0
7. 印刷機械	3	6	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機等	0	1	1	1
10. 鋳造型機	0	0	0	0
11. 冷凍機	-	-	143	663
12. その他	-	-	4	581
合 計	77	375	191	1,520

特定建設作業実施届出件数（平成 29 年度中届出件数）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	2
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	14
合 計	16

③ 悪臭関係

敷地境界線における悪臭の規制基準

単位：ppm

悪臭物質の種類	許容限度	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

備考

- 1 規制地域とは、舞鶴市全域をいう。
- 2 A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。
- 3 B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

条例に基づく特定施設数（平成 29 年度末時点） 2 事業所

4. 環境ホルモン

内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンは、生体にとりこまれて内分泌系（ホルモン作用）に影響を及ぼす化学物質の総称をいいます。

大気、水質などの環境基準は設けられていません。京都府が平成11年度から23年度にかけて、河川及び海域における水質及び底質の環境ホルモンの調査を行いました。市内における調査結果は以下のとおりですが、全国的な値と比較して、特異な値は認められませんでした。

調査項目は、全国的に製造・使用量が多く、全国調査で検出率が高い5物質です。

(1) 河川における調査結果

(水質・底質)

単位 (水質: $\mu\text{g}/\text{l}$ 、底質: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

実施機関		京都府			
調査地点		伊佐津川 (相生橋)		河辺川 (第一河辺川橋)	
調査年度等		21年度		21年度	
項目	主な用途	水質	底質	水質	底質
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	界面活性剤の原料、 分解生成物	ND	ND	ND	ND
ノニルフェノール		ND	ND	ND	ND
ビスフェノールA	樹脂の原料	ND	ND	ND	ND
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤	ND	ND	ND	ND
フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル		ND	ND	ND	ND

※ μg : マイクログラム (100万分の1グラム)

※ ND: 「検出されない」の略です。

(2) 海域における調査結果

(水質・底質)

単位 (水質: $\mu\text{g}/\text{l}$ 、底質: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

実施機関		京都府							
調査地点		舞鶴湾 キナヨ鼻地先		舞鶴湾 恵比須崎地先		舞鶴湾 念仏鼻地先		舞鶴湾 檜崎地先	
調査年度		13年度		21年度		21年度		21年度	
項目	主な用途	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	界面活性剤 の原料、分解 生成物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ノニルフェノール		ND	ND	ND	14	ND	ND	ND	ND
ビスフェノールA	樹脂の原料	ND	ND	ND	1	ND	ND	ND	1
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチック の可塑剤	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

5. 舞鶴火力発電所

(1) 関西電力㈱舞鶴発電所の概要

関西電力㈱舞鶴発電所（千歳及び大丹生）は、平成16年8月に本格稼動をはじめました。

舞鶴発電所概要

号機	出力（万kW）	燃料	運転開始年月日
1号機	90	石炭	H16. 8. 4
2号機	90	石炭	H22. 8. 31
計	180	—	—

(2) 舞鶴発電所の主な環境対策

① 大気汚染防止対策

- ・硫黄酸化物対策として脱硫装置の設置
- ・窒素酸化物対策として脱硝装置の設置
- ・ばいじん対策として電気集塵装置の設置
- ・粉じん対策として石炭サイロの設置

② 水質汚濁防止対策

- ・排水処理装置の設置

(3) 環境保全協定

舞鶴市では、舞鶴発電所の周辺環境の保全を図るために、舞鶴市、京都府、関西電力㈱の三者で環境保全協定を平成7年11月に締結しました。協定では発電所から排出される硫黄酸化物濃度などについて法律や条令を上回る厳しい基準を定めるとともに、その履行状況について関西電力㈱から定期的に報告を受けています。

協定の基準などについては、下記のとおりです。

①大気汚染防止対策

ア. 硫黄酸化物の規制基準

項 目	基 準
排 出 濃 度	49ppm 以下
時間当たり総排出量	255 m ³ N/時
年 間 総 排 出 量	1,523×10 ³ m ³ N/年

※m³N：0度1気圧という条件の下での1m³のことです。

イ. 窒素酸化物の規制基準

項 目	基 準
排 出 濃 度	45ppm (残存酸素濃度 6%換算値) 以下
時間当たり総排出量	244 m ³ N/時
年 間 総 排 出 量	1,457×10 ³ m ³ N/年

ウ. ばいじんの規制基準

項 目	基 準
排 出 濃 度	0.009 g/m ³ N (残存酸素濃度 6%換算値) 以下

②水質汚濁防止対策

ア. 構内排水（復水器冷却排水及び補機冷却排水を除く）の排水量及び汚濁負荷量の規制基準

項 目		数 値
排 水 量		最大 2,750 m ³ /日 平均 1,260 m ³ /日 以下
汚 濁 負 荷 量	化学的酸素要求量	最大 22 kg/日 平均 10.1 kg/日 以下
	浮遊物質 量	最大 27.5 kg/日 平均 12.6 kg/日 以下
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	最大 2.8 kg/日 平均 1.3 kg/日 以下
備考	平均は、年間の総排水量又は総汚濁負荷量を年間の稼働日数で除した値とする。	

※総合排水処理装置の出口の基準です。

イ. 構内排水（復水器冷却排水及び補機冷却排水を除く）の汚濁物質等の許容限度の基準

項 目	数 値
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
化学的酸素要求量	最大 15 mg/ℓ 日平均 8 mg/ℓ 以下
浮遊物質量	最大 15 mg/ℓ 日平均 10 mg/ℓ 以下
ヘルマルヘキサン抽出物質含有量	最大 1 mg/ℓ
弗素含有量	最大 13.5 mg/ℓ

※総合排水処理装置の出口の基準です。

ウ. 復水器冷却排水及び補機冷却排水の規制基準

項 目	数 値
排 水 量	最大 6,307×10 ³ m ³ /日
取水と放水の温度差	7℃以下

エ. 残留塩素は、放水路ピットにおいて検出されないこと。

③騒音防止対策

発電所の事業活動により発生する騒音の規制基準

時 間 区 分	8時～18時	8時～翌日の8時
騒音基準値	50デシベル以下	40デシベル以下

※大丹生側敷地境界における基準です。

(4) 発電所周辺の環境監視

関西電力㈱では、舞鶴発電所の稼働に伴う周辺環境への影響を調査するために 大気環境などの監視を実施しています。

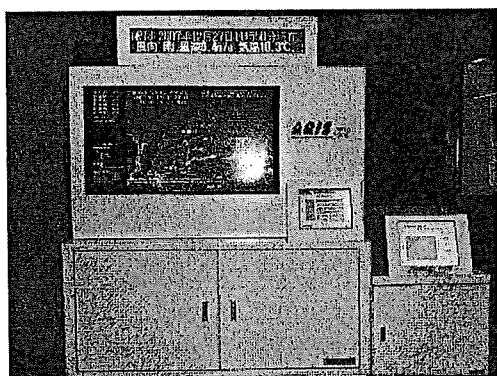
<大気環境監視>

発電所稼働の一年前の平成15年8月から関西電力㈱が舞鶴市内に設置した測定局で二酸化硫黄などを測定し、測定データはテレメータシステムで市役所に設置された中央監視局に転送されます。舞鶴市では大気環境について常時監視するとともに、測定結果については、市役所市民ホールや西支所ロビーで大型ディスプレイを使って市民の皆さんが見ることができるようにしています。

テレメータシステムに係る市内の測定局及び測定項目

測定局 (所在地)	測定項目					
	二酸化硫黄	窒素酸化物			浮遊粒子状物質	風向風速
		一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物		
1 三浜	○	○	○	○	○	○
2 岡安	○	○	○	○	○	○
3 和田	○	○	○	○	○	○
4 七日市	○	○	○	○	○	○
5 上東	○	○	○	○	○	○

(平成29年3月現在)



大型ディスプレイ (市役所市民ホール)

6. 原子力発電所に係る環境の状況

(1) 関西電力㈱高浜発電所の概要

原子力発電所は、原子炉の中でウランを核分裂させることにより生じるエネルギーを利用して直接または間接的に蒸気を発生させ、この蒸気でタービンを回転させて電気を作り出す発電所です。

市境から約 4km の地点にある福井県の関西電力㈱高浜発電所（以下「高浜原子力発電所」という。）では、4 基の原子炉（出力合計 339 万 2 千 kw）が運転されています。

現在、原子力規制委員会の新規制基準に基づき、2 基、定期検査等による運転停止となっております。（平成 29 年 3 月現在）

高浜原子力発電所概要

号機	出力 (万 kW)	炉型	蒸気発生器の数	運転開始年月日
1号機	82.6	加圧水型軽水炉	3	S49.11.14
2号機	82.6	加圧水型軽水炉	3	S50.11.14
3号機	87.0	加圧水型軽水炉	3	S60.1.17
4号機	87.0	加圧水型軽水炉	3	S60.6.5
計	339.2	—	—	—

(2) 高浜原子力発電所に係る環境の状況

京都府が、高浜 1 号機の原子炉の運転に先立つ昭和 48 年度から環境影響監視事業を開始し、以後、総合的な環境監視を行っています。

また、平成 12 年度には、環境放射線監視テレメータシステムの充実・整備をはじめ、放射線測定所の増設などの強化整備が行われ、監視体制及び緊急時の即応体制が一層強化されるとともに、表示板やインターネットを通じて測定データや府政情報などを提供する機能が強化されました。また、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故を契機に体制が強化され、大飯原子力発電所も監視することとし、両発電所に対するきめ細かな監視を実施しています。

調査結果については、学識経験者などで構成する「高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、平成 28 年度についても、「周辺環境に対する影響は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を京都府から受けています。

※放射線：電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつものであり、主なものとして、 α （アルファ）線、 β （ベータ）線、 γ （ガンマ）線の 3 種類があります。

※テレメータ：遠方から電気信号として送られてきた測定量を解読し、指示あるいは記録する装置。

(3) 環境放射線監視結果

(京都府発行：高浜発電所及び大飯発電所環境影響監視結果から引用)

①空間放射線空気吸収線量率等

ア 放射線測定所による空間放射線空気吸収線量率

平成 29 年度の線量率の年平均値は、33～49nGy/時で、大山、吉坂、倉梯測定所では、昭和 52 年度に測定を開始して以来、大きな変動は認められませんでした。平成 13 年度から測定を開始した塩浜、岡安及び平成 25 年度から測定を開始した地頭でも大きな変動は認められませんでした。

※空間放射線空気吸収線量率： ある地点に一定時間当たりどれだけのガンマ線が飛んで来ているかを表し、通常 nGy/時 (ナノグレイ/時) で示されます。1 nGy は、10 億分の 1Gy のことです。

※Gy (グレイ)： 吸収線量を表し、放射線が当たった物質にどれくらいエネルギーを与えたかを示す単位です。その物質 1 kg 当たり 1 J (ジュール) のエネルギーを与えた場合、これを 1 Gy といいます。光に例えれば、「暖かさ」に相当する量です。放射線が物質 (人体を含む) に与える影響を評価するときの基本的な物差しになります。

イ 環境放射能測定車及び環境放射線調査車による空間放射線空気吸収線量率等

平成 29 年度の環境放射能測定車による定点測定の線量率測定結果は、29～35nGy/時であり、放射線測定所における測定結果とほぼ同程度でした。

ウ 空間放射線積算線量

平成 29 年度の市内 25 カ所における TLD 素子による積算線量は、0.38～0.68mGy で、例年とほぼ同じ値であり、大きな変動は認められませんでした。

※空間放射線積算線量： ある地点に合わせてどれだけの放射線が飛んで来たかを表し、通常 mGy (ミリグレイ) で示されます。1 mGy は、1,000 分の 1Gy のことです。

※TLD (熱蛍光線量計)： フッ化ナトリウム、フッ化カルシウム、硫酸カルシウム等の化学物質は、放射線が当たるとそのエネルギーを吸収し、これに熱を加えると吸収した放射線のエネルギーを光として放出する性質 (熱蛍光) を有しています。この光の量を測定することにより放射線の量を知ることができます。このような現象を利用したものを熱蛍光線量計といいます。

エ 浮遊じん中の放射能

平成 29 年度の浮遊じん中の放射能の年間平均値については、全アルファ放射能、全ベータ放射能ともに例年と同程度であり、異常は認められませんでした。

※放射能： 放射線を出す能力 (性質) を放射能といいます。

※全アルファ・全ベータ放射能： 核種分析を行わず、全体としてどれくらいの α 線や β 線を出す放射性物質が存在するかを示すのが全 α 、全 β 放射能で、これによってその放射能の程度を知ることができます。

②環境試料の核種分析

自然界には種々の元素がありますが、同じ元素でも原子核の重さの違いによって同位元素(アイソトープ)が存在します。そこで一つひとつの原子核を区別して考える時、核種という言葉が使われます。例えば、コバルト(Co)という元素を例にとると自然界にはコバルト-59(^{59}Co)という核種のみが存在し、原子炉の中ではコバルト-60(^{60}Co)という核種が作られています。そしてコバルト-59は、放射能を持たないので、安定核種、放射能を持つコバルト-60は放射性核種と各々呼ばれています。そこで種々の環境試料を調べ、放射能がどのような核種に由来するのかを調べることを核種分析といいます。

ア ガンマ線放出核種分析

平成29年度の測定結果は、次のとおりでした。

浮遊じんは、セシウム-137、-134及びベリリウム-7が検出されました。

降下物(雨水・ちり)については、過去から検出されているベリリウム-7及びカリウム-40が例年と同程度検出されました。

陸水及び陸土については、ベリリウム-7及びカリウム-40が例年と同程度検出されました。また、福島第一原子力発電所事故の影響とみられるセシウム-137が検出されましたが微量であり過去の検出値に比べ小さいものでした。

農畜産物及び指標植物については、セシウム-137、ベリリウム-7及びカリウム-40が例年と同程度検出されました。

海洋生物及び指標海洋生物については、過去から検出されているセシウム-137、ベリリウム-7及びカリウム-40が例年と同程度検出されました。

海水についてはセシウム-137が例年と同程度検出されました。

海底沈積物については、セシウム-137及びカリウム-40が例年と同程度検出されました。

以上のとおり環境試料のガンマ線放出核種分析においては、人工放射性核種であるセシウム-137が検出されましたが、これは過去の核実験等や福島第一原子力発電所事故に由来するものと考えられ、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所に由来する放射性物質の影響は認められませんでした。

※人工放射線核種：核実験や原子炉内で生成されるストロンチウム-90(^{90}Sr)やセシウム-137(^{137}Cs)等の核種は、天然に存在しないため人工放射線核種と呼ばれています。

イ トリチウム分析

陸水のトリチウム濃度は、不検出、海水でも、不検出であり、例年と同程度でした。

また、平成2年度から測定を開始した空気中湿分のトリチウム濃度は、不検出 \sim 0.76Bq/ℓ一水の範囲で例年と同程度でした。

※Bq(ベクレル)：どのくらい放射性物質があるか表す単位で、1秒間に1個の原子核が崩壊するときの放射性物質の強さ、または量を1Bq(ベクレル)といいます。

ウ ストロンチウム及びプルトニウム分析

ストロンチウム濃度は、陸水及び牛乳は、不検出～1.7mBq/l、米、よもぎ、めばる、なまこ及びほんだわらについては不検出～580mBq/kg生の範囲内であり、異常は認められませんでした。

プルトニウム濃度は、陸土、海底沈積物は不検出～0.018Bq/kg乾土、米は不検出であり、異常は認められませんでした。

これらストロンチウム-90 及びプルトニウムは、過去の核実験等に由来しているものと考えられます。

③被ばく線量の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものが、全て発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定されています。

その結果、平成29年度の外部被ばく線量は0.001mSv/年（ミリシーベルト/年）でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された人工放射性核種が、全て発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタリングに関する指針」の計算式により試算されています。この方法によると平成29年度の内部被ばく線量は0.001mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1mSv/年を十分下回っており、問題はありませんでした。

※外部被ばく： 人体の外側から放射線を受けることを外部被ばくといいます。

※内部被ばく： 放射性物質を体内に摂取したために体内で放射線被ばくが生じることを内部被ばくといいます。

※Sv（シーベルト）： 放射線の人体の組織（筋肉、臓器等）に対する影響を計る単位で、吸収線量が同じでも放射線の種類やエネルギーの強さにより、生物学的影響が異なり、これらの条件を配慮し、吸収線量に種々の補正係数を掛け、人体への影響の度合いを示すもので、線量当量といいます。放射線管理では、被ばく線量は、すべてSv単位で表します。

平成29年度 年間被ばく線量の評価 単位：mSv/年

			評価値
外部被ばく線量			0.001
内部被ばく線量	項目	1日当たり摂取量	評価値
	空気	22.2 m ³	<0.001
	飲料水	2.65ℓ	<0.001
	米	250g	<0.001
	葉菜	100g	<0.001
	牛乳	200mL	<0.001
	魚	200g	<0.001
	無脊椎動物	20g	<0.001
	海藻	40g	<0.001
	計		0.002

(京都府資料より)

※外部被ばく線量： (放射線測定局6局の空間線量率測定値において、一定の変動幅(平均値+標準偏差の3倍)を超過した線量の年間積算値の最大値)×0.8

※内部被ばく線量： 核種分析により検出された人工放射性核種の最大値を用いて「環境放射線モニタリングに関する指針」の計算式により試算した預託線量(全量)

※「-」は、検出されなかった。

(4) 温排水影響調査

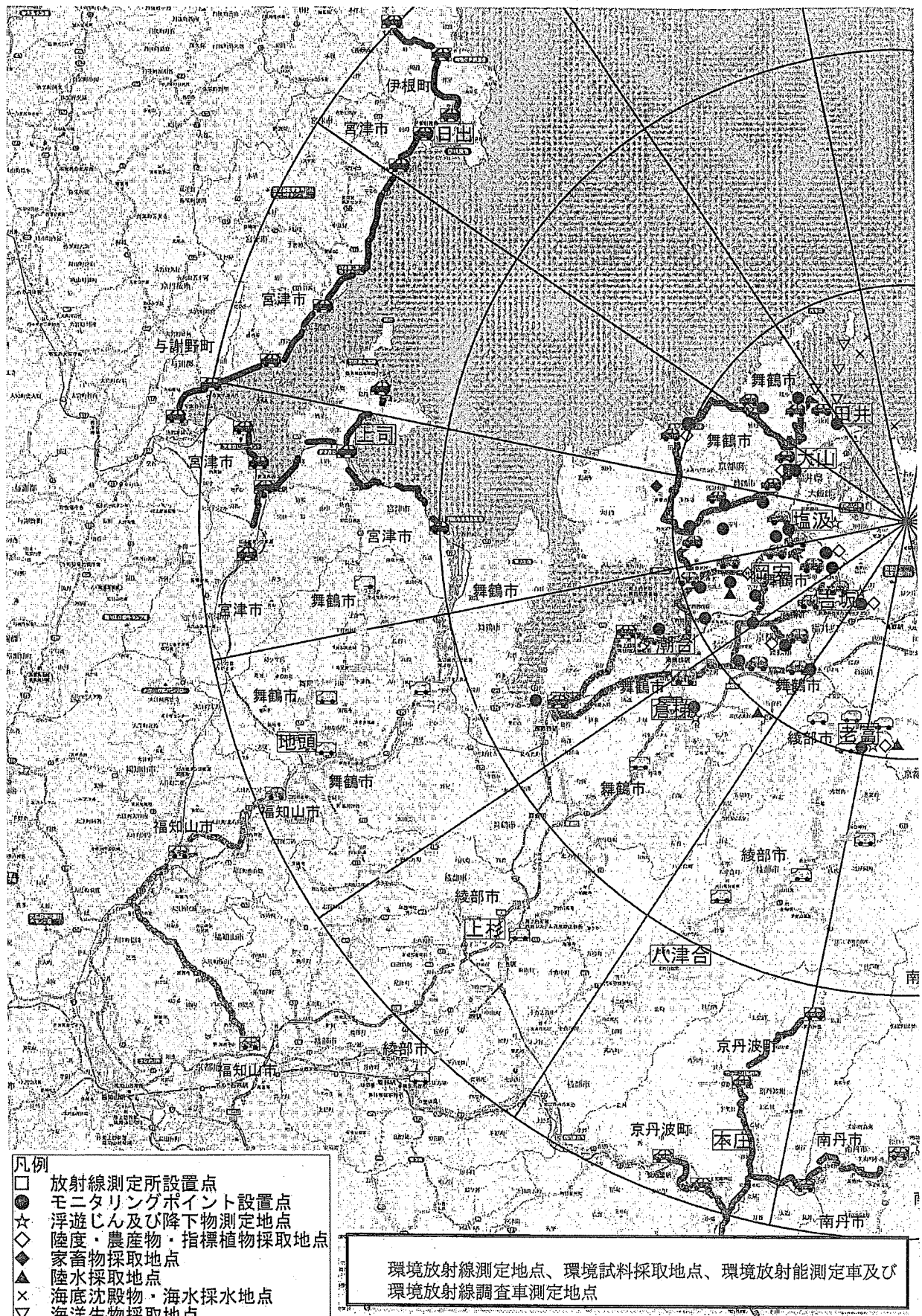
(京都府発行：高浜発電所及び大飯発電所環境影響監視結果から引用)

本調査は、高浜原子力発電所から放出される温排水の海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施されています。

平成29年度の6回の調査の内4回において高浜発電所の原子炉が稼働していたが、この時、内浦湾内において1℃以上高い温排水が認められたが、湾外への拡散は認められなかった。

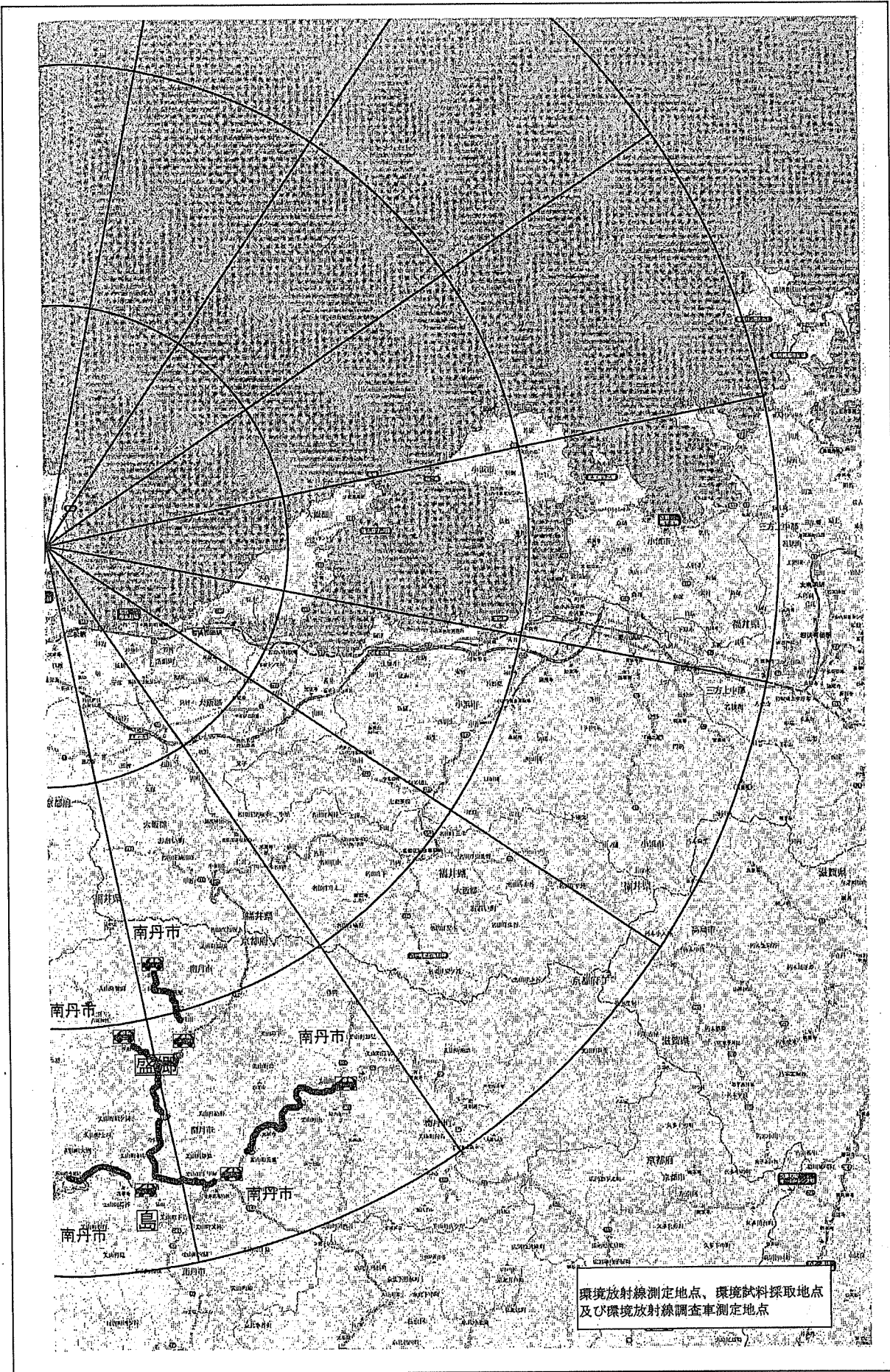
※温排水： 火力や原子力発電所では、タービンを回し終えた蒸気を復水器で冷却して、凝縮させます。

この復水器の冷却材として、わが国では海水が使用されています。復水器出口の海水は入口の海水より温度が約7℃上昇するので温排水と呼ばれています。



- 凡例
- 放射線測定所設置点
 - モニタリングポイント設置点
 - ☆ 浮遊じん及び降水物測定地点
 - ◇ 陸産物・農産物・指標植物採取地点
 - ▲ 家畜物採取地点
 - ▲ 陸水採取地点
 - × 海底沈殿物・海水採水地点
 - ▽ 海洋生物採取地点

環境放射線測定地点、環境試料採取地点、環境放射能測定車及び環境放射線調査車測定地点



空間放射線積算線量（年間値）の経年変化

単位：mGy（マイクロ）

No.	測定地点	原発からの距離 (km)	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
1	大山測定所	5.8	0.47	0.49	0.46	0.46	0.45	0.46	0.45	0.45	0.46	0.46
2	松尾寺	4.5	0.42	0.45	0.42	0.42	0.41	0.40	0.41	0.41	0.42	0.42
3	吉坂測定所	5.8	0.51	0.54	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
4	田井小学校跡地	6.0	0.55	0.57	0.54	0.55	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.54
5	河辺(グラウンド)	8.0	0.49	0.51	0.48	0.48	0.47	0.47	0.46	0.46	0.48	0.48
6	朝来小学校	7.2	0.58	0.59	0.56	0.55	0.54	0.55	0.54	0.54	0.55	0.56
7	金剛院	7.6	0.59	0.62	0.58	0.58	0.56	0.56	0.57	0.57	0.58	0.58
8	丸山小学校跡地	10.6	0.58	0.60	0.56	0.57	0.54	0.55	0.55	0.54	0.55	0.57
9	大浦小学校	10.1	0.57	0.58	0.57	0.55	0.54	0.53	0.53	0.53	0.55	0.55
10	倉梯測定所	12.6	0.55	0.58	0.57	0.56	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.54
11	夕潮台公園	11.9	0.41	0.45	0.44	0.42	0.41	0.40	0.41	0.40	0.42	0.41
12	城北中学校	17.8	0.50	0.53	0.51	0.53	0.51	0.49	0.50	0.49	0.49	0.50
13	水ヶ浦(駐車場)	5.3	0.42	0.45	0.43	0.45	0.43	0.41	0.41	0.41	0.42	0.41
14	野原(若宮神社)	8.7	0.63	0.66	0.64	0.65	0.62	0.60	0.60	0.59	0.60	0.60
15	塩汲(ゴルフ場)	5.2	0.55	0.56	0.54	0.55	0.54	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53
16	栃尾(記念碑)	6.5	0.50	0.50	0.48	0.50	0.50	0.47	0.47	0.46	0.47	0.48
17	室牛公民館	8.0	0.67	0.70	0.67	0.69	0.68	0.65	0.65	0.66	0.65	0.68
18	杉山集会所	4.4	0.41	0.43	0.41	0.44	0.44	0.41	0.42	0.41	0.42	0.43
19	登尾(記念碑)	5.7	0.51	0.54	0.51	0.54	0.53	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
20	白屋公民館	7.2	0.55	0.58	0.56	0.56	0.56	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54
21	志楽幼稚園	9.0	0.51	0.54	0.52	0.52	0.51	0.48	0.50	0.49	0.50	0.50
22	泉源寺(智性院)	9.4	0.51	0.54	0.52	0.53	0.53	0.50	0.50	0.50	0.50	0.52
23	大波下(東舞鶴病院)	9.8	0.55	0.57	0.53	0.58	0.59	0.54	0.55	0.54	0.55	0.55
24	堂奥公民館	10.0	0.45	0.47	0.45	0.50	0.50	0.41	0.41	0.41	0.42	0.43
25	多門院(バス停)	8.9	0.39	0.40	0.39	0.40	0.39	0.37	0.37	0.37	0.38	0.38

(京都府資料より)

7. 生活排水対策

(1) 水洗化の推進

本市では、生活排水による公共水域の水質汚濁防止と、快適で住みよい生活環境づくりを図るために、平成8年3月「舞鶴市水洗化総合計画」を策定し全市水洗化を目指すこととしました。その後効率性や経済性等の検討を行い、平成15年12月には新たに「舞鶴市水洗化総合計画(改訂)」を策定し、さらに平成21年度に「京都府水洗化総合計画」の計画人口8万5千人を踏まえ、効率性や経済性等を再検討し改定しました。

水洗化総合計画は、本市の全域を水洗化するために、地域ごとの整備手法を明らかにしたもので、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽の5つの手法で整備することとしています。平成30年3月末現在の水洗化事業別の整備状況は下記のとおりです。

水洗化事業別整備状況一覧

平成30年3月末現在

手法	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併処理浄化槽
対象 地域	市街化区域 (一部調整地域を 含む)	市街化区域以外、 農山漁村の主要集落及 び自然公園区域内	農業振興地域内の 農業集落	漁港整備長期計画に基 づき漁港整備を実施す る漁港の集落	下水道事業計画区域外 で生活排水対策が必要 な地域
	2 処理区	3 処理区	8 地区	3 地区	44 地区
規模	計画処理人口 一万人以上	千人から一万人	千人程度以下	百人から五千人	各戸処理
整備 状況	昭和44年4月 東処理区供用開始 平成7年5月 西処理区供用開始 平成9年6月 中地区供用開始	昭和59年10月 野原処理区供用開始 平成16年4月 三浜・小橋処理区供用 開始 平成17年7月 神崎処理区供用開始 (油江、蒲江地区整備 中)	平成10年4月 瀬崎地区供用開始 平成10年6月 大丹生地区供用開始 平成14年9月 平・赤野地区供用開始 平成15年10月 久田美地区供用開始 平成16年4月 池内地区供用開始 平成18年4月 佐波賀地区供用開始 平成21年11月 三日市・上東・下東地 区供用開始 平成24年6月 白杉地区供用開始	平成6年10月 成生地区供用開始 平成11年4月 田井地区供用開始 平成12年4月 千歳地区供用開始	平成8年度から個人設 置に対する補助制度開 始 平成17年度から市が整 備・管理する公設浄化 槽開始 平成21年度の水洗化総 合計画見直しに伴い、 青井、上村・宇谷、大 川・志高、中山・水間・ 水間下地区を農業集落 排水地区から公設浄化 槽地区へ変更
	処理区域拡大中		整備完了	整備完了	
水洗化 可能人口	73,463 人	1,056 人	1,969 人	323 人	3,573 人
水洗化 可能戸数	39,646 戸	559 戸	900 戸	149 戸	1,740(基)

(2) 水洗化の状況

平成30年3月末現在の状況は、人口普及率で見ると、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水を利用して水洗化が可能な人と合併処理浄化槽を設置して水洗化している人をあわせて、全市民の96.9%が水洗化可能な状況となっています。

舞鶴市の水洗化の状況

平成30年3月末現在

水洗化が可能な人の割合 (人口普及率)	96.9%
---------------------	-------

※ 公共下水道・農業漁業集落排水・合併処理浄化槽を含んでいます。

ただし合併処理浄化槽は設置済の数で計算しています。

(3) 生活排水対策啓発事業

本市では生活排水対策に係る啓発事業として、啓発パンフレットの作成や、水辺教室(水生生物調査)の開催などを行っています。

※ 生活排水：台所や洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿をあわせたものです。

8. 犬の適正飼養管理

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射（定期集合）を市内延べ 76 カ所（平成 29 年 4 月 10 日～4 月 20 日）で実施。また、年間を通じて開業獣医においても登録・注射を実施しています。

狂犬病は発症するとほぼ 100%死に至る病気で、全世界では依然として狂犬病が発生しており、国内への侵入も危惧されることから、狂犬病対策の必要性が増しています。そのため、予防注射（定期集合）時において飼い方チラシの配布、市広報などにより予防注射や犬の飼い方についての啓発活動を実施しています。

犬の登録及び狂犬病予防注射の状況

区 分	20年 度	21年 度	22年 度	23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度
犬の登録	4,776	4,276	3,797	3,788	3,709	3,675	3,631	3,598	3,489	3,464
犬の注射	2,870	2,848	2,952	3,013	2,986	2,957	2,905	2,888	2,845	2,686

動物飼養管理業務の状況

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
犬の引取	15	18	41	6	2	0	0	0
猫の引取	269	232	242	90	7	8	4	19
犬の苦情※	26	50	31	29	26	42	23	46
犬の捕獲	31	23	18	9	21	15	13	6

（資料：京都府中丹東保健所）※犬の苦情については、綾部市を含む

犬の苦情内訳

内 訳	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
捕獲してほしい	7	15	4	9	14	19	10	12
捕獲したので引き取ってほしい	3	5	1	1	1	4	2	2
鳴き声	5	12	9	7	4	5	6	10
人を襲う	0	0	1	3	1	1	0	1
糞便の始末	3	8	3	0	1	3	1	6
放し飼い	9	6	4	6	3	7	2	6
迷い犬	1	0	0	0	0	0	0	0
犬舎が不潔	0	0	1	1	0	2	1	3

家畜を襲う	0	0	1	0	0	0	0	0
その他	1	4	7	2	2	1	1	6
合計	26	50	31	29	26	42	23	46

(資料：京都府中丹東保健所)

9. 主な環境施策年表

年	月	国・京都府等	月	舞鶴市
昭和32年	10月	自然公園法施行		
昭和33年		公共用水域の水質保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律制定		
昭和34年	4月	工場立地法施行		
昭和37年		ばい煙の排出の規制等に関する法律制定		
昭和42年		公害対策基本法制定		
昭和43年	12月	大気汚染防止法施行 (ばい煙の排出の規制等に関する法律廃止)		
	12月	騒音規制法施行		
昭和45年			4月 10月	日之出化学工業(株)と協定締結 衛生課公害係発足 (以前は社会労政課所管)
昭和46年	5月 6月 6月 6月 7月 12月 12月	公害防止事業費事業者負担法施行 水質汚濁防止法施行 (公共用水域の水質保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律廃止) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行 騒音に係る環境基準設定 環境庁発足 水質汚濁に係る環境基準設定 京都府公害防止条例施行 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例施行(京都府)	11月	騒音規制法に基づく規制地域の指定を受ける
昭和47年	5月	悪臭防止法施行		
昭和48年	4月 5月	自然環境保全法施行 大気の汚染に係る環境基準設定	3月	日本板硝子(株)と公害防止協定締結
昭和49年	4月 9月	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行 公害健康被害の補償等に関する法律施行	4月	由良川(由良川橋)に河川の環境基準が設定される
昭和50年			3月	舞鶴湾に海域の環境基準が設定される
昭和51年	12月	振動規制法施行	9月	自動車騒音要請限度の区域の指定を受ける
昭和52年			1月 3月 6月 11月 12月	悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受ける 舞鶴港木材団地3社と公害防止協定締結 舞鶴鍍金工業(株)と公害防止協定締結 騒音に係る環境基準の地域の指定を受ける 関西電力(株)と高浜発電所に係る協定締結
昭和53年	7月	二酸化窒素に係る環境基準設定	3月	振動規制法に基づく規制地域の指定を受ける
昭和54年	10月	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行		
昭和57年	4月	自然環境の保全に関する条例施行(京都府)		
昭和62年			4月	衛生課公害係を保健予防課公害係へ改称
昭和63年	5月 11月	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)設立		
平成元年	9月	京都府環境影響評価要綱施行		
平成3年	8月	土壌の汚染に係る環境基準設定		

年	月	国・京都府等	月	舞鶴市
平成4年	6月	地球サミット(アジェンダ21合意)開催(リオデジャネイロ)	2月	(株)資生堂と公害防止協定締結 (平成18年3月協定失効)
			2月	キリンビバレッジ(株)と公害防止協定締結
平成5年	4月	絶滅のおそれのある種の保存に関する法律施行		
	11月	環境基本法施行(公害対策基本法廃止)		
平成6年	12月	環境基本計画策定	4月	機構改革により保健予防課公害係を環境対策室生活環境課環境保全係に改編改称
平成7年			11月	関西電力(株)と舞鶴発電所に係る環境保全協定締結
平成8年	4月	京都府環境を守り育てる条例施行 (京都府公害防止条例・自然環境の保全に関する条例廃止)	3月	舞鶴湾に海域の全窒素及び全磷の環境基準が設定される
			3月	伊佐津川(相生橋)・河辺川(第一河辺川橋)に河川の環境基準が設定される
平成9年	3月	京と地球の共生計画(京都府地球環境保全行動計画)策定		
	12月	地球温暖化防止京都会議開催(「京都議定書」採択)		
平成10年	9月	京都府環境基本計画策定		
平成11年	3月	京と地球の共生計画―地球温暖化対策推進版―策定		
	4月	地球温暖化対策の推進等に関する法律施行		
	6月	環境影響評価法施行		
	6月	京都府環境影響評価条例施行 (京都府環境影響評価要綱廃止)		
平成12年	1月	ダイオキシン類対策特別措置法施行	3月	舞鶴市環境基本計画策定
	3月	化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行		
	12月	新環境基本計画策定		
平成13年	1月	環境省発足		
	5月	京都府環境放射線監視テレメーターシステム(ARIS)の強化整備により舞鶴市役所に副監視局設置		
平成14年	4月	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律施行	2月	(株)エネット・日立造船(株)と環境保全協定締結
	6月	京都議定書批准		
平成15年	2月	土壌汚染対策法施行	8月	舞鶴発電所に係る環境保全協定に基づき、市役所に大気環境中央監視局設置
平成16年			6月	舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画策定
平成17年	2月	京都議定書発効		
	12月	京都府地球温暖化対策条例施行	10月	ごみ減量・資源化へ向け有料化実施
平成17年			1月	京都交通(株)と環境保全協定締結
平成19年	8月	丹後天橋立大江山国定公園が新規指定される		
	8月	若狭湾国定公園の区域を変更	9月	ケンコーマヨネーズ(株)と環境保全協定締結
	10月	京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行		
平成20年			2月	環境啓発冊子「舞鶴の守りたい自然～自然環境データブック」発行
			3月	日本海精錬(株)と環境保全協定締結
			4月	京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく指定希少野生生物にオオキンレイカが指定される
	7月	G8北海道洞爺湖サミット開催	6月	「大杉の清水」「真名井の清水」が環境省の「平成の名水百選」に選定される

年	月	国・京都府等	月	舞鶴市
平成21年			2月	舞鶴港木材団地3社と公害防止協定の失効
			4月	第2期舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画策定
平成22年	10月	新京都府環境基本計画策定	3月	(株)松島フーズと環境保全協定締結
			4月	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度実施
平成23年	4月	改正京都府地球温暖化対策条例施行	4月	環境マネジメントシステム認証取得費補助制度実施
			8月	第2期舞鶴環境基本計画(地球温暖化対策実行計画[区域施策編]策定
平成24年	4月	第4次環境基本計画閣議決定	1月	和幸産業(株)と環境保全協定締結
平成25年			4月	電気自動車等・電力供給設備導入支援補助制度実施
平成26年			4月	第3期舞鶴市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]策定
平成27年	12月	COP21開催「パリ協定」採択		
平成28年			4月	第2期舞鶴市環境基本計画(含 地球温暖化対策実行計画[区域施策編])(改訂版)策
			7月	住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助制度実施
平成29年			6月	舞鶴市とまいづる環境市民会議がCOOL CHOICE共同宣言
			8月	環境衛生プラント竣工
			3月	電気自動車等・電力供給設備導入支援補助制度廃止

10. 廃棄物処理施設の概要

(1) 清掃事務所

① 第一工場の設備内容・事業費等

所在地	舞鶴市字森1515番地	電話番号	63-1614	
敷地面積	4,700㎡			
着工	平成2年12月	竣工	平成5年3月	
焼却能力	80t/16h(40t/16h×2炉)			
炉型式	准連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉)			
建屋概要	1. 工場棟	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 建築面積:1,407.94㎡ 延床面積:2,475.93㎡		
	2. 煙突	鉄筋コンクリート造丸形(レンガ内張) 高さ59m		
総事業費	事業費	国庫補助金	地方債	一般財源
	2,430,318,610円	594,259,000円	1,349,400,000円	486,659,610円
建設工事費、工事雑費、事務費等含む				
ダイオキシン 対策改修工事	工事期間:平成13年6月～平成14年11月 工事費:1,771,205,100円			
主 な 設 備 概 要				
①受入供給設備		⑥通風設備		
ごみ計量機	1 基	押込送風機		2 台
ごみ投入扉	3 基	誘引送風機		2 台
ごみピット(900㎡)	1 基	二次空気押込送風機		2 台
ごみクレーン	1 基	空気予熱器		2 基
		ガス減温器		2 基
②燃焼設備		煙突		1 基
乾燥・燃焼装置	2 基			
後燃焼装置	2 基	⑦灰出し設備		
焼却炉本体	2 炉	灰出しコンベヤ		1 式
助燃装置	2 基	ダスト搬出装置		1 式
再燃焼装置	2 基	灰ピット(25㎡)		1 基
		処理飛灰バンカ		1 基
③ガス冷却設備		灰クレーン		1 基
ガス冷却室	2 基	熱分解装置		1 基
減温塔	2 基	重金属安定化装置		1 式
④排ガス処理設備		⑧電気設備		1 式
ろ過式集じん器	2 基			
消石灰吹込装置	1 基	⑨計装設備		1 式
活性炭吹込装置	1 基			
⑤排水処理設備				
排水処理装置	1 式			
ピット汚水処理装置	1 式			

②第二工場の設備内容・事業費等

所在地	舞鶴市字森1515番地	電話番号	63-1614	
敷地面積	4,700㎡(第一工場と同一敷地)			
着工	昭和56年10月	竣工	昭和58年3月	
焼却能力	30t/8h(15t/8h×2炉)			
炉型式	機械化バッチ燃焼式焼却炉(ストーカ炉)			
建屋概要	1. 工場棟	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 建築面積:886.49㎡ 延床面積:1,168.97㎡		
	2. 煙突	鉄筋コンクリート製外筒支持型鋼製内筒 高さ45m		
総事業費	事業費	国庫補助金	地方債	一般財源
	468,810,449円	143,681,000円	203,000,000円	122,129,449円
建設工事費、工事雑費、事務費等含む				
ダイオキシン対策改修工事	工事期間:平成12年6月～平成13年8月 工事費:1,002,015,000円			
主 な 設 備 概 要				
①受入供給設備		⑥通風設備		
ごみ投入扉	3 基	押込送風機		2 台
ごみピット(316㎡)	1 基	誘引排風機		1 台
ごみクレーン	1 基	二次空気押込送風機		2 台
		空気予熱器		2 基
②燃焼設備		ガス減温器		2 基
給じん装置	2 基	煙突		1 基
乾燥・燃焼装置	2 基			
後燃焼装置	2 基	⑦灰出し設備		
焼却炉本体	2 炉	灰出しコンベヤ		1 式
助燃装置	2 基	ダスト搬出装置		1 式
再燃焼装置	2 基	灰バンカ		1 基
		ダストバンカ		1 基
③ガス冷却設備		重金属安定化装置		1 式
ガス冷却室	2 基			
減温塔	2 基	⑧電気設備		1 式
④排ガス処理設備		⑨計装設備		1 式
ろ過式集じん器	1 基			
消石灰吹込装置	1 基			
活性炭吹込装置	1 基			
⑤排水処理設備				
排水処理装置	1 式			
ピット汚水処理装置	1 式			

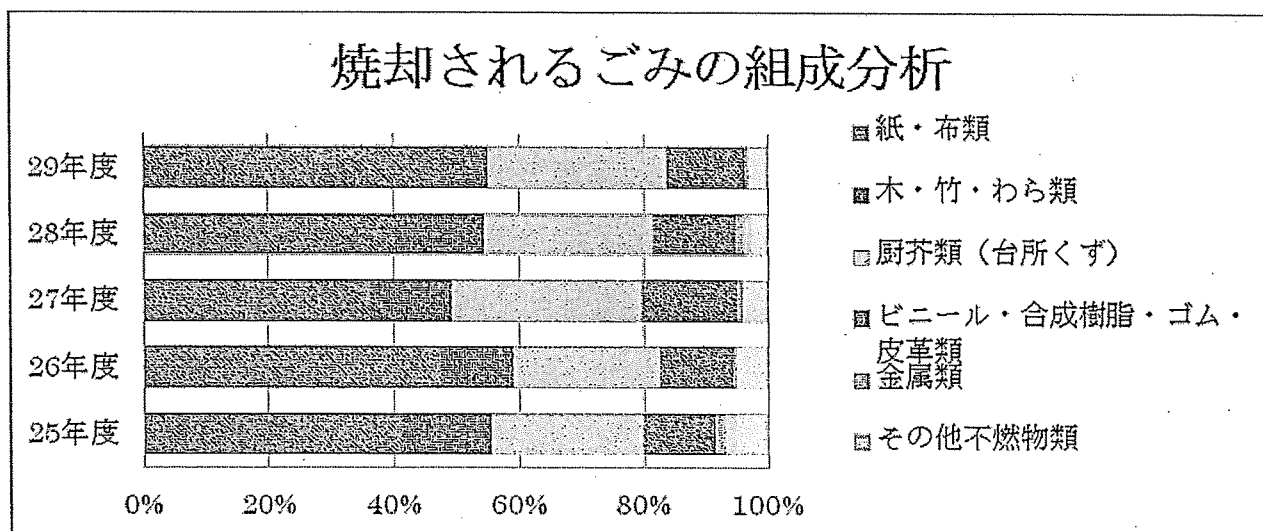
③焼却されるごみの組成分析（湿ベース）

ごみの効率的処理、経済的処理、公害防止、安全な運転管理を行うために、搬入されるごみの組成分析を毎年実施しています。

29年度の状況を見ると、紙・布類が47.7%、厨芥類が28.9%と全体の約8割を占めています。これらは、資源としてまだまだ有効利用ができるものであり、今後、資源化に努めていく必要があります。

なお、ごみの組成分析とは、ごみピットに搬入されたごみを十分攪拌した後その一部を採取し、分類・重量を測定し、組成比を算出したものです。

項 目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
単位容積重量	(kg/m ³)	172	162.3	225.3	194.8	171.0	
三 成 分	水分	49.4	45.9	49.1	47.7	48.2	47.1
	灰分	4.9	8.0	7.3	6.7	7.5	5.4
	可燃分	45.7	46.1	43.6	45.7	44.3	47.4
低位発熱量(実測値)	(kcal/kg)	2,195	1,980	2,517	2,262	2,012	
ご み の 物 理 組 成	紙・布類	50.5	41.4	47.4	36.2	40.3	47.7
	木・竹・わら類	8.3	14.1	11.6	13.3	14.2	7.4
	厨芥類(台所くず)	25.2	24.4	23.8	30.3	27.2	28.9
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	14.1	11.7	11.6	15.3	13.2	12.4
	金属類	0.4	1.6	0.5	0.8	1.4	0.5
	その他不燃物類	0.4	1.7	0.1	0.1	1.1	0.2
	その他(細塵)	1.1	5.1	5	4.0	2.6	2.9
	合計	100	100	100	100	100	100
備 考		年6回測定 の平均値	年6回測定 の平均値	年6回測定 の平均値	年6回測定 の平均値	年6回測定 の平均値	



④清掃事務所における排ガスダイオキシン類測定値

単位:ng-TEQ/m³N

年 度	測 定 値		測 定 日
	第一工場	第二工場	
17年度	0.034	0.024	平成17年6月21日、6月22日
18年度	0.02	0.025	平成18年6月29日
19年度	0.16	0.014	平成19年7月10日
20年度	0.28	0.12	平成20年6月2日、7月1日
21年度	0.062	0.014	平成21年6月11日
22年度	0.028	0.03	平成22年6月24日
23年度	0.039	0.027	平成23年6月24日
24年度	0.061	0.035	平成24年6月26日
25年度	0.048	0.0021	平成25年6月18日
26年度	0.055	0.05	平成26年6月24日
27年度	0.016	0.11	平成27年6月23日
28年度	0.029	0.015	平成28年6月29日

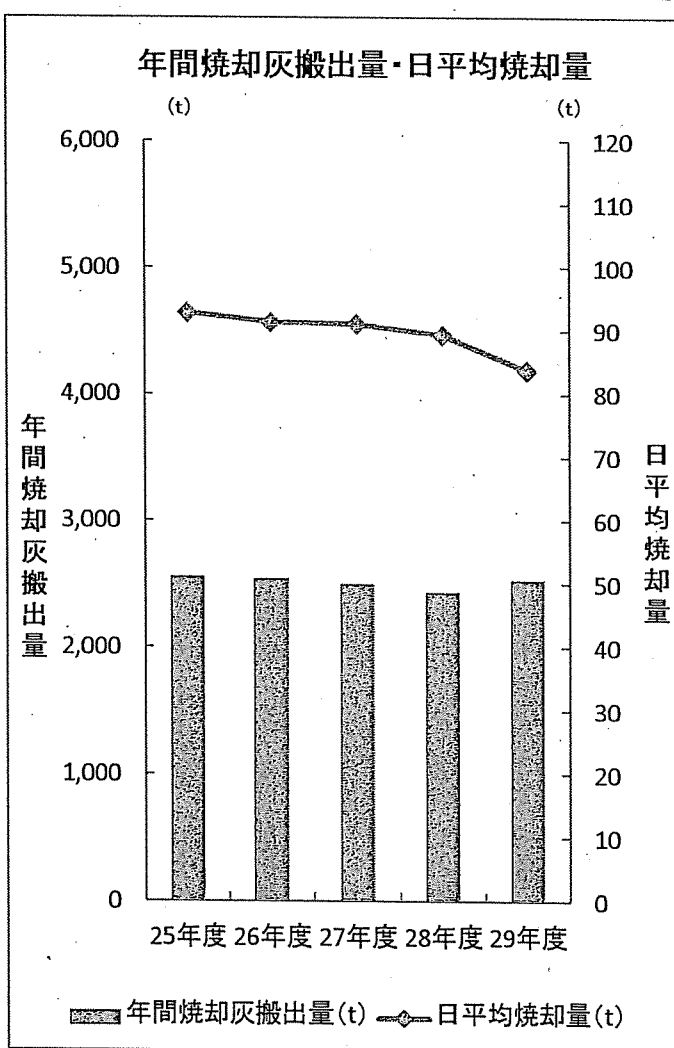
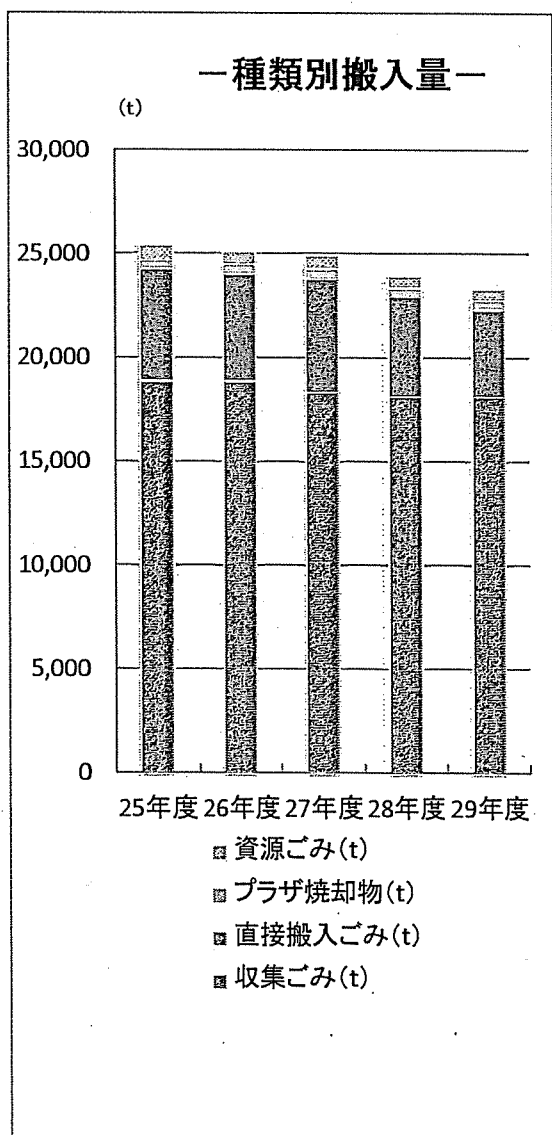
⑤清掃事務所におけるばいじん等のダイオキシン類測定値

単位:ng-TEQ

年 度	種 別	測 定 値		測 定 日
		第一工場	第二工場	
17年度	焼却灰	0.00017	0.0076	平成17年6月21日、6月22日
	ばいじん	0.013 第1工場と混合処理		
18年度	焼却灰	0.01	0.0000033	平成18年6月29日
	ばいじん	0.013 第1工場と混合処理		
19年度	焼却灰	0.000023	0.00062	平成19年7月10日
	ばいじん	0.11 第1工場と混合処理		
20年度	焼却灰	0.00000056	0.00092	平成20年6月2日、7月1日
	ばいじん	0.041 第1工場と混合処理		
21年度	焼却灰	0.00062	0.0021	平成21年6月11日
	ばいじん	0.032 第1工場と混合処理		
22年度	焼却灰	0.00053	0.00089	平成22年6月24日
	ばいじん	0.038 第1工場と混合処理		
23年度	焼却灰	0.00091	0.0013	平成23年6月24日
	ばいじん	0.026 第1工場と混合処理		
24年度	焼却灰	0.00046	0.0024	平成24年6月27日
	ばいじん	0.036 第1工場と混合処理		
25年度	焼却灰	0.00015	0.0011	平成25年6月19日
	ばいじん	0.046 第1工場と混合処理		
26年度	焼却灰	0.00023	0.00074	平成26年6月25日
	ばいじん	0.091 第1工場と混合処理		
27年度	焼却灰	0.00082	0.0018	平成27年6月24日
	ばいじん	0.022 第1工場と混合処理		
28年度	焼却灰	0.00033	0.00067	平成28年7月6日
	ばいじん	0.071 第1工場と混合処理		

⑥搬入実績等

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ搬入量	収集ごみ (t)	18,850.6	18,852.0	18,335.2	18,128.9	18,122.7
	直接搬入ごみ (t)	5,399.2	5,201.8	5,459.9	4,824.9	4,185.7
	プラザ焼却物 (t)	428.1	425.5	479.0	412.7	427.6
	合計 (t)	24,677.9	24,479.3	24,274.1	23,366.5	22,736.0
	うち資源ごみ (t)	736.4	639.6	619.5	577.8	562.7
	焼却ごみ合計 (t)	23,941.5	23,839.7	23,654.6	22,788.7	22,173.3
焼 却 量 (t)		23,864.9	23,838.9	23,676.6	22,794.6	22,208.1
焼却灰搬出量 (t)		2,562.0	2,547.2	2,502.5	2,437.6	2,535.6
焼 却 日 数 (日)		257	261	260	255	265
日平均焼却量 (t)		92.9	91.3	91.1	89.4	83.8



(2) リサイクルプラザ

①設備内容・事業費等

所在地	舞鶴市宇森小字大谷65番地の2		電話番号	64-7222(粗大ごみ収集64-5953)	
敷地面積	約12,000㎡				
着工	平成8年6月		竣工	平成10年3月	
処理能力	40t/5h	破 碎 系		24.4t/5h	
		空 缶 系		2.9t/5h	
		プラスチック容器類系		12.7t/5h	
建屋概要	1. 工場棟	鉄骨造(一部鉄筋コンクリート)4階建 建築面積:2,283㎡ 延床面積:4,989㎡			
	2. プラザ棟	鉄筋コンクリート造2階建 建築面積:952㎡ 延床面積:1,358㎡			
	3. ストックヤード棟	鉄筋コンクリート造 平屋建:2棟 建築面積:288㎡ 延床面積:288㎡			
総事業費	事業費	国庫補助金	地方債	一般財源	
	3,073,707,000円	764,171,000円	2,193,800,000円	115,736,000円	
	建設工事費、工事雑費、事務費等含む				

主 な 設 備 概 要

①受入供給設備		二次磁選機(不燃・粗大・金属類処理系)	1 基
計量機	1 基	磁選機(空缶類処理系)	1 基
金属類ダンピングボックス	1 基	アルミ選別機(不燃・粗大・金属類処理系)	1 基
プラスチック容器類破袋機用供給コンベヤ	1 基	アルミ選別機(空缶類処理系)	1 基
不燃ごみ破袋機用供給コンベヤ	1 基	粒度選別機	1 基
粗大ごみ・金属類受入コンベヤ	1 基	No.1・2鉄類風力選別機	各1基
空缶類受入コンベヤ	1 基	No.1・2プラスチック選別機	各1基
粗破砕機用供給コンベヤ	1 基	プラスチック容器類手選別コンベヤ	1 基
供給フィーダ	1 基	選別用送風機	1 基
②破砕・圧縮設備		破袋機用袋捕集装置	1 基
粗破砕機	1 基	ロールフィルタ	1 基
細破砕機	1 基	⑤再生設備	
強制換気送風機	1 基	ペットボトル減容機	1 基
③搬送設備		発泡スチロール減容機	1 基
振動コンベヤ	1 基	プラスチック容器類減容機	1 基
No.1~4粗破砕物搬送コンベヤ	各1基	回収袋・その他プラスチック減容機	1 基
No.1~4破砕物搬送コンベヤ	各1基	金属圧縮機(不燃・粗大・金属処理系)	1 基
プラスチック選別機投入コンベヤ	1 基	金属圧縮機(空缶類処理系)	1 基
鉄類搬送コンベヤ	1 基	有害ごみ処理機	0 基
アルミ選別機投入コンベヤ	1 基	フロン回収装置	1 基
No.1~3可燃物搬送コンベヤ	各1基	⑥貯留・搬出設備	
プラスチックコンベヤ	1 基	可燃物貯留ホッパ	1 基
不燃物搬送コンベヤ	1 基	不燃物貯留ホッパ	1 基
No.1・2残渣コンベヤ	各1基	減容後プラスチック貯留ホッパ	1 基
スチール缶搬送コンベヤ	1 基	鉄類貯留ホッパ	1 基
アルミ缶搬送コンベヤ	1 基	アルミ類貯留ホッパ	1 基
減容後プラスチック搬送コンベヤ	1 基	スチール缶貯留ホッパ	1 基
袋搬送用排風機	1 基	アルミ缶貯留ホッパ	1 基
④選別設備		ホッパ開閉用油圧ユニット	1 基
プラスチック容器類破袋機	1 基	⑦集塵設備	
不燃ごみ破袋機	1 基	サイクロン	1 基
一次磁選機(不燃・粗大・金属類処理系)	1 基	バグフィルタ	1 基
		排風機	1 基

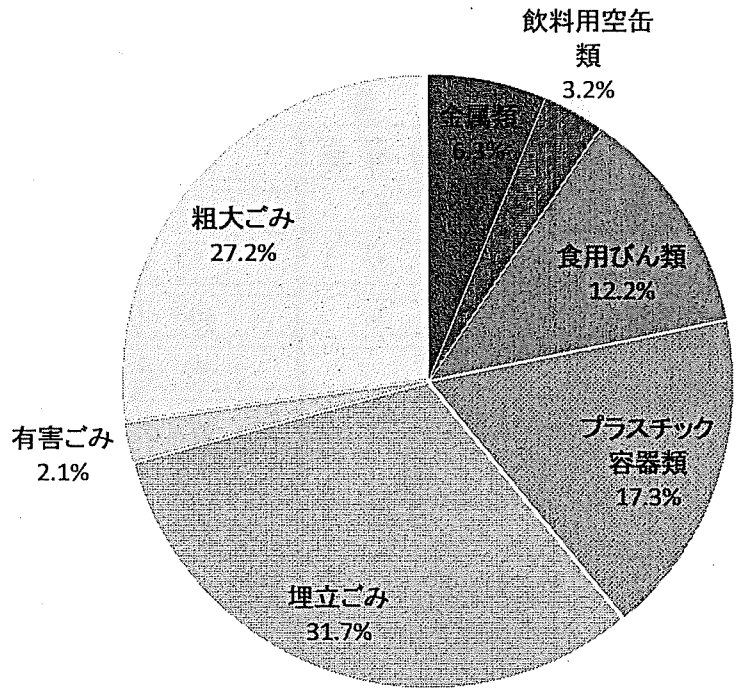
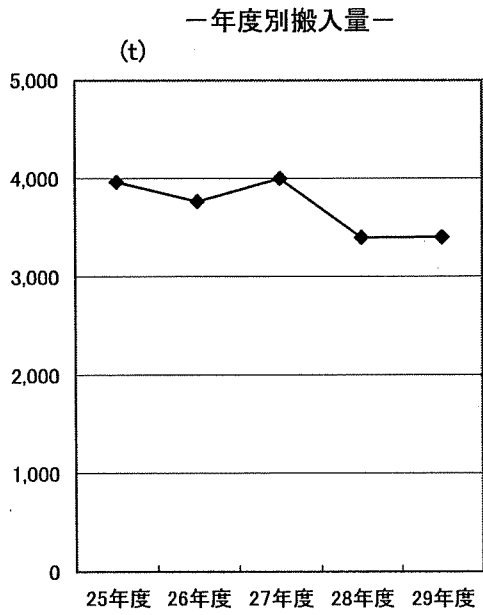
②搬入・搬出実績等

(単位:t)

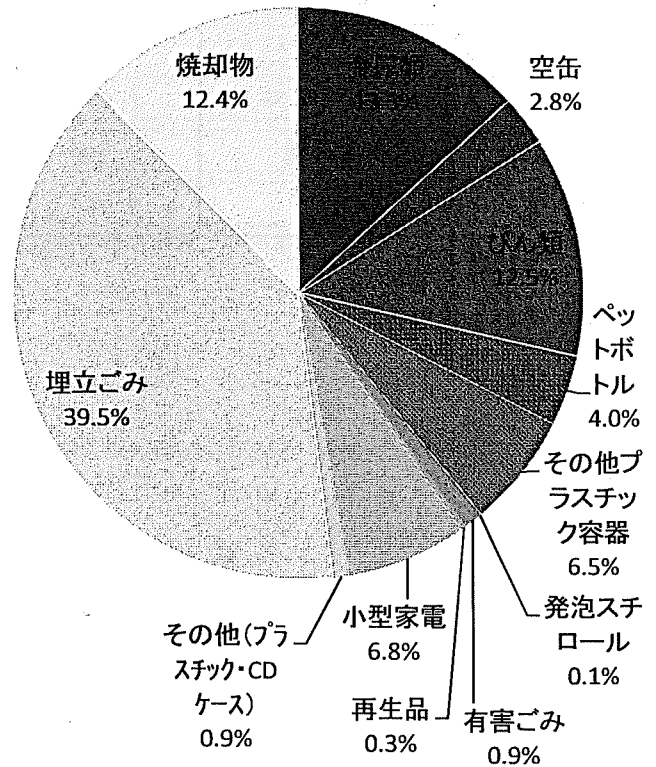
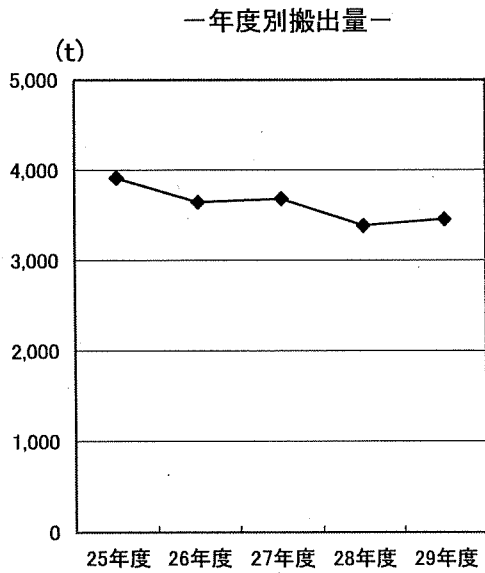
区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
搬 入 量	金 属 類	261.1	219.5	215.3	212.4	215.5	
	飲 料 用 空 缶 類	156.8	125.1	113.5	110.6	109.8	
	食 用 び ん 類	476.8	444.0	439.2	432.2	416.8	
	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 類	652.7	618.5	593.6	591.2	588.4	
	埋 立 ご み	1,343.9	1,280.8	1,401.1	1,133.9	1,080.2	
	有 害 ご み	76.2	76.1	76.3	69.5	69.6	
	粗 大 ご み	999.9	1,004.0	1,162.9	852.1	926.7	
	合 計	3,967.4	3,768.0	4,001.9	3,401.9	3,407.0	
搬 出 量	資 源 化 物	金 属 類	575.5	480.5	479.3	460.6	459.7
		空 缶	118.7	123.6	101.4	98.2	96.6
		び ん 類	472.4	456.4	450.2	395.6	431.5
		ペ ッ ト ボ ト ル	165.7	149.5	148.0	150.8	137.8
		そ の 他 プ ラ ス チ ッ ク 容 器	216.2	249.7	230.0	233.5	225.0
		発 泡 ス チ ロ ー ル	3.0	3.5	5.5	4.3	4.5
		有 害 ご み	40.9	35.5	34.8	38.2	32.0
		家 電 4 品 目	—	—	—	—	—
	再 生 品	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	
	RDF 原 料 (可 燃 不 適 物)	—	—	—	—	—	
	小 型 家 電	61.2	217.1	227.6	212.9	236.4	
	そ の 他 (プ ラ ス チ ッ ク ・ CD ケ ー ス)	36.6	36.2	35.8	31.1	29.7	
	埋 立 ご み	1,784.8	1,459.6	1,482.8	1,341.6	1,368.9	
	焼 却 物	428.1	425.5	479.0	412.7	427.6	
	合 計	3,915.1	3,649.1	3,686.4	3,391.5	3,461.7	

※ 搬入量合計と搬出量合計との数量差は、資源化物を施設内でストックしていることによるものです。

—平成29年度種類別搬入量—



—平成29年度種類別搬出量—



(3) 東浄化センターし尿処理施設 (舞鶴市環境衛生プラント)

①設備内容・事業費等

所在地	舞鶴市字市場732番地 (東浄化センター内)		電話番号	62-1999	
着工	平成25年10月		竣工	平成29年8月	
処理能力	49kl/日(し尿28kl/日、浄化槽汚泥21kl/日)				
処理方式	水処理	前濃縮+高負荷脱窒素処理→下水処理場→放流			
	汚泥処理	前濃縮→下水処理場→場外搬出			
	臭気処理	受入貯留設備高濃度臭気:生物脱臭装置+活性炭吸着塔			
受入貯留設備低濃度臭気:活性炭吸着塔					
総事業費 (平成24~29年度)	事業費	国庫補助金	地方債	一般財源	
	1,135,447,000円	540,950,000円	504,717,000円	89,780,000円	
	建設工事費、工事雑費、事務費等含む				

主な設備概要

設備名	数量	設備名	数量
①受入貯留設備		二次脱窒素槽	1 槽
受入口	4 基	再曝気槽	1 槽
沈砂槽	2 基	冷却塔	1 基
受入槽	2 槽	冷却水ポンプ	2 基
破碎ポンプ	2 槽	消泡剤タンク	1 基
夾雑物除去装置	2 槽	曝気ブロワ	2 基
夾雑物脱水装置	2 槽	冷却循環ポンプ	1 基
貯留槽	2 基	汚泥沈殿槽	1 槽
し尿投入ポンプ	2 基	循環液移送ポンプ	2 基
		スカム槽	1 槽
②前濃縮設備		返送汚泥ポンプ	2 基
調整槽	1 槽	スカム移送ポンプ	2 基
攪拌ブロワ	2 基	混和槽	1 槽
汚泥供給ポンプ	3 基	酸貯槽	1 槽
汚泥濃縮機	2 基	酸注入ポンプ	2 基
分離液貯留槽	1 槽	無機系調質剤貯槽	1 槽
床排水ポンプ	3 基	無機系調質剤注入ポンプ	3 基
分離液投入ポンプ	2 基	凝集助剤溶解槽	1 槽
汚泥貯留槽	1 槽	凝集助剤注入ポンプ	2 基
汚泥圧送ポンプ	2 基	凝集槽	1 槽
		凝集沈殿槽	1 槽
③主処理設備及び放流設備		中和槽	1 槽
脱窒素槽	1 槽	放流水槽	1 槽
硝化槽	1 槽	放流ポンプ	2 基

メタノール貯槽	1	槽		
脱窒素槽メタノール注入ポンプ	2	基		
二次脱窒素槽メタノール注入ポンプ	1	基		
アルカリ貯留槽	1	槽		
脱臭用アルカリ注入ポンプ	2	基		
主処理用アルカリ注入ポンプ	2	基		
混和槽用アルカリ注入ポンプ	1	基		
中和槽用アルカリ注入ポンプ	2	基		
④脱臭設備				
生物脱臭装置	1	基		
活性炭吸着塔	1	基		
⑤取排水設備				
受水槽	1	槽		
プロセス用水給水装置	2	基		
⑥その他設備				
空気圧縮機	2	基		

(4) 滝ヶ下埋立処理場（一般廃棄物）

①設備内容・事業費等

所在地	舞鶴市字喜多小字滝ヶ下1000番地		電話番号	76-4947
規模	総面積	48,000㎡		
	埋立面積	34,000㎡		
	埋立容量	329,921㎡（当初300,000㎡）		
	埋立期間	25年（予定）		
	埋立工法	サンドイッチ方式		
	埋立開始	昭和55年5月		
着工	昭和54年6月	竣工	昭和55年3月	
浸出水処理施設の規模	敷地面積	1,600㎡（総面積の内数）		
	処理能力	240㎡/日		
	最大貯留量	480㎡		
	処理方式	散水ろ床法+高速凝集沈殿法+砂ろ過法		
総事業費	最終処分地工事費	117,000千円		
	浸出水処理施設工事費	116,500千円		
	用地費	91,441千円		
	調査・事務費	33,559千円		
	合計	358,500千円		
財源内訳	国庫補助金	55,600千円		
	地方債	174,100千円		
	一般財源	128,800千円		

②ダイオキシン類測定値

滝ヶ下埋立処理場では、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から放流水や地下水のダイオキシン類の測定を実施しています。

単位：pg-TEQ/l

測定日	放流水	地下水	
		上流	下流
平成17年 8月 3日	0.00085	0.0079	0.00014
平成18年 7月28日	0.0059	0.0035	0.00035
平成19年 8月 3日	0.0058	0.067	0.065
平成20年 7月31日	0.00075	0.130	0.065
平成21年 7月28日	0.0037	0.067	0.062
平成22年 8月 4日	0.0023	0.340	0.081
平成23年 8月 8日	0.00059	0.077	0.062
平成24年 8月 6日	0.00055	0.590	0.068
平成25年 8月 7日	0.0012	0.072	0.073
平成26年 8月13日	0.00061	0.45	0.065
平成27年 8月19日	0.00028	0.014	0.0017
平成28年 8月18日	0.047	0.2	0.031
平成29年 8月 9日	0.00024	0.26	0.026

【国の基準値】

放流水…10pg-TEQ/l 地下水…1pg-TEQ/l

※ pg(ピコグラム)：1兆分の1グラム

※ TEQ : ダイオキシン類の毒性を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (TCDD) の毒性に換算した値 (毒性等量) です。

(5) 舞鶴市一般廃棄物最終処分場

①設備内容・事業費等

所在地	舞鶴市字大波上小字田黒1367-2番地		電話番号	63-1101
規模	総面積	約34,000㎡		
	埋立面積	18,000㎡		
	埋立容量	約100,000㎥		
	埋立期間	約15年間		
	埋立工法	セル&サンドイッチ方式		
	埋立開始	平成22年3月		
着工	平成19年10月	竣工	平成22年3月	
浸出水処理施設の規模	処理能力	80㎥/日		
	最大貯留量	3,200㎥		
	処理方式	カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理+消毒処理		
総事業費	埋立処分場工事費	639,493千円		
	水処理施設工事費	713,309千円		
	関連工事費	33,248千円		
	用地・補償費	349,188千円		
	工事施工管理業務	29,699千円		
	調査・設計費	92,896千円		
	事務費・その他経費	85,267千円		
	合計	1,943,100千円		
財源内訳	国庫補助金	722,038千円		
	地方債	1,062,000千円		
	一般財源	159,062千円		

②搬入実績

—種類別搬入量—

(単位：t)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
清掃事務所焼却灰	2,561.97	2,547.24	2,502.50	2,437.55	2,535.60
不燃埋立ごみ	1,784.22	1,459.20	1,482.77	1,341.64	1,368.89
その他	507.27	420.01	362.31	364.85	478.42
合計	4,853.46	4,426.45	4,347.58	4,144.04	4,382.91

③埋め立て実績

(単位：㎥)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
期間埋立量	6,722.02	5,300.45	5,441.97	5,364.71	5,013.99
埋立総量	6,722.02	12,022.47	17,464.44	22,829.15	27,843.14
埋立残余量	93,277.98	87,977.53	82,535.56	77,170.85	72,156.86

11. ごみ減量化対策及び啓発事業

(1) 古紙等資源回収活動報奨金

平成3年度から廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙などの集団回収活動を自主的に行う自治会や子供会などの団体に対して、報奨金を交付しています。

なお、平成6年4月からは、回収活動の対象品目にアルミ類を加えるとともに、活動の活発化を図るため報奨金を1kg当り2円から3円に引き上げ、また、平成22年4月からは、対象品目に廃食用油(1ℓ当り5円)を追加しました。

年度	実施 団体数 (団体)	古紙等回収 量総量 (kg) 【※1】	対象品目別回収量 (内訳)				交付金額 (円)
			古紙類 (kg)	繊維類 (kg)	アルミ類 (kg)	廃食用油 (ℓ)	
18年度	55	1,284,414	1,216,393	31,000	37,021	—	3,853,080
19年度	59	1,362,031	1,297,058	25,590	39,383	—	4,085,970
20年度	59	1,551,244	1,484,671	24,645	41,928	—	4,653,580
21年度	56	1,416,607	1,358,095	19,655	38,857	—	4,249,710
22年度	65	1,360,215	1,306,920	13,090	40,205	5,963	4,110,280
23年度	64	1,167,494	1,115,870	8,390	43,234	6,869	3,536,690
24年度	64	1,152,758	1,101,305	6,940	44,513	8,139	3,498,830
25年度	70	1,127,997	1,067,716	6,790	53,491	2,497	3,397,420
26年度	72	1,037,392	990,126	7,339	39,927	2,368	3,123,440
27年度	69	956,007	925,210	2,170	28,627	4,076	2,888,220
28年度	64	880,925	847,408	2,194	31,323	2,290	2,654,060
29年度	65	841,643	804,310	2,540	34,793	2,290	2,530,240

【※1】古紙等回収量総量については、古紙類、繊維類、アルミ類が含まれる(廃食用油は含まない)

(2) 電気式等生ごみ処理機購入補助

家庭から排出される生ごみを抑制するため、可燃ごみの有料化に併せて、平成17年10月から電気式等の生ごみ処理機の購入者に対して、購入価格の2分の1(限度額20,000円)を補助する制度を導入しました。

補助実績一覧

年度	補助基数	補助金額
18年度	114基	2,246,800円
19年度	57基	1,109,700円
20年度	75基	1,498,000円
21年度	40基	799,800円
22年度	28基	560,000円
23年度	14基	280,000円
24年度	17基	339,900円
25年度	18基	360,000円
26年度	25基	500,000円
27年度	18基	359,500円
28年度	19基	350,700円
29年度	11基	209,900円

(3) 生ごみ堆肥化容器購入事業補助金

家庭内で発生する生ごみを自家処理するため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器、EMぼかし容器など)の購入に対して、平成6年6月(EM容器については平成7年8月から)購入価格の2分の1(限度額4,000円)、一世帯2基までを対象として補助金を交付しています。

補助実績一覧

年度	補助基数	補助金額
18年度	112基	254,000円
19年度	78基	163,500円
20年度	88基	182,600円
21年度	88基	210,900円
22年度	50基	149,600円
23年度	29基	73,900円
24年度	38基	95,300円
25年度	26基	74,100円
26年度	29基	89,800円
27年度	21基	62,000円
28年度	18基	52,400円
29年度	24基	70,200円

販売店一覧

コンポスト・EM容器	EM容器
京都丹の国農業協同組合 各支店	エンレン
丸二金物	ふるさと大浦21
みやもと金物店	

(4) 空缶回収機の設置

市民に対するごみの減量化・資源化の啓発事業の一環として、平成4年7月から設置しており、現在では市内1カ所に空缶回収機を設置しています。

空缶（アルミ缶・スチール缶とも）を1個投入すると、1枚の補助券が交付され、その補助券を100枚単位としてリサイクル製品と交換できるようにしていましたが、リサイクルプラザの稼働、不燃ごみの6種9分別収集の実施によりリサイクルルートを確立したため、平成14年4月1日から空缶2個で1枚の補助券の交付とし、平成15年4月1日からはリサイクル製品との交換は廃止しました。

年 度	台 数	利 用 実 績	利 用 実 績		備 考
			ア ル ミ 缶	ス チ ール 缶	
17年度	4	179,997	146,194	33,803	西地区 1台 中地区 1台 南地区 1台 市役所前 1台
18年度	4	178,941	150,134	28,807	
19年度	3	120,518	97,702	22,816	1台は故障につき廃止
20年度	3	112,644	93,767	18,877	
21年度	1	88,883	73,876	15,007	2台は故障につき廃止
22年度	1	53,098	44,219	8,879	
23年度	1	62,456	54,050	8,406	
24年度	1	47,800	38,284	9,516	
25年度	1	39,166	31,498	7,668	
26年度	1	33,131	28,284	4,847	
27年度	1	31,909	26,969	4,940	
28年度	1	28,059	25,032	3,027	
29年度	1	27,531	25,504	2,027	

(5) マイ・リサイクル店の認定

平成7年度から、簡易包装の実施、牛乳パック・トレイの回収やリサイクル製品の販売など、環境に配慮した取り組みを積極的に実施している店を「マイ・リサイクル店」として認定（計21店）し、広く市民が利用しやすいようにシンボルマークの店内掲示や広報紙などを通じてマイ・リサイクル店を市民に広く周知しています。

「マイ・リサイクル店」一覧表

店名	所在地	店名	所在地
(株)さとう西舞鶴駅前店	引土 228 番地	(株)フクヤこうじや店	行永 346 番地 1
(株)さとうバザール舞鶴店	伊佐津 200 番地 5	(株)フクヤ東舞鶴店	浜 88 番地 4
市役所労働組合売店	北吸 1044 番地	(株)フクヤ西舞鶴店	引土 329 番地
みやもと金物店	平野屋 9 番地 2	(株)フクヤ中舞鶴店	余部下 1155 番地
丸二金物(有)	浜 615 番地	リサイクルブティック COCOA	森町 23 番地 1
田中屋文具店	浜 615 番地	(株)にしがき東舞鶴店	溝尻 1092 番地 2
(株)東舞鶴志摩至誠堂	浜 425 番地	(株)にしがき北浜店	北浜町 7 番地 1
(株)ベルマー トイザン	安岡 1003 番地	(株)にしがき福来店	福来 467 番地
らぼーる	南浜町 27 番地 5	(株)にしがき下福井店	下福井 35 番地
(株)シオミ	浜 265 番地	(株)さとうフレッシュバザール浮島店	溝尻 60 番地 4
(株)フクヤ白鳥店	森 540 番地		

合計 21 店

(平成30年4月現在)

(6) 再生品の展示・提供

リサイクルプラザでは、平成 10 年度から、粗大ごみの中でまだ使える家具などを施設内の工房で再生し、2 カ月に 1 回 (年 6 回)、1 カ月間展示後、希望者に抽選で提供しています。また、平成 13 年度からは、市民から提供を受けた子供服を提供コーナーにおいて常時 100 点程度展示し、必要としている市民に無償提供するなど、繰り返し「再使用」することで物の大切さを呼びかけています。

再生品提供一覧

(単位：点)

年度	再生品数			申込件数	提供数	
	家具	電化製品	その他			
平成 17 年度	660	562	0	98	2,182	597
平成 18 年度	666	539	0	127	2,116	636
平成 19 年度	672	549	0	123	2,440	652
平成 20 年度	678	538	0	140	2,414	642
平成 21 年度	684	513	0	171	2,559	645
平成 22 年度	690	545	0	145	2,386	642
平成 23 年度	690	517	0	173	2,369	649
平成 24 年度	665	491	0	174	2,070	634
平成 25 年度	888	701	0	187	1,832	777
平成 26 年度	900	579	0	321	1,819	823
平成 27 年度	900	573	0	327	1,991	851
平成 28 年度	900	595	0	305	1,821	840
平成 29 年度	884	659	0	226	1,805	811

(7) 環境美化里親制度 (アダプト・プログラムまいづる)

平成13年9月、市民と市が協働して環境美化活動を行うことを目的に、道路などの公共空間を「養子」に見立て、市民に「里親」になっていただいて散乱ごみの回収などをお願いする「環境美化里親制度 (アダプト・プログラムまいづる)」を創設しました。里親の役割を、散乱ごみの回収とごみの散乱状況などの情報提供とし、市は里親の活動に必要な清掃用具などの支給・貸与、ごみの回収、サインボードの設置、ボランティア保険の加入を行い、里親の活動 (現在12カ所で実施) を支援しています。

活動個所別一覧表 (平成29年度末現在)

実施個所	構成			人数
	団体	家族	個人	
前島ふ頭	1	—	—	3
浜海岸	1	1	—	21
北吸桃山線	1	—	—	80
青葉山ろく線など	5	—	—	128
伊佐津自転車歩行者道	2	2	—	41
東舞鶴駅前	3	—	1	44
西舞鶴駅前	4	—	—	75
国道27号線歩道	1	—	—	10
大波街道	1	—	—	350
小倉西舞鶴線	5	1	—	88
東舞鶴公園	2	—	—	31
市道海舞鶴線	—	—	1	1
臨港道路和田下福井線	1	—	—	4
合計	27	4	2	876

12. し尿等処理事業

本市のし尿収集処理は、昭和13年に民間業者1社により始まりました。その後、都市化が進み、収集件数や収集量が増加したことから2業者を追加し、現在の3業者体制が確立されました。この許可業者3社により、市内を3地域に区分して計画的に収集しています。

し尿収集料金

基本料金	一般家庭	245円/18ℓ	従量制による
	事業所	255円/18ℓ	
最低料金	一般家庭 事業所	720円/1回	1回の収集量が36ℓまでの場合だけに適用
臨時料金	一般家庭 事業所	590円/1回	定期収集以外で冠婚葬祭等により臨時に収集した場合
遠隔地加算 料金	一般家庭 事業所	し尿処理場（東地区）、西支所（西・加佐地区）を拠点に5kmを超える地域に加算し、5～10kmは1kmを超えるごとに18ℓ当たり20円加算、10km以上は1kmを超えるごとに30円加算 (一般家庭については、市民負担をなくすため市補助金により対応)	

※消費税は別途

13. 予算・決算状況

(1) 一般会計及び清掃費決算の状況

項目(単位)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一般会計決算額(円)	36,048,697,144	37,697,134,965	34,882,815,737	35,339,715,320	35,166,148,569
清掃費決算額(円)	1,578,824,334	1,792,399,607	2,125,777,140	2,075,947,422	1,751,279,282
一般会計に占める割合(%)	4.37	4.75	6.09	5.87	4.98
人口(人)	86,967	86,188	85,121	84,115	82,949
1人当たり清掃費(円)	18,154	20,796	24,974	24,680	21,113
世帯数(世帯)	40,270	40,457	40,223	40,123	39,876
1世帯当たり清掃費(円)	39,206	44,304	52,850	51,740	43,919

人口・世帯数は各年度末(3月31日現在)の数値(外国人含む)

(2) 清掃費決算額の内訳

平成29年度の清掃費決算額は、約17億5,128万円であり、前年度(約20億7,595万円)と比較すると32,467万円あまり減額となっています。

これは、し尿処理施設の建設工事が完了したことが大きな要因です。

(単位:円)

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
清掃総務費	179,610,878	209,640,386	204,426,562	178,157,338	207,780,545
塵芥処理費	436,758,824	454,310,399	461,712,892	468,731,338	461,717,451
清掃事務所管理費	523,535,767	524,222,231	544,547,702	528,061,010	545,364,941
リサイクル事務所管理費	235,582,391	256,858,931	259,140,371	247,786,209	294,618,569
し尿処理費	203,336,474	347,367,660	655,949,613	653,211,527	241,797,776
清掃費合計	1,578,824,334	1,792,399,607	2,125,777,140	2,075,947,422	1,751,279,282

※平成25年度以降のし尿処理費は、し尿処理施設の改築事業のため増額となっています。

(3) 平成 29 年度当初予算事業別内訳

(単位：千円)

項目		事業別内訳	
清掃費 1,751,230	1.清掃費 207,781	1.廃棄物減量等推進審議会運営費	626
		2.不法投棄対策事業費	10,931
		3.環境美化区域事業費	1,183
		4.散乱ごみ対策事業費	11,236
		5.環境美化里親制度推進事業費	222
		6.古紙等資源化事業費	2,586
		7.ごみ減量化啓発事業費	361
		8.指定ごみ袋関連事業費	74,657
		9.全国都市清掃会議等負担金	92
		10.生ごみ堆肥・減容化推進事業補助金	281
		11.清掃総務一般事務経費	1,229
		12.職員給与費	104,377
	2.塵芥処理費 461,718	1.次期最終処分場整備事業費	13,862
		2.可燃ごみ収集事業費	256,299
		3.不燃ごみ収集事業費	115,681
		4.不燃ごみ対策事業費	3,043
		5.粗大ごみ戸別収集事業費	3,816
		6.地域ごみ集積箱設置費補助金	402
		7.埋立処理場管理経費（滝ヶ下）	7,853
		8.最終処分場施設管理費	52,936
		9.塵芥処理一般事務経費	7,829
	3.清掃事務所管理費 545,365	1.施設改修事業費	274,906
		2.ダイオキシン等測定経費	3,132
		3.施設管理運営経費	230,436
		4.汚染負荷量賦課金	855
		5.職員給与費	36,036
	4.リサイクル事務所管理費 294,619	1.施設改修事業費	73,970
		2.リサイクル啓発事業費	3,233
		3.施設管理運営経費	184,260
		4.職員給与費	33,156
	5.し尿処理費 241,798	1.し尿処理施設改築事業費	14,304
		2.し尿処理施設改築事業費（繰越明許）	45,250
		3.処理場施設整備事業費	2,495
		4.し尿処理事業費補助金	1,557
		5.し尿遠隔地収集事業費補助金	13,518
		6.し尿ホース延長収集事業費補助金	445
		7.し尿収集料金補助金	8,415
		8.し尿処理施設管理運営経費	125,665
		9.し尿処理一般事務経費	666
		10.職員給与費	29,483

14. 舞鶴市清掃事業年表

年 月	一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
明治33年	4月・汚物掃除法施行		
34年	4月・汚物掃除法規定施行		
38年	4月・汚物掃除法規定改正		
昭和 9年	5月	・西焼却場建設(引土697-2) 7.5t/8時間×2炉	
13年	2月		・三舞鶴衛生社(株)設立
	11月	・東焼却場建設(市場578) 5.5t/8時間×2炉 2.0t/8時間×1炉	
15年	11月	・中焼却場建設(余部上938) 8.0t/8時間×1炉	
18年	4月		・舞鶴厚生(株)に委託(三舞鶴衛生社(株)→舞鶴厚生(株)に名称変更)
	5月	・舞鶴市、東舞鶴市合併 ・所管:厚生課 ・舞鶴市屠場使用料条例施行	
19年	・舞鶴市ふん尿汲取手数料条例施行 ・ふん尿汲取運搬処理規則制定		
20年			・舞鶴厚生(株)に許可
29年	1月		・舞鶴保健興業(有)設立
	4月		・舞鶴保健興業(有)に許可
	7月	・清掃法施行(汚物掃除法廃止)	
30年	4月・舞鶴市清掃条例施行	・許可業者による家庭ごみ収集 (手数料 10円/規定容器)	・許可業者による収集 (手数料 40円/荷=27ℓ×2個)
34年	4月・厚生課を社会課に改称		
37年	4月	・舞鶴市清掃条例改正	・ふん尿汲取料金改定 (手数料 45円/荷=27ℓ×2個)
	8月		・舞鶴衛生社に許可
	11月		・大谷貯溜槽投入 (昭和38年8月26日まで)
38年	8月		・小浦貯溜槽投入
	9月		・上東貯溜槽投入 (平成元年度まで)
	10月	・舞鶴市と畜場条例施行 (屠場使用料条例廃止)	
39年	3月	・舞鶴市清掃条例改正	
	4月	・社会課を衛生課に改称	
	11月		・黒崎処理場開設(31,783㎡) (昭和39年~46年まで許可あり 47年以降許可なし) (平成3年1月14日まで)
40年	3月		・松ヶ崎処理場完成(10月投入) (嫌気性消化処理、60kl/日)
	5月	・不燃ごみ収集開始 (特別清掃地域、直営)	
43年	4月・舞鶴市清掃条例改正		(手数料 20円/18ℓ)
45年	4月	・不燃ごみ収集業者委託 (舞鶴運輸) ・小浦不燃物捨場開設 (27,000㎡) (昭和50年8月まで)	

年 月	一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和45年	9月	・不燃ごみ収集特掃区域外も収集開始	
	10月	・衛生課から清掃部門を独立し、清掃課を新設	
	12月	・舞鶴市清掃条例改正 (手数料条項の削除) ・「清掃事業に関する意見書」が市議会から提出	
46年	2月		(手数料 35円/18ℓ)
	4月	・可燃ごみ収集手数料無料化 (ただし、特掃区域20円/40ℓ) ・不燃ごみ収集 (市街地6回/年、その他3回/年)	
	9月	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(清掃法廃止)	
47年	4月	・清掃課から清掃工場を分離独立	・不燃ごみ収集 (市街地6回/年、その他4回/年)
	10月		・可燃ごみ収集 週2回 (ただし、市街地のみ)
	11月		・清掃工場新設(宇森駒ヶ谷) 13.34t/8時間×6炉(80.04t) ・中焼却場廃止
	12月		・東焼却場廃止 ・西焼却場廃止
48年	4月	・不燃ごみ収集(市全域6回/年) ・不燃ごみ収集を幸友社に委託	
	8月		(手数料 50円/18ℓ)
49年	9月		(手数料 70円/18ℓ)
50年	8月	・5万トンタンク(旧海軍施設)へ不燃物埋立開始(昭和56年11月まで)	
	11月		(手数料 85円/18ℓ)
51年	10月	・不燃ごみ3分別収集実施(金属類、ガラス類、陶磁器・プラスチック類) (市街地 12回、その他6回/年)	
52年	11月		(手数料95円/18ℓ) ・遠隔地料金体系化
	12月	・「し尿処理行政に関する要望決議」が市議会から提出	
54年	4月		・処理施設108kl/日に改造
55年	2月	・舞鶴市墓園条例施行 (北吸墓園 530区画)	
	4月	・舞鶴市墓園基金条例施行	
	5月	・滝ヶ下埋立処分場開設 (300,000m ³)	
56年	8月		(手数料 105円/18ℓ)
57年	6月	・建設廃材処理場条例施行	・与保呂建設廃材処理場開設 (昭和61年3月9日まで)
58年	3月		・清掃工場第二工場新設 (15.0t/8時間×2炉)
	6月	・舞鶴市墓園条例改正 (150区画追加) ・舞鶴市墓園基金条例改正	
59年	4月	・舞鶴市環境美化条例施行	・廃乾電池を分別収集

年月	一般事項	ごみ処理関係	し尿処理関係
昭和60年	6月	・「糞尿処理行政の改善に関する要望決議」が市議会から提出	
	8月		(手数料 120円/18ℓ)
	10月	・浄化槽法施行	
61年	3月	・建設廃材処理場条例改正	・大谷建設廃材処理場開設 (平成6年2月28日まで)
62年	4月	・清掃課を生活環境課に改称	
63年	4月		・可燃ごみ全市収集開始
平成元年	4月		・可燃ごみ全市 週2回収集
	7月		・廃乾電池を北海道で処理(60t)
3年	1月		・(株)舞鶴市環境センター営業
	4月	・再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)施行	・古紙等資源回収活動報奨金制度創設(古紙・古布 2円/kg)
	8月		(手数料 150円/18ℓ)
	10月	・廃掃法全部改正	
4年	1月	・生活排水処理基本計画策定	
	7月		・空缶回収機を東駅前設置
	11月	・ごみ減量対策懇話会設立	
5年	4月	・清掃工場を清掃事務所に改称	・清掃事務所第一工場建替 (40.0t/16時間×2炉)
	10月	・ごみ減量市民集会開催 (フリーマーケット導入)	
6年	1月	・「舞鶴市のごみの減量を図るための提言」(ごみ減量対策懇話会)	
	2月	・建設廃材処理場条例廃止 (大谷)	
	4月	・環境対策室を新設 (生活環境課、清掃事務所)	・古紙等資源回収活動報奨金制度改正(2円→3円/kg、アルミ類追加)
	5月		・ごみ集積箱設置事業補助金制度実施
	6月		・生ごみ堆肥化容器購入事業費補助金制度実施
	9月	・建設廃材処理場条例施行	・福来建設廃材処理場開設 (平成11年8月6日まで)
	10月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行 (清掃条例廃止)	・不燃ごみ6種9分別収集をモデル地区で実施
7年	4月		・不燃ごみ全市毎月1回収集
	5月		(手数料 180円/18ℓ) ・遠隔地料金改定
	9月		・空缶回収機を「さとう」に設置
8年	3月		・マイリサイクル店認定制度実施
	4月		・東駅前の空缶回収機を市役所前に移設
	7月		・クリーンキャンペーン実施(平成9年度からは実行委員会主催)
9年	4月	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)施行	
	5月		(手数料 190円/18ℓ)
	6月		・空缶回収機を1台増設 (市役所前)

年月		一般事項	ごみ処理関係	し尿処理関係
平成9年	7月	・福知山市食肉センター開設 (舞鶴市と畜場業務終了)		
	9月	・舞鶴市と畜場条例廃止		
	12月		・滝ヶ下処理場(軽微変更) (30万㎡→32.9万㎡)	
10年	2月		・空缶回収機を「ベルマートいいだ」に設置	
	3月	・廃棄物減量等推進審議会設置		・処理施設基幹改良事業実施
	4月	・リサイクル事務所開設		
	5月		・リサイクルプラザ稼働 (40t/5時間) ・不燃ごみ6種9分別収集を全市 で実施 ・粗大ごみ戸別収集を無料で試 行実施 ・ごみ収集カレンダー作成・配布	
	8月		・再生品の展示開始(プラザ)	
	12月	・舞鶴市が設置する一般廃棄物 処理施設に係る生活環境調査結 果の縦覧等に関する条例施行		
11年	5月		・粗大ごみ戸別収集を有料化	
	10月			・「下水道の整備等に伴う一般廃 棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法」に基づく合理化事業 計画の承認
	11月		・リサイクル教室開始(プラザ)	
	12月			(手数料 200円/18%)
12年	1月	・ダイオキシン類対策特別措置法 施行		
	3月	・建設廃材処理場条例廃止 ・舞鶴市環境基本計画策定		
	6月	・循環型社会形成推進基本法施 行	・清掃事務所第二工場ダイオキシ ン対策改修工事開始	
13年	1月	・環境省発足		
	4月	・特定家庭用機器再商品化法(家 電リサイクル法)施行	・家電リサイクル法対象4品目の処 理手数料制定	
	5月		・子供服展示提供コーナー設置 (プラザ)	
	6月		・清掃事務所第一工場ダイオキシ ン対策改修工事開始	
	8月		・清掃事務所第二工場ダイオキシ ン対策改修工事終了	
	9月		・環境美化里親制度(アダプトプロ グラムまいづる)実施	
14年	1月	・「一般廃棄物減量化等の進め方 について」廃棄物減量等推進審 議会答申		
	4月	・特定製品に係るフロン類の回収 及び破壊の実施確保等に関する 法律施行		
	11月	・ごみ減量化市民アンケートの実 施	・清掃事務所第一工場ダイオキシ ン対策改修工事終了	
15年	3月		・空缶回収機景品交換の終了	
	10月	・資源有効利用促進法に基づき 家庭系パソコンリサイクルの開始		

年 月	一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成16年	1月		・「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画変更の承認
	2月	・「ごみ有料化の考え方について」 廃棄物減量等推進審議会意見	
	9月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例改正(平成17年4月からごみ有料化実施)	
	10月	・台風23号による災害ごみを処理(総量約5,730トン)	
	12月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例改正(ごみ有料化実施を平成17年10月からに延期)	
17年	9月		・紙ごみの分別収集実施
	10月	・可燃ごみ有料化実施	・電気式生ごみ処理機購入補助制度実施
	11月		・リサイクルプラザのごみ運搬車(4トン車1台)にバイオディーゼル燃料を使用
18年	9月		・リサイクルプラザのごみ運搬車(2トン車1台)にバイオディーゼル燃料を使用
19年	4月	・舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例施行	
21年	2月		・「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の承認
22年	3月		・一般廃棄物最終処分場(大波上地区)が供用開始(100,000㎡)
	8月		・廃食用油を古紙等資源回収活動報奨金制度の品目に追加(1ℓあたり5円)
24年	4月	・舞鶴市墓地等の経営の許可に関する規則施行	・「ごみ収集カレンダー」を「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」に改称
	6月		・ごみゼロ啓発キャラクター「ごみブクロウ」誕生
25年	4月	・舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例改正(一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格) ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)施行	
	9月	・台風18号による災害ごみを処理(総量約1,046トン)	
26年	3月		・「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の承認
	10月		・小型家電リサイクル回収ボックスを設置(市内6カ所)
27年	1月		・古紙回収ボックスを設置(本庁、西支所、加佐分室)

年 月		一 般 事 項	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
28年	4月			(手数料245円/18ℓ) ※うち15円を市が補助
	8月		・ごみ処理基本計画策定	
29年	8月		・舞鶴市廃棄物減量等推進審議会より中間答申書の提出	
	10月	台風21号による災害ごみを処理		

15. 環境関係条例等

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

平成6年6月29日

条例第19号

改正 平成11年3月29日条例第11号

平成12年3月30日条例第2号

平成12年12月28日条例第41号

平成15年12月24日条例第28号

平成16年10月15日条例第27号

平成16年12月28日条例第31号

平成25年3月29日条例第34号

平成30年6月29日条例第34号

平成31年3月28日条例第14号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 市民等の参加及び協力(第6条—第10条)

第3章 廃棄物の減量化の推進(第11条—第13条)

第4章 廃棄物の適正処理(第14条—第23条)

第5章 地域の清潔の保持(第24条・第25条)

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等(第26条・第27条)

第7章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格(第28条)

第8章 手数料(第29条・第29条の2)

第9章 雑則(第30条—第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全、公衆衛

生の向上及び資源の有効な利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。
- (4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として活用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(平12条例41・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。
- 3 市長は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、市長が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正処理を図るとともに、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第6条 市長、事業者及び市民は、廃棄物の減量化及び適正処理の推進並びに地域の清潔の保持に当たっては、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第7条 市長は、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(舞鶴市廃棄物減量等推進審議会)

第8条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(審議会の組織等)

第9条 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第10条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する舞鶴市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

(平12条例2・一部改正)

第3章 廃棄物の減量化の推進

(市長の廃棄物の減量化)

第11条 市長は、再生利用が可能な物の分別、再生品又は再生利用が容易な物の積極的な使用等

を推進することにより、自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 市長は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

(事業者の廃棄物の減量化)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次の各号に定める方策を積極的に講ずることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期間使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装、容器等に係る適正基準の設定による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) 使用後の容器の回収体制及び製品等の修理体制の整備並びにこれらに係る情報提供
- (6) その他廃棄物の減量化推進活動

(市民の廃棄物の減量化)

第13条 市民は、地域団体等が自主的に行う再生資源の集団回収等の活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 市民は、物品の長期使用、再生品又は再生利用が可能な物の使用等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

第4章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定め、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の処理)

第15条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物を処理するものとする。

- 2 市長は、前項の処理に支障がないと認める場合に限り、事業系一般廃棄物を処理することが

できる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第16条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、当該土地又は建物から排出される家庭系一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者等は、自ら処分できない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市長が指示する方法に従って処理しなければならない。

(資源物の所有権等)

第16条の2 前条第2項の規定により市長が指示する方法に従って排出された資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、舞鶴市に帰属するものとする。

2 舞鶴市又は市長が指定する事業者以外のものは、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平16条例27・追加)

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物のうち自ら処理することが困難なものがあつた場合は、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等をするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて行わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第19条 市長は、法第6条の2第5項の規定に基づき必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する占有者等に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物搬入の申出等)

第20条 舞鶴市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る一般廃棄物が別に定める搬入基準に適合していないと認めるとき、又は当該搬入しようとする廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(平12条例2・一部改正)

(排出禁止物)

第21条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定に基づき舞鶴市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 危険性のあるもの
 - (4) 引火性のあるもの
 - (5) 前各号に定めるもののほか、舞鶴市の行う処理に支障を及ぼすもの
- 2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(平12条例2・一部改正)

(適正処理困難物の指定等)

第22条 市長は、必要がある場合は、一般廃棄物のうちから適正な処理が困難なもの(以下「適正処理困難物」という。)として法第6条の3第1項の規定に基づき環境大臣が指定したものの以外のもを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、これを告示するものとする。

(平12条例41・一部改正)

(適正処理困難物の回収等)

第23条 市長は、適正処理困難物(法第6条の3第1項又は前条第1項の規定より指定された適正処理困難物をいう。次項において同じ。)となる前の容器、製品等の製造、加工、販売等を行う

事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

- 2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等必要な措置を講ずる場合は、これに協力しなければならない。

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第24条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器等を設ける等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理をしなければならない。

(土地等の管理)

第25条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その土地等にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理をしなければならない。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可)

第26条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは同条第2項の規定による当該許可の更新若しくは同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可若しくは同条第7項の規定による当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。
- 3 前項の規定により許可証の交付を受けた者が、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(平15条例28・平25条例34・一部改正)

(一般廃棄物再生利用業の指定)

第27条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号又

は第2条の3第2号に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを収集し、運搬し、又は処分する業(以下「一般廃棄物再生利用業」という。)の指定を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。指定を受けた一般廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けようとする者も、また同様とする。

- 2 市長は、前項の申請に対し指定をしたときは、当該申請者に指定証を交付する。
- 3 前項の規定により指定証の交付を受けた者が当該指定証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て指定証の再交付を受けなければならない。

(平25条例34・旧第29条繰上・一部改正)

第7章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

(平25条例34・追加)

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第28条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつ

ては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平25条例34・追加、平31条例14・一部改正)

第8章 手数料

(平11条例11・追加、平25条例34・旧第7章線下)

(可燃ごみの処分及び粗大ごみの収集等に係る手数料)

第29条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物のうち舞鶴市の処理施設において焼却処理するごみ(以下「可燃ごみ」という。)に係る処分については占有者等又は事業者から、家庭系一般廃棄物のうち粗大ごみに係る収集及び運搬(以下「収集等」という。)については占有者等からそれぞれ別表に掲げる手数料を規則で定めるところにより徴収する。

- 2 前項の既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を免除することができる。

(平11条例11・追加、平12条例2・平12条例41・平16条例27・一部改正、平25条例34・
旧第29条の2繰上)

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第29条の2 第26条第1項に規定する許可若しくは許可の更新又は同条第3項に規定する許可証の
再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 4,200円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 3,000円
- (3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 4,200円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 3,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 4,200円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 4,200円
- (7) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 4,200円
- (8) 許可証の再交付手数料 1件につき 3,000円

2 前項の既納の手数料は、還付しない。

(平11条例11・追加、平25条例34・旧第29条の3繰上、平30条例34・一部改正)

第9章 雑則

(平11条例11・旧第7章繰下、平25条例34・旧第8章繰下)

(開発事業等に関する事前協議)

第30条 規則で定める開発事業等を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、
当該開発事業の完了後に当該開発事業を行う区域において生じる一般廃棄物の適正処理につ
いて、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施
行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量化及び適正
処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な報告を求めることができる。

(平15条例28・一部改正)

(立入調査等)

第32条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施

行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な調査又は検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にそれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第33条 市長は、第16条第2項、第17条第2項、第19条、第21条第2項又は第23条第1項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、第24条第2項又は第25条の規定に違反し、地域の清潔の保持を著しく害している者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平16条例27・一部改正)

(公表)

第34条 市長は、前条第1項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第35条 市長は、第19条の規定による指示に従わないことにより第33条第1項に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の舞鶴市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(平12条例2・一部改正)

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に次項の規定による廃止前の舞鶴市清掃条例(昭和30年条例第2号)等の規定に基づきなされたこの条例第26条に規定する許可又は許可の更新で当該許可又は許可の更新の期間が施行日以後も継続したものとなっているものについては、この条例に基づきなされた許可又は許可の更新とみなす。

(舞鶴市清掃条例の廃止)

- 3 舞鶴市清掃条例は、廃止する。

附 則(平成11年3月29日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第29条の2の規定は、施行日以後の粗大ごみの収集等に係る申込みから適用する。

附 則(平成12年3月30日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、同年1月6日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第29条の2第1項の規定は、施行日以後の粗大ごみの収集等に係る申込みから適用する。

附 則(平成15年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月15日条例第27号)

改正 平成16年12月28日条例第31号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(平16条例31・一部改正)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後における可燃ごみの処分に係る手数料の徴収その他必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則(平成16年12月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第34号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市手数料条例別表の規定、第2条の規定による改正後の舞鶴市市税条例第18条の4の規定、第3条の規定による改正後の舞鶴市火災予防条例別表第9の規定及び第4条の規定による改正後の舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第29条の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日条例第14号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第29条関係)

(平16条例27・追加、平25条例34・一部改正)

手数料の区分			手数料の額
可燃ごみ	家庭用ごみ袋	10リットル相当の容量のもの	1袋につき 8円

		20リットル相当の容量のもの	〃	17円
		30リットル相当の容量のもの	〃	26円
		45リットル相当の容量のもの	〃	40円
		90リットル相当の容量のもの	〃	79円
	事業用ごみ袋	45リットル相当の容量のもの	〃	40円
		70リットル相当の容量のもの	〃	62円
		90リットル相当の容量のもの	〃	79円
粗大ごみ			5,000円以内で規則で定める額	

備考

- 1 家庭用ごみ袋とは、家庭系一般廃棄物(可燃ごみに限る。)を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。
- 2 事業用ごみ袋とは、事業系一般廃棄物(可燃ごみに限る。)を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成6年6月29日

規則第33号

改正 平成11年3月29日規則第7号

平成12年12月28日規則第43号

平成15年4月1日規則第13号

平成15年10月1日規則第25号

平成15年12月24日規則第30号

平成16年4月1日規則第12号

平成16年10月15日規則第26号

平成16年12月28日規則第29号

平成17年3月7日規則第6号

平成17年4月1日規則第22号

平成20年12月1日規則第48号

平成23年3月30日規則第12号

平成25年3月29日規則第14号

平成28年4月1日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び条例の例による。

(舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の所掌事務)

第3条 条例第8条に規定する舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量化に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項

(3) その他市長が特に必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、浄化槽清掃業等の許可申請)

第6条 条例第26条第1項に規定する申請は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める書類により行わなければならない。

(1) 法第7条第1項又は第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新の申請
一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(様式第1号)

(2) 法第7条第6項又は第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新の申請
一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(様式第2号)

(3) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請
浄化槽清掃業許可申請書(様式第3号)

(4) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の申請
一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書(様式第4号)

(5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請
一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書(様式第5号)

(平15規則30・一部改正)

(許可証)

第7条 条例第26条第2項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業にあつては一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第6号)、一般廃棄物処分業にあつては一般廃棄物処分業許可証(様式第7号)、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業許可証(様式第8号)とする。

(許可証の紛失又は毀損の届出等)

第8条 条例第26条第3項の規定による許可証の紛失又は毀損の届出及び再交付の申請は、許可証再交付申請書(様式第9号)により行わなければならない。

(平25規則14・一部改正)

(廃止等の届出)

第9条 法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等廃止・変更届出書(様式第10号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第11号)に、浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃業等届出書(様式第12号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条の2 市長は、法第7条の3又は浄化槽法第41条第2項の規定により期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じるときは事業停止命令書(様式第13号)により、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定によりその許可を取り消すときは許可取消書(様式第14号)により行うものとする。

(平15規則30・追加)

(許可証の返還)

第10条 条例第26条第2項に規定する許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。
- (3) その他新たに許可証の交付を受けたとき。

(平15規則30・一部改正)

(業務実績の報告)

第11条 許可業者は、その取り扱う一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃の業務に関する当月分の実績を翌月10日までに次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)収集運搬業者 一般廃棄物収集運搬業務実績

報告書(様式第15号)

(2) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥をいう。)収集運搬業者 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業務実績報告書(様式第16号)

(3) 一般廃棄物処分業者 一般廃棄物処分業務実績報告書(様式第17号)

(4) 浄化槽清掃業者 浄化槽清掃業務実績報告書(様式第18号)

(平15規則30・一部改正)

(一般廃棄物再生利用業の指定申請等)

第12条 条例第27条第1項前段に規定する一般廃棄物再生利用業の指定に係る申請は、一般廃棄物再生利用業指定申請書(様式第19号)により行わなければならない。

2 条例第27条第1項後段に規定する一般廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更(第15条の届出に該当することとなる変更等は除く。)の指定に係る申請は、一般廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書(様式第20号)により行わなければならない。

(平15規則30・平25規則14・一部改正)

(指定証)

第13条 条例第27条第2項に規定する指定証は、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第21号)とする。

(平15規則30・平25規則14・一部改正)

(指定証の紛失又は毀損の届出等)

第14条 条例第27条第3項の規定による指定証の紛失又は毀損の届出及び再交付の申請は、指定証再交付申請書(様式第22号)により行わなければならない。

(平15規則30・平25規則14・一部改正)

(一般廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第15条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生利用業者」という。)は、その指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに一般廃棄物再生利用業指定廃止届出書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物再生利用業者は、その指定を受けた事業に係る次に掲げる事項を変更したときは、速やかに一般廃棄物再生利用業指定変更届出書(様式第24号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあつては、その名称並びに代表者及び役員の氏名)
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的又は方法
- (5) 取引関係

(平15規則30・一部改正)

(指定の取消し)

第16条 市長は、一般廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 第12条の申請又は前条の届出において、虚偽の申請又は届出をした者
- (2) 前号のほか、市長が取り消す必要があると認める者

(指定証の返還)

第17条 一般廃棄物再生利用業者は、次のいずれかに該当するとき、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 指定を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。
- (3) その他新たに指定証の交付を受けたとき。

(粗大ごみの収集等に係る手数料の額)

第17条の2 条例別表に規定する粗大ごみの収集等に係る手数料の額は、別表のとおりとする。

(平16規則26・全改、平23規則12・一部改正)

(指定ごみ袋及び粗大ごみ収集手数料券の交付)

第17条の3 市長は、条例第29条第1項に規定する可燃ごみ(以下「可燃ごみ」という。)の処分に係る手数料をあらかじめ納付した者に対し、市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)を交付する。

2 市長は、前条に規定する粗大ごみの収集等に係る手数料をあらかじめ納付した者に対し、粗大ごみ収集手数料券(以下「手数料券」という。)を交付する。

(平16規則26・追加、平25規則14・一部改正)

(可燃ごみ及び粗大ごみの排出方法等)

第17条の4 前条第1項又は次条第3項の規定により指定ごみ袋又は専用ごみ袋の交付を受けた者は、当該指定ごみ袋又は専用ごみ袋に可燃ごみを収納して市長が指示する方法に従って排出しなければならない。

2 前条第2項又は次条第3項の規定により手数料券の交付を受けた者は、同券を粗大ごみにちよう付して市長が指示する方法に従って排出しなければならない。

3 次条第4項の規定により専用ごみ袋又は手数料券の交付を受けなかった者は、市長が指示する方法に従って排出しなければならない。

4 市長は、前3項に規定する方法以外の方法で可燃ごみ又は粗大ごみ(以下「可燃ごみ等」という。)が排出された場合は、その排出した者に対し、当該可燃ごみ等の回収を命じることができる。この場合において、当該排出した者が明らかでなく、かつ、当該可燃ごみ等を処理しないことが生活環境の保全上支障があると認めるときは、自ら当該可燃ごみ等を処理することができる。

5 市長は、前項後段の規定により当該可燃ごみ等の処理を行った後に、当該可燃ごみ等を排出した者が判明したときは、その者に対し、当該可燃ごみ等の処理に要した費用を請求することができる。

(平16規則26・追加)

(手数料の免除)

第17条の5 条例第29条第3項の規定により手数料を免除する場合は、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 天災、火災その他これに類する災害を受けた占有者等が当該災害により生じた可燃ごみ等を排出するとき。

(2) 市民又は法人その他の団体が公園、広場、道路等の公共の場所の清掃奉仕活動により収集した可燃ごみ等を排出するとき。

(3) 育児、介護等で使用した紙おむつ、尿取りパッド等を保護者、介護者等が排出するとき。ただし、事業者が排出するときを除く。

(4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 手数料の免除を受けようとする者は、可燃ごみ処分・粗大ごみ収集等手数料免除申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、

この限りでない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、可燃ごみにあつては市長が別に定める専用ごみ袋を、粗大ごみにあつては手数料券を交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に該当する場合で市長が特別の理由があると認めるときは、専用ごみ袋又は手数料券を交付しないことができる。

(平16規則26・追加、平25規則14・一部改正)

(事前協議を要する開発事業等)

第18条 条例第30条に規定する事前協議を要する開発事業等は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を要する開発行為及び舞鶴市開発行為に関する要綱(昭和49年告示第4号)第2条に規定する開発行為
- (2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、本市の一般廃棄物処理計画に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める事業

(平15規則30・一部改正)

(立入調査員証)

第19条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第26号)とする。

(平11規則7・平15規則30・一部改正)

(公表)

第20条 条例第34条第1項の規定による公表は、占有者等又は事業者の住所及び氏名又は所在地及び名称、公表の理由その他必要な事項を告示等により行うものとする。

(受入拒否)

第21条 条例第35条の規定に基づき、事業系一般廃棄物の受入れを拒否するときは、占有者等に対し、書面により通知するものとする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、次項の規定による廃止前の舞鶴市清掃条例施行規則(昭和30年規則第2号)等の規定に基づきなされた許可又は許可の更新で当該許可又は許可の更新の期間が施行日以後も継続したものとなっているものについては、この規則に基づきなされた許可又は許可の更新とみなす。

(舞鶴市清掃条例施行規則の廃止)

- 3 舞鶴市清掃条例施行規則は、廃止する。

附 則(平成11年3月29日規則第7号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第43号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月1日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則別表第1の規定により収集及び運搬に係る手数料が納付されたパーソナルコンピュータについては、なお従前の例による。

附 則(平成15年12月24日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に、改正前の舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行

規則別表第1の規定により納付された電気冷凍庫の収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年10月15日規則第26号)

改正 平成16年12月28日規則第29号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(平16規則29・一部改正)

(施行の日前における手続)

- 2 指定ごみ袋の交付その他必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成16年12月28日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月1日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第17条の2関係)

(平11規則7・追加、平12規則43・旧別表・一部改正、平15規則13・平15規則25・一部改正、平23規則12・旧別表第1・一部改正)

種目	品目	手数料(円)
電化製品、ガス・ア	ウインドファン	500

石油機器類	カ	カラオケ演奏装置	1辺の長さが1メートル未満	1,000
			1辺の長さが1メートル以上	2,000
		加湿器		500
		ガスこんろ		500
		ガスレンジ		500
		サ	食器乾燥機	
	食器洗い乾燥機			1,000
	照明器具(電気スタンドを含む。)			500
	除湿機			500
	ステレオセット		1辺の長さが1メートル未満	1,000
			1辺の長さが1メートル以上	2,000
	ストーブ			500
	スピーカー(1本)			500
	ズボンプレスサー			500
	扇風機			500
	掃除機			500
	タ		テレビアンテナ	
		電気こたつ(天板と一体となったものを含む。)		1,000
		電子レンジ		1,000
	ハ	ファンヒーター		500
		布団乾燥機		500
		プロジェクションテレビ(スクリーンに映像を投影する方式のテレビジョン受信機で、当該スクリーンと投影機とが一体型になっているものに限る。)		3,000
		ホットカーペット(カバーを除く。)		500
		ホットプレート		500
	マ	ミシン	卓上型	500
			卓上型を除く。	1,000

		餅つき機		500	
	ラ	ラジオカセット		500	
	ワ	ワードプロセッサ		500	
家具・寝具類	ア	アコーディオンカーテン		1,000	
		衣装箱		500	
		いす	応接用で1人用のもの		1,000
			応接用で2人以上用のもの		2,000
			応接用を除く。		500
		衣類乾燥機台		500	
		オーディオラック		1,000	
	カ	カーテンレール(5本まで)		500	
		カーペット(じゅうたん、ホットカーペットカバーを含む。)		500	
		傘立て		500	
		カラーボックス		500	
		鏡台		1,000	
		下駄箱	1辺の長さが1メートル未満		1,000
			1辺の長さが1メートル以上		2,000
		こたつ天板		500	
	サ	サイドボード	1辺の長さが1メートル未満		1,000
			1辺の長さが1メートル以上		2,000
		スタンドミラー		1,000	
		すだれ		500	
		すのこ		500	
		タ	棚	1辺の長さが1メートル未満	
	1辺の長さが1メートル以上			2,000	
	たんす		1辺の長さが1メートル未満		1,000
1辺の長さが1メートル以上			2,000		

		ついたて		1,000	
	机		両そで机を除く。	1,500	
			両そで机	2,000	
	テーブル類		1辺の長さが1メートル未満	500	
			1辺の長さが1メートル以上	1,500	
	テレビ台、電話台等		1辺の長さが1メートル未満	500	
			1辺の長さが1メートル以上	1,500	
ハ	布団			500	
	ブラインド			500	
	ベッド	ベビーベッド		500	
		シングルベッド		1,000	
		2段ベッド		1,000	
		ダブルベッド		1,000	
特殊ベッド(リクライニング機能付等)		3,000			
マ	マットレス	スプリングのないもの		500	
		スプリングのあるもの		3,000	
ヤ	よしず			500	
ラ	ロッカー	1辺の長さが1メートル未満		1,000	
		1辺の長さが1メートル以上		2,000	
ワ	ワゴン	1辺の長さが1メートル未満		500	
		1辺の長さが1メートル以上		1,500	
趣味・スポーツ・レジャー用品	カ	楽器	オルガン(電子オルガンを除く。)		2,000
			電子オルガン	1段	2,000
				2段以上	3,000
			キーボード(卓上用)		500
			ギター		500

		上記以外の 楽器(ピアノ を除く。)	1辺の長さが1メ ートル未満	500
			1辺の長さが1メ ートル以上	1,000
	クーラーボックス			500
	健康器具	電動式ランニングマシン		2,000
		電動式ランニングマシンを除 く。		1,000
	ゴムボート			1,000
	ゴルフ用具(一式)			500
サ	サーフボード			500
	自動車用品	キャリア		500
		チャイルドシート		500
		ルーフボックス		1,000
	スキー用具(一式)			500
	スノーボード			500
タ	卓球台			3,000
	釣りざお(5本まで)			500
	テント(一式)			500
ハ	ビーチパラソル			500
マ	マッサージ機	いす型		2,000
		いす型を除く。		500
その他	ア	アイロン台		500
		編み機		500
		網戸		500
		乳母車		500
		煙突(長さが2メートル以下。5本まで)		500
	カ	額縁		500

	花瓶		500
	簡易式洋式便座(ポータブルトイレを含む。)		500
	車いす(電動式を除く。)		500
	子供用遊具等	一輪車、三輪車、四輪車、ゆりかご、ベビーバス、歩行器、すべり台、ぶらんこ等	500
サ	作業用具	一輪車、脚立、ほうき、スコップ等	500
	自転車		1,000
	スーツケース		500
	ストーブガード		500
	水槽		1,000
タ	とい(長さが2メートル以下。5本まで)		500
	トタン板、波板(長さが2メートル以下。5枚まで)		500
ナ	生ごみ堆肥化容器		500
ハ	火鉢		500
	フラワースタンド		500
	プランター(5個まで)		500
	ペット小屋	1辺の長さが1メートル未満	500
		1辺の長さが1メートル以上	1,000
	ホースリール(ホースを含む。)		500
マ	物置(組立式のもので	高さが1メートル未満	1,000
	あって、広さが1畳以	高さが1メートル以上	1,500
	下で解体してあるもの)		
	物干し竿(長さが4メートル以下。5本まで)		500
	物干し台	土台付き	2,000
		土台なし	500

	その	1辺の長さが1メートル未満のもの	500
	他	1辺の長さが1メートル以上のもの	1,000

備考

- 1 この表に掲げる品目は、縦、横、高さのいずれか1辺の長さが50センチメートル以上のものとする。
- 2 個数について特に定めのない品目については、それぞれ当該品目1個当たりの金額とする。
- 3 ゴルフ用具、スキー用具及びテントについては、当該一式として市長が別に定める数量又は構成内容に満たない場合であっても、これを当該品目の一式とみなしてこの表を適用する。

**舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例**

平成10年12月28日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項及び第7項に規定する届出(以下「届出」という。)に際し、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る報告書等の縦覧手続及び利害関係を有する者に対する意見書の提出機会の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境影響調査 届出に際し、市長が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- (2) 報告書等 生活環境影響調査の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類をいう。
- (3) 意見書 届出に係る生活環境の保全上の見地からの意見書をいう。

(対象となる施設の種類)

第3条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(報告書等の縦覧)

第4条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しよう

とするときには、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所
 - (2) 縦覧の期間
 - (3) 施設の名称
 - (4) 施設の設置場所
 - (5) 施設の種類
 - (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (7) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (8) 実施した生活環境影響調査の項目
- 2 前項第1号に規定する縦覧の場所は、舞鶴市役所その他市長が必要と認める場所とする。
 - 3 第1項第2号に規定する縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して1月間とする。

(意見書の提出)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

- 2 前項に規定する意見書の提出先は、舞鶴市役所その他市長が必要と認める場所とする。
- 3 第1項の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第3項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、施設の設置又は変更に係る区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に舞鶴市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則**

平成10年12月28日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成10年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第1項第2号に規定する縦覧の期間のうち、舞鶴市の休日を定める条例(平成3年条例第1号)第1条第1項各号に規定する日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第3条 条例第4条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下この条において「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 職員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第4条 条例第5条第3項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務

所又は事業所の所在地)

(2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

舞鶴市環境美化条例

昭和59年3月30日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者及び市が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化の促進を図り、もって良好な都市環境を保全することを目的とする。

(ごみの投棄の禁止)

第2条 何人も、ごみの投棄を禁止する法令の規定のほか、この条例の規定を遵守して、みだりにあきカン、あきびん、使い捨て容器等ごみを捨て、又はごみを散乱させてはならない。

(ごみの散乱防止に関する市民の責務)

第3条 市民は、その住居周辺の清掃に努めるほか、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰る等ごみの散乱を防止しなければならない。

(ごみの散乱防止に関する事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱を防止しなければならない。

2 容器入り飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に、空き容器等を回収する設備を設け、これを適正に管理するように努めなければならない。

(散乱ごみの清掃に関する市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、協力して地域における散乱ごみの清掃に努めなければならない。

(水質汚濁の防止)

第6条 何人も、水質汚濁の原因となる物質を含む生活排水又は営業排水等を公共用水域に排出しないように努めなければならない。

(大気汚染等の防止)

第7条 何人も、物質の焼却等により、周辺地域に大気汚染、悪臭等の害を及ぼさないように努めなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第8条 市長は、前6条に定める事項を遵守させるため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(市の責務)

第9条 市は、ごみの散乱等の防止に関する施策を実施し、住民の意識の啓発及び高揚に努めるものとする。

(環境美化区域の指定)

第10条 市長は、公園、道路、海水浴場その他の公共の場所におけるごみの散乱を防止するため、当該公共の場所及び周辺区域のうち、特に必要があると認める区域を環境美化区域として指定することができる。

2 市長は、環境美化区域を指定する場合には、その旨及びその区域を公示するものとする。

3 市長は、前項の規定により環境美化区域を指定した場合は、その区域内又はその付近の公衆の見やすい場所に、環境美化区域である旨を掲示するものとする。

(関係法令の適用)

第11条 市長は、環境美化区域内の公共の場所において、ごみの投棄等について罰則の定めのある法令の規定に違反した者がいるときは、当該法令の規定の適用を積極的に図るものとする。

(補則)

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

舞鶴市墓園条例

昭和54年12月27日

条例第30号

改正 昭和58年3月28日条例第5号

平成30年3月29日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、舞鶴市墓園(以下「墓園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置等)

第2条 墓園の名称、位置及び区画数は、次のとおりとする。

名称	位置	区画数
舞鶴市北吸墓園	舞鶴市字北吸1051番地	680

(昭58条例5・全改)

(使用の目的)

第3条 墓園に墳墓の用に供するため墓地を設ける。

2 墓地は、市長が指定する区域とし、納骨に使用するものとする。

(使用資格)

第4条 墓地を使用できる者は、本市に住所を有する者であつて、祭祀を主宰するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(平30条例15・一部改正)

(使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(墓地の区画及び墳墓の規格)

第6条 墓地の使用は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)1人につき1区画とし、1区画は4平方メートルとする。

2 墳墓の設置は、1区画につき1とし、その規格及び設置基準は、規則で定める。

(使用料)

第7条 使用者は、使用許可の際、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、1区画につき250,000円とする。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用許可の日から3年以内に墓地の全部を未使用のまま返還した場合は、既納の使用料の一部を還付するものとする。

(平30条例15・追加)

(管理料)

第8条 使用者は、墓地の管理に要する経費として、毎年度管理料を納付しなければならない。

- 2 管理料は、1区画につき年額4,200円とする。
- 3 年度の途中において使用許可を受ける場合の当該年度における管理料は、使用許可の日の属する月から月割により算定した額とする。
- 4 既納の管理料は、還付しない。

(平30条例15・追加)

(使用権の承継)

第9条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者は、市長の承認を得て墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)を承継することができる。

(平30条例15・旧第7条繰下・一部改正)

(返還時の原状回復義務)

第10条 墓地を返還しようとするときは、使用者は直ちに自己の費用をもって原状に復さなければならない。

(平30条例15・旧第8条繰下)

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 管理料を5年間納付しないとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可に付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、直ちに墓地を自己の費用をもって原状に復し、市長に返還しなければならない。
 - 3 使用許可を取り消された者が前項の措置を行わないときは、市長が原状に復しその費用をその者から徴収することができる。

(平30条例15・旧第9条繰下・一部改正)

(使用権の消滅)

第12条 使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅する。

- (1) 使用者が死亡した後3年を経過し、かつ、祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が所在不明となった後7年を経過したとき。

(平30条例15・追加)

(無縁墳墓の改葬)

第13条 市長は、使用権が消滅し無縁となった墳墓を一定の場所に改葬することができる。

(平30条例15・旧第10条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第14条 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けること。
- (2) 墓地は常に清潔にするとともに、その保全に努めること。

(平30条例15・旧第12条繰下)

(禁止行為)

第15条 使用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 目的以外に使用すること。
- (2) 墓地を譲渡すること。
- (3) 墳墓を設けずに焼骨を埋蔵すること。
- (4) 墳墓の設置基準に定めるもの以外のものを設けること。

(平30条例15・旧第13条繰下)

第16条 何人も墓園内においては、次の行為をしてはならない。

舞鶴市墓園条例施行規則

昭和54年12月27日

規則第26号

改正 平成30年3月29日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市墓園条例(昭和54年条例第30号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用資格)

第3条 条例第4条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市に本籍を有するとき。
- (2) その他市長においてやむを得ない事由があると認めるとき。

(使用許可申請)

第4条 条例第5条の規定による使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(許可証の交付)

第5条 市長は、条例第5条の規定により墓地の使用を許可したときは、墓地使用許可証(様式第2号)を交付するものとする。

(平30規則12・一部改正)

(墳墓の規格及び設置基準)

第6条 条例第6条第2項に規定する墳墓の規格及び設置基準は、別表のとおりとする。

(墳墓の設置の手続)

第7条 使用者は、墳墓の設置(以下この条において「設置」という。)をしようとするときは、墳墓設置着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、設置に当たっては市長の指示に従わなければならない。
- 3 使用者は、設置が完了したときは、その旨を市長に申し出て確認を受けなければならない。

(平30規則12・一部改正)

(納骨の手続)

第8条 使用者は、納骨しようとするときは納骨届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付金額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1年以内に返還した場合 7割相当額
- (2) 2年以内に返還した場合 5割相当額
- (3) 3年以内に返還した場合 3割相当額

(平30規則12・追加)

(使用権の承継承認の手続)

第10条 条例第9条の規定による使用権の承継の承認を受けようとする者は、墓地使用権承継申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

(平30規則12・旧第9条繰下・一部改正)

(返還手続)

第11条 条例第10条の規定により墓地を返還しようとする者は、墓地返還届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(平30規則12・旧第10条繰下・一部改正)

(使用許可の取消しの通知)

第12条 市長は、条例第11条第1項の規定により墓地の使用許可を取り消したときは、墓地使用許可取消通知書(様式第7号)により、使用者に通知するものとする。

(平30規則12・追加)

(使用権の消滅の告示)

第13条 市長は、条例第12条の規定により使用権が消滅したときは、その旨を告示するものとする。

(平30規則12・追加)

附 則

この規則は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第12号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

墳墓の規格及び設置基準

区分	規格(単位・メートル)		
	高さ	奥行	幅員
墓碑	0.50	(天端0.15) 0.30	0.60
台石	0.20	0.55	0.80
ふた石	0.08	0.40	0.75
納骨室	0.30	1.03	0.86
香台兼花立	0.20	0.18	0.45

備考

- 1 材質は、石材を使用するものとする。
- 2 形状及び設置位置は、基準図によるものとする。
- 3 設置基準に定める施設以外の附帯設備(囲障、植樹、灯ろう等)は、設置できない。

墳墓の形状及び設置位置基準図

舞鶴市墓園基金条例

昭和55年3月29日

条例第9号

(設置)

第1条 舞鶴市北吸墓園(以下「墓園」という。)の維持管理の経費に充てるため、墓園基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3,400万円とする。

2 第5条の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立金相当額増加するものとする。

(昭58条例5・平14規則7・一部改正)

(使途)

第3条 基金は、第1条に規定する維持管理に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(平14規則7・一部改正)

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、これを予算に計上して墓園の維持管理のために使用し、又はこの基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月28日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第13号で昭和58年6月1日から施行)

附 則(平成14年3月29日条例第7号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

舞鶴市共同墓地使用料条例

昭和18年11月5日

条例第23号

- 第1条 本市は市有共同墓地使用者に対し本条例の規定に従ひ使用料を徴収す。
- 第2条 墓地使用は4平方メートル以内とす。ただし、特別の事情あると認めたるときは制限を超過し、許可することができる。
- 第3条 墓地を次の甲乙区に分別す。
甲区 乙区に属せざる屍体遺骨を埋葬するものに使用せしむ
乙区 行旅死亡人又は埋葬義務者なき屍体若は遺骨の仮埋葬に充つ
- 第4条 甲区使用料は1平方メートルに付250円とする。
第2条ただし書の規定により制限を超過する場合は超過面積1平方メートルに付500円とする。
- 第5条 使用料は使用許可の際収入役に納付すべし。
- 第6条 市長は使用料を納付する資力なしと認むるとき又は特別の事情ありと認むるときは之を減免することを得。
- 第7条 墓地使用の許可を受けたるものは側石その他の方法により使用地の境界を明確ならしむる設備を為すべし。
- 第8条 墓地の地形を変更し若しくは墓碑以外の工作物を建設し又は樹木の植栽を為さんとするとき若は之を移転撤去せんとするときはあらかじめ市長の許可を受くべし。
- 第9条 使用权は家督相続人において継承するの外之を第三者に移転し又は貸付することを得ず。
- 第10条 使用者第7条の設備を為さざるときは市において之を施行し之に要したる経費を徴収することあるべし。

附 則

本条例は、公布の日より之を施行す。

附 則(昭和21年4月1日条例第40号)

本条例は、公布の日より之を施行する。

附 則(昭和23年3月24日条例第18号)

この条例は、昭和23年4月1日より施行する。

附 則(昭和24年3月31日条例第21号)

この条例は、昭和24年4月1日より施行する。

附 則(昭和27年4月7日条例第16号)

この条例は、昭和27年4月1日から適用する。

附 則(昭和36年4月1日条例第9号)
この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

舞鶴市墓地等の経営の許可等に関する規則

平成24年3月29日

規則第5号

改正 平成28年4月1日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営が住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地等の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(経営の主体)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において3年以上の活動の実績があるもの(以下「宗教法人」という。)

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において3年以上の活動の実績があるもの(以下「公益法人」という。)

(許可の基準)

第4条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可は、当該墓地等について、次の各号のいずれの要件にも該当するものであると認めるときに行うものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる要件については、市長が周囲の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 永続的に管理されることが見込まれること。

(2) 経営が営利を目的としたものでないこと。

(3) 敷地(アにあっては、敷地及び建築物)が次のいずれの要件にも該当すること。

ア 当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有し、かつ、抵当権その他の墓地等の経営に支障を及ぼすおそれのある権利が設定されていないこと。

イ 当該墓地等以外の敷地と筆界により区画されていること。

ウ 実測した面積と登記簿に記載された面積が一致していること。

(4) 設置場所が別表第1に定める基準に適合し、かつ、構造設備が別表第2に定める基準に適合していること。

2 宗教法人又は公益法人(以下「宗教法人等」という。)が墓地等を経営しようとする場合は、前項の規定によるほか、当該墓地等を経営しようとする地域において、地方公共団体が経営する墓地等を利用することが困難であると認められなければならない。

3 前2項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可に準用する。

(経営の許可の申請)

第5条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、墓地等経営許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類

(2) 申請者が宗教法人等の場合にあつては、当該宗教法人等の規則又は定款(以下「宗教法人規則等」という。)の写し、登記事項証明書及び印鑑証明書並びに当該墓地の経営に関し宗教法人規則等に定められた手続を経たことを証する書類

(3) 墓地等の位置図

(4) 墓地等の敷地及び隣接地の公図の写し及び登記事項証明書

(5) 墓地等の敷地の実測平面図及び求積図

(6) 1の宗教に限定しない墓地にあつては、宗教別の墓地区画の計画図

(7) 墓地等の構造設備に関する計画図

(8) 墓地等の経営に係る資金計画を記載した書類

(9) 墓地又は納骨堂にあつては、需要見込みを記載した書類

(10) 墓地等の維持管理の方法を記載した書類

(11) 墓地等の隣接地(隣接地が道路のときは、当該道路を隔てた土地)の所有者及び使用者の承諾書又はこれに代わるものとして市長が認める書類

(12) その他市長が必要と認める書類

(変更の許可の申請)

第6条 法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等を変更しようとする理由を記載した書類

(2) 前条第2号から第11号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(廃止の許可の申請)

第7条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等を廃止しようとする理由を記載した書類

(2) 第5条第2号から第5号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(経営等の許可)

第8条 市長は、前3条の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、経営、変更又は廃止(以下「経営等」という。)を許可すると決定したときにあつては墓地等経営(変更・廃止)許可書(様式第4号)を交付し、経営等を許可しないと決定したときにあつては墓地等経営(変更・廃止)不許可通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による経営等の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(改葬を伴う墓地又は納骨堂の変更等の許可)

第9条 市長は、第6条の規定による墓地又は納骨堂の変更の許可の申請があつた場合又は第7条の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があつた場合で、改葬を伴うときは、当該改葬が完了したことを確認した後に、変更又は廃止の許可を行うものとする。

(みなし許可に係る届出)

第10条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる認可又は承認があつたときは、当該許可があつたものとみなされる者

は、速やかに、墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は火葬場を新設し、変更し、又は廃止しようとする理由を記載した書類
 - (2) 法第11条第1項又は第2項に規定する認可又は承認があったことを証する書類
 - (3) 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、第5条第2号から第7号まで及び第10号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
 - (4) 墓地又は火葬場の廃止にあつては、第5条第2号から第4号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (工事完了の届出及び検査)

第11条 第8条の規定による墓地等の経営又は変更の許可を受けた者(以下「経営者」という。)は、当該許可に係る工事が完了したときは、速やかに、墓地等工事完了届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合は、速やかに、工事完了の検査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項の検査の結果、当該墓地等が第8条の規定による経営又は変更の許可の内容に適合していると認めたときは、墓地等工事完了検査済証(様式第8号)を経営者に交付するものとする。
- 4 経営者は、前項の墓地等工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を供用してはならない。

(管理者の届出)

第12条 法第12条の規定による管理者の届出は、墓地等管理者届出書(様式第9号)を市長に提出することにより行うものとする。

(経営者等の変更の届出)

第13条 経営者(第10条に規定する墓地又は火葬場の新設又は変更の許可があつたものとみなされる者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、墓地等変更届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 経営者の住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表

者の氏名)

(2) 管理者の住所又は氏名

(3) 墓地等の名称

(経営者の講じるべき措置)

第14条 経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等を常に清潔に保つこと。

(2) 墓石等が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに、安全対策を講じること。

(3) 老朽化し、又は破損した墓地等の構造設備の修復を行うこと。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成25年11月30日までの間における第3条第3号の規定の適用については、同号中「規定する公益法人」とあるのは「規定する公益法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成20年法律第60号)第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人を含む。)」とする。

附 則(平成28年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

設置場所の基準
(1) 鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。
(2) 病院、学校その他公共的施設又は住宅に接近した場所でないこと。
(3) 飲料水の水源又は河川に接近した場所でないこと。
(4) 地形上危険な場所でないこと。

別表第2(第4条関係)

区分	構造設備の基準
墓地	<p>(1) 周囲の景観と調和していること。</p> <p>(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。</p> <p>(3) 敷地内に適当な通路を設けること。</p> <p>(4) 排水設備を設け、雨水等が停滞しないようにすること。</p> <p>(5) 墓地の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。</p> <p>(6) 1の宗教に限定しない墓地にあつては、宗教別の墓地区画を設けること。</p> <p>(7) 面積が1万平方メートル以上の墓地にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 墳墓の区域の合計面積が墓地の敷地面積の3分の1以下であること。</p> <p>イ 緑地帯及び幹線となる通路を設けること。</p> <p>ウ 既設の道路から車両が通行できる進入路を確保すること。</p>
納骨堂	<p>(1) 周囲の景観と調和していること。</p> <p>(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。</p> <p>(3) 納骨堂の周囲に相当の空地を確保すること。</p> <p>(4) 耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備には不燃材料を用いること。</p> <p>(5) 消火及び防火のための設備を設けること。</p> <p>(6) 換気設備を設けること。</p> <p>(7) 納骨堂の出入口及び焼骨を収蔵するための設備は、施錠できること。</p> <p>(8) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。</p>
火葬場	<p>(1) 周囲の景観と調和していること。</p> <p>(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。</p> <p>(3) 防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する火葬炉を設けること。</p> <p>(4) 収骨及び残灰を保管・処理する施設を設けること。</p> <p>(5) 火葬場の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び待合室を設けること。</p>

舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例

平成18年12月27日

条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、道路、公園その他の公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な措置を講じることにより、自転車等の適正な駐車秩序の確立を図り、もって安全な市民生活の確保と良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 自転車等の放置 自転車等駐車場以外の公共の場所において、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちにこれを移動させることができない状態にすることをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の適正な駐車に係る指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確保その他自転車等の放置の防止に関し必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

第5条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等の放置をしないように努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者は、その利用する自転車に住所、氏名等を明記するよう努めるとともに、防犯登録を受けなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、当該自転車に利用者

の住所、氏名等を明記すること及び防犯登録を受けることを勧奨するよう努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者(次項において「鉄道事業者等」という。)は、鉄道及び路線バスの利用客の利便に供するため、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長から自転車等駐車場の設置について協力を求められたときは、その用地の譲渡、貸付けその他の措置を講じることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第8条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の大量に自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定するときは、規則で定める事項を告示するとともに、指定しようとする区域内に当該事項を掲示しなければならない。

(放置禁止区域の変更及び解除)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第11条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内において自転車等の放置をしてはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(放置禁止区域内における自転車等の放置に係る措置)

第12条 市長は、放置禁止区域内において自転車等の放置をしようとしている利用

者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するよう命じることができる。

- 2 市長は、放置禁止区域内において自転車等の放置がなされているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外における自転車等の放置に係る措置)

第13条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置がなされることにより、次の各号のいずれかに該当するときは、当該自転車等の利用者に対し、これを移動させるよう命じ、又は撤去する旨を警告することができる。

- (1) 歩行者等の通行に障害を生じるおそれがあると認めるとき。
- (2) 非常時における緊急活動に困難を生じるおそれがあると認めるとき。
- (3) 当該自転車等の放置が規則で定める期間を超えて継続していると認めるとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項に規定する措置を講じてもなお規則に定める期間を超えて継続して当該自転車等の放置がなされているときは、これを撤去することができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置がなされることにより、歩行者等の通行に著しい障害を生じ、若しくは非常時における緊急活動に困難を生じることが明らかであると認めるとき又は危険防止等のために必要があると認めるときは、当該自転車等を撤去することができる。

(身分証明書の携帯等)

第14条 前2条に規定する自転車等の放置に係る措置に携わる職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(撤去した自転車等の措置)

第15条 市長は、第12条第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該撤去した場所又はその近辺の見やすい場所に当該事項を掲示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)の利用者の確認に努め、その確認ができたときは、当該保管自転車等を速やかに引き取るよう、当該利用者に通知しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による告示の日の翌日から起算して規則で定める期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該保管自転車等を売却し、その代金を保管することができる。
- 5 前項の場合において、市長は、保管自転車等につき、買受人がないとき又は売却

することができないと認められるときは、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることができる。

(保管自転車等一覧簿の作成等)

第16条 市長は、規則で定める保管自転車等一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

(費用の徴収)

第17条 市長は、第12条、第13条及び第15条の規定による自転車等の撤去、保管その他の措置に要した費用として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を、返還を申し出た当該自転車等の利用者から徴収する。

(1) 自転車 1台につき1,000円

(2) 原動機付自転車 1台につき2,000円

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成18年12月27日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例(平成18年条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置禁止区域の指定に係る標識の設置等)

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、当該区域内に自転車等放置禁止区域標識(様式第1号)を設置するものとする。

2 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 放置禁止区域の指定の根拠
- (2) 放置禁止区域の名称又は区域図
- (3) 放置禁止区域としての効力が発生する年月日
- (4) 自転車等の放置に係る当該自転車等の措置

3 条例第9条第3項の規定による告示及び掲示は、当該放置禁止区域としての効力が発生する日前7日までに行うものとする。

(放置禁止区域内における自転車等の放置の特例)

第4条 条例第11条ただし書に規定する市長が特に認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察業務、郵便業務等公共性又は公益性の高い業務に従事中であり、かつ、やむを得ない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認める場合

(警告の方法)

第5条 条例第13条第1項の規定による警告は、当該自転車等に警告票(様式第2号)を取り付けることにより行うものとする。

(放置禁止区域外における自転車等の放置に係る措置の期間)

第6条 条例第13条第1項第3号及び第2項の規則で定める期間は、7日間とする。

(身分証明書)

第7条 条例第14条に規定する身分を示す証票は、身分証明書(様式第3号)とする。

(撤去及び保管に係る告示事項等)

第8条 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 撤去した日時及び場所

- (2) 保管する期限
- (3) 保管及び返還を行う場所
- (4) その他必要な事項

(利用者確認の方法及び引取りの通知)

第9条 条例第15条第3項の利用者の確認は、次の方法によるものとする。

- (1) 自転車等に記載された住所、氏名、電話番号等による照会
- (2) 防犯登録番号又は標識番号による照会
- (3) 盗難に係る被害届の有無の照会
- (4) その他必要な照会等

2 条例第15条第3項の規定による保管自転車等の利用者への通知は、保管自転車等引取通知書(様式第4号)によるものとする。

(保管自転車等の保管期間)

第10条 条例第15条第4項の規則で定める期間は、30日間とする。

(保管自転車等の返還等の手続)

第11条 市長は、保管自転車等の返還を申し出た利用者に対し、その氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者が当該保管自転車等の返還を受けるべき利用者であることを証明させ、かつ、保管自転車等受領書(様式第5号)と引換えに返還するものとする。

2 市長は、保管自転車等の売却代金の返還を申し出た利用者に対し、前項の規定の例により返還を受けるべき利用者であることを証明させ、かつ、保管自転車等売却代金返還請求書(様式第6号)を提出させるものとする。

(保管自転車等一覧簿)

第12条 条例第16条の規則で定める保管自転車等一覧簿は、保管自転車一覧簿(様式第7号)及び保管原動機付自転車一覧簿(様式第8号)とする。

(返還費用の免除)

第13条 条例第17条第2項の規定により同条第1項の費用(次項において「返還費用」という。)を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合とする。

- (1) 当該自転車等が盗難にあったものである場合
- (2) その他当該自転車等の放置がなされたことについて、当該利用者の責めに帰さない理由がある場合

2 前項各号のいずれかに該当することにより返還費用の免除を受けようとする者は、返還費用免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市ごみ集積箱設置事業補助金交付要綱

平成6年4月28日

告示第25号

改正 平成31年3月28日告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境を保全することを目的として、家庭から排出されるごみの散乱を防止するために集積箱を購入し、又は作製する事業を行う自治会に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内においてごみ集積箱設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域の住民が結成した自治組織で、本市に自治会又は区として届け出たものをいう。
- (2) 集積箱 本市が収集する一般家庭から排出されるごみを集積する箱又は施設をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、自治会が市内の業者から集積箱を購入し、又は鉄板、ブロック、木材等若しくはこれらに類する資材で集積箱を作製する事業で、本市が承認したものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象事業に要する経費の額に2分の1を乗じて算出して得た額(その額に1,000円未満の端数金額が生じたとき又はその額が1,000円未満であるときは、当該端数金額又は当該額を切り捨てる。)とする。ただし、集積箱1箱につき40,000円を限度とする。

(平31告示37・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市ごみ集積箱設置事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 集積箱設置事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書

- (3) 見積書(集積箱の構造図又はカタログを含む。)の写し
- (4) 設置場所の見取図及び写真
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(平31告示37・一部改正)

(事業計画の変更)

第6条 規則第8条に規定する変更の書類は、舞鶴市ごみ集積箱設置事業計画変更承認申請書(様式第4号)によるものとする。

(平31告示37・一部改正)

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市ごみ集積箱設置事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 領収書の写し

(平31告示37・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

制定文 抄

平成6年5月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

舞鶴市生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付要綱

平成 6 年 4 月 28 日

告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化及び有効利用を図ることを目的として、家庭から排出される生ごみを処理するために生ごみ堆肥化容器(以下「容器」という。)を購入する事業を行う者に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第 25 号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において生ごみ堆肥化容器購入事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、家庭から排出される生ごみを処理するために容器を購入し、設置する者で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 容器が設置できる敷地を市内に有すること。
- (3) 防臭に努める等容器の適正な維持管理ができること。
- (4) 堆肥化された生ごみを自己処理できること。
- (5) 既に補助金の交付を受けた者である場合は、当該交付を受けた時から起算して、原則として 5 年以上経過していること。ただし、次条ただし書の規定による容器の限度個数の範囲内である場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、容器の購入金額に 2 分の 1 を乗じて算出して得た額(その額に 100 円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、容器の個数については 1 世帯につき 2 個を、補助金の額については容器 1 個につき 4,000 円を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)を、容器を購入しようとする次条に規定する指定業者を経由して市長に提出しなければならない。

(指定業者)

第5条 市長は、この要綱による補助金の交付の対象となる容器の販売を取り扱う業者を、次に掲げる要件を満たす者の中から指定するものとする。

(1) 物品の製造の請負、売買及び貸借並びに役務の提供等の指名競争入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の時期及び方法等(昭和63年告示第9号)に基づく指名競争入札参加登録業者で市内に店舗を有するもの

(2) 容器の設置及び維持管理について指導することができる者

2 前項の指定を受けようとする業者は、生ごみ堆肥化容器販売業者指定申請書(様式第2号)に容器の販売価格及び仕様書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上、適当と認めるときは、生ごみ堆肥化容器販売業者指定通知書(様式第3号。以下「指定通知書」という。)により申請業者に通知するものとする。

4 前項の規定により指定を受けた業者(以下「指定業者」という。)は、舞鶴市が推進するごみ減量化運動等に協力するとともに、市長が容器の設置、維持管理等に関して指示する事項を遵守しなければならない。

(容器の販売等)

第6条 申請者は、補助金の請求及び受領の権限を購入しようとする指定業者に委任するものとし、当該委任を受けた指定業者(以下「受任指定業者」という。)は、指定通知書に記載されている販売価格で当該申請者に容器を販売しなければならない。

(補助金の請求等)

第7条 受任指定業者は、前条の規定により容器を販売したときは、当該委任した申請者に代わって、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金請求書(様式第4号)に当該委任した申請者の交付申請書を添付して市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 前項の請求は、4半期ごとに当該期における受任分を取りまとめて当該期の最終月の翌月の10日までに行うものとする。

(補助金の交付等)

第8条 市長は、前条に規定する請求があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付決定通知書兼交付済通知書(様式第5号)により申請者に通知するとともに、速やかに当該受任指定業者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、申請者又は指定業者が次のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成6年6月1日から施行する。

舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

平成17年8月26日

告示第103号

改正 平成24年10月1日告示第141号

平成30年2月28日告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を購入する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、生ごみを電気、微生物等を用いて脱水し、乾燥し、及び分解する等の方法により減量又は堆肥化を図るための機器で、市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、自らの家庭から排出する生ごみの減量又は堆肥化を図るため処理機を購入した者(第6条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して、原則5年を経過していない者を除く。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 舞鶴市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 処理機の適正な維持管理ができること。

(補助金の額及び補助台数)

第4条 補助金の額は、処理機の購入金額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、10,000円を限度とする。

2. 補助金の交付対象となる処理機の台数は、補助対象者が属する世帯につき1台とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機を購入した事実が確認できる領収書等の書類

- (2) 処理機の保証書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、同日以後の処理機の購入に係る補助金から適用する。

附 則(平成24年10月1日告示第141号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日以後の処理機の購入に係る補助金から適用する。

附 則(平成30年2月28日告示第33号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る補助金から適用する。

舞鶴市古紙等資源回収活動報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙等の廃棄物(以下「古紙等資源」という。)の回収活動を行う団体に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で古紙等資源回収活動報奨金(以下「報奨金」という。)を交付する。

(交付対象)

第2条 報奨金の交付の対象となるものは、次に掲げる古紙等資源の回収活動を行う市内の自治会、子供会、PTA、婦人会、老人会等主として地域住民により構成される団体(古紙等資源の回収活動を主たる業務としているものを除く。)とする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) アルミ類
- (4) 廃食用油

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、回収した古紙等資源の総量に1キログラム当たり3円(廃食用油については1リットル当たり5円)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(団体の登録等)

第4条 報奨金の交付を受けようとするものは、古紙等資源回収活動団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、古紙等資源回収活動団体登録簿(様式第2号。以下「登録簿」という。)に登載するとともに、その旨を古紙等資源回収活動団体登録通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(交付申請手続)

第5条 前条の規定により登録を受けた団体等(以下「登録団体」という。)は、実施した古紙等資源の回収に対して報奨金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに古紙等資源回収活動報奨金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 4月から9月までの古紙等資源の回収活動分 9月末日
- (2) 10月から翌年3月までの古紙等資源の回収活動分 翌年の3月末日

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたものについては報奨金の額を決定し、その旨を当該登録団体に通知しなければならない。

(登録簿登録事項の変更等)

第7条 登録団体は、登録簿の登録事項に変更を来す事項が生じたとき、又は古紙等資源の回収活動を廃止するときは、速やかに古紙等資源回収活動団体登録事項変更届出書(様式第5号)又は古紙等資源回収活動廃止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合は、その内容を確認の上登録簿の登録事項を変更し、又は登録簿の記載を抹消して登録団体としての登録を取り消すものとする。

(報奨金の返還等)

第8条 市長は、報奨金の交付を受けた登録団体が次のいずれかに該当する場合は、交付した報奨金の全部又は一部の返還を求め、登録簿の記載を抹消して登録団体としての登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により報奨金の交付を受けたとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成3年度の活動から適用する。

改正文(平成6年4月8日告示第18号)抄

平成6年4月1日から適用する。

附則(平成22年8月9日告示第117号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年度分の報奨金から適用する。

マイ・リサイクル店認定制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に積極的に取り組む小売店に対して、舞鶴市ごみ減量・リサイクル推進店（以下「マイ・リサイクル店」という。）の認定を行い、かつ、これを広報することにより、廃棄物の減量化の推進を図るマイ・リサイクル店認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 マイ・リサイクル店の認定の対象となる小売店は、舞鶴市内に店舗を有し、舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第19号）第12条の規定に基づく次の項目のうち、3項目以上を実施する小売店とする。

- (1) 簡易包装を推進する。
- (2) 買い物袋持参運動を実施する。
- (3) 空缶の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (4) 空瓶の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (5) 牛乳パックの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (6) ペットボトルの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (7) トレーの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (8) 廃電池の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (9) その他再生資源の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (10) 製品等の修理・リフォーム等を実施する。
- (11) リサイクル用品を積極的に販売する。
- (12) 業務上発生する資源ごみをリサイクルする。
- (13) リサイクル用品を積極的に利用する。
- (14) 市民に対し、ごみの減量化及び再生利用の呼びかけをする。
- (15) その他創意工夫によるごみの減量化を実施する。

(認定申請等)

第3条 マイ・リサイクル店の認定を受けようとする小売店は、マイ・リサイクル店認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容等を審査の上、相当と認めるときは、マイ・リサイクル店として認定し、マイ・リサイクル店認定書（様式第2号）及び表示物を交付するものとする。

(変更届)

第4条 認定を受けたマイ・リサイクル店（以下「認定店」という。）は、その名称、所在地、代表者、取り組む事項等に変更が生じたときは、マイ・リサイクル店変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(認定店の責務)

第5条 認定店は、第3条第2項の交付を受けた表示物を見やすい場所に掲示し、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

2 認定店は、毎年3月末日までに活動状況等に係る実施報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(シンボルマークの使用等)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために、シンボルマークを定め、これを認定店が実施する第2条の事業に使用させることができる。ただし、認定店以外の小売店に転貸等はない。

2 市長は、認定店が広く市民に周知されるように広報活動を行うものとする。

(認定の取消等)

第7条 市長は、認定店が第2条の事業を実施しない場合又は第5条第2項の報告が認定店として不適当と認めた場合は、認定を取り消すことができる。

2 認定店が、認定を辞退しようとするときは、マイ・リサイクル店認定辞退届(様式第5号)を市長に提出し、第3条により交付を受けた認定書及び表示物を返却するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定による平成7年度の認定店に係る有効期間は、同項の規定にかかわらず、平成8年度の末日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年度の認定店に係る有効期間は、平成13年度の末日までとする。

舞鶴市環境美化里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が協働で環境美化活動を行うために、市民が道路等の公共施設（以下「道路等」という。）の里親となってボランティア活動を実施する環境美化里親制度を推進することを目的とする。

(届出)

第2条 道路等の里親になろうとする個人または団体（以下「市民等」という。）は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に環境美化里親制度養子縁組届（様式第1号）を提出するものとする。

2 養子縁組を解消する場合は、環境美化里親制度養子縁組解消届（様式第2号）を提出するものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、養子縁組届の提出があった場合はその内容を審査し、その内容が適切であると認められるときは、市民等と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

(里親の役割)

第4条 里親が行う道路等の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の散乱ごみの回収
- (2) ごみの散乱状況等の情報提供
- (3) その他環境美化に必要な活動

(市の役割)

第5条 市長は、里親の活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要なごみ袋の提供
- (2) ごみの回収
- (3) ボランティア保険の加入
- (4) その他活動に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

舞鶴市し尿処理距離事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿収集運搬車両のし尿処理施設（東浄化センター内）までの運搬距離が異なることによる東西収集経費の格差に伴う市民負担の軽減を図るため、別表に掲げる地域（以下「対象地域」という。）において、し尿収集を行った事業者に対し、し尿処理施設までの運搬に要する経費の一部について、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市し尿処理距離事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けるし尿収集運搬業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が対象地域において行うし尿収集事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金対象事業に要するし尿収集運搬車両の消耗品及び燃料費であって、榎トンネルからし尿処理施設までの区間に要するものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象者の前前年度の延べ収集戸数、延べ収集台数、延べ収集距離、年間使用燃料、車両稼働台数、汲み取り戸数及び補助対象戸数を基礎数値として、別紙算定方法により算出した補助対象経費の総額に相当する額（その額に1,000円未満の端数金額が生じたときは、該当端数金額を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、し尿処理距離事業補助金交付申請書（様式第1号）にし尿処理距離事業補助金申請算定表（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、速やかに規則第6条の規定により、書面により当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して、速やかにその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

(交付)

第8条 補助金の交付は、原則として、次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要と認める場合は、交付額に相当する額を第6条の申請書に記載する事業実施期間の月数で除して得た額を月ごとに交付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業終了後速やかにし尿処理距離事業補助金実績報告書(様式第3号)にし尿処理距離事業補助金実績算定表(様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成15年度補助金分から適用する。

附則

平成20年4月1日 一部改正(第1条関係)

別表(第1条関係)

舞鶴市し尿処理距離事業補助金対象地域

字青井、字朝代、字池ノ内下、字伊佐津、字今田、字上根、字上安、
字魚屋、上安東町、字円満寺、字大内、大内野町、字大川、字大君、
字大俣、字岡田由里、字蒲江、字上安久、字上漆原、字上福井、
字上東、字岸谷、字喜多、字北田辺、字京口、字京田、京田新町、清美が
丘、字清道、清道新町、字久田美、字公文名、字倉谷、
字桑飼上、字桑飼下、字河原、字紺屋、字西方寺、字境谷、字志高、字下
安久、字下漆原、字下福井、字下見谷、字下東、字城屋、
昭和台、字職人、字白杉、字白滝、白浜台、字新、字地頭、字寺内、高野
台、字高野由里、字滝ケ字呂、字竹屋、字丹波、字寺田、
字天台、天台新町、字十倉、字中山、字長谷、字長浜(旭南町内、西門2
町内、西門1町内、西元町1町内、双葉町内、海上自衛隊町内、保安学校
町内及び荒田町内区域を除く。)、字七日市、字西、
字西神崎、字西吉原、字女布、女布北町、字布敷、字野村寺、
字八田、字八戸地、字東神崎、字東吉原、字引土、字引土新、
字平野屋、字福来、字富室、字別所、字堀、字堀上、字本、字真倉、字松
陰、字丸田、字万願寺、字水間、字三日市、字南田辺、
字宮津口、字油江、字吉田、字和江及び字和田

し尿遠隔地収集事業費補助金交付要綱

平成3年4月1日
告示第17号

(趣旨)

第1条 市長は、遠隔地におけるし尿収集に係る市民の負担の軽減を図るため、当該し尿収集事業を行った事業者に対して、当該遠隔地し尿収集事業費の一部について、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でし尿遠隔地収集事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の地域区分によりそれぞれ当該各号に定める区域(この要綱において「遠隔地」という。)において一般家庭に係るし尿収集事業を行う者とする。この場合において、当該各号に規定する距離の算定は、舞鶴市市内出張旅費規則(昭和40年規則第25号)別表に定めるところに準じて別に定める。

- (1) 東地域 下水処理場から片道5kmを超える区域
- (2) 西地域及び加佐地域 西支所から片道5kmを超える区域

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に規定する距離区分に応じて、当該遠隔地において収集したし尿収集量を基本収集量(18リットル)で除した値(その値に小数点以下の端数があるときは、当該端数を切り上げる。)に、該当する別表の補助単価を乗じて得た額を基本として、これに消費税相当額を加算した額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する申請書は、し尿遠隔地収集事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別に定める書類を添付し、補助金の交付対象となる事業の実施前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその書類等を審査し、補助対象事業としての可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知しなければならない。

(交付)

第5条 補助金の交付は、原則として次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、実績報告書等当該事業実績を確認できる書類等の提出を求め、これを確認することにより、月単位に行うことができる。

(実績報告書)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、し尿遠隔地収集事業実績報告書(様式第2号)によるものとし、別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前条ただし書の規定による交付方法を採用する場合において特に必要があると認めるときは、当該年度の最終月において当該年度分を一括した実績報告書の提出をもって前項の実績報告に代えることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

制定文 抄

平成3年度の事業から適用する。

改正文(平成4年4月1日告示第11号)抄

平成4年度分の補助金から適用する。

改正文(平成5年4月1日告示第19号)抄

平成5年度分の補助金から適用する。

改正文(平成7年5月1日告示第26号)抄

平成7年度分の補助金から適用する。

別表(第3条関係)

し尿遠隔地収集事業費補助金距離別単価表

距離区分(下水処理場又は西支所を起算点とする。)	補助単価
5kmを超え、6km以内の区域	20円
6km " 、7km "	40円
7km " 、8km "	60円
8km " 、9km "	80円
9km " 、10km "	100円
10km " 、11km "	130円
11km " 、12km "	160円
12km " 、13km "	190円
13km " 、14km "	220円
14km " 、15km "	250円
15km " 、16km "	280円
16km " 、17km "	310円
17km " 、18km "	340円

18km " 、 19km "	370円
19km " 、 20km "	400円
20km " 、 21km "	430円
21km " 、 22km "	460円
22km " 、 23km "	490円
23km " 、 24km "	520円
24km " 、 25km "	550円

し尿ホース延長収集事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿収集車両の大型化と市街地の密集地や農村地において通常(40m)のホースではし尿収集ができない一般家庭が増加していることにともない、特別にホースを延長してし尿収集業務を行った許可業者に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内でし尿ホース延長収集事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、一般家庭において40mを超えるホースを必要とするし尿収集業務を行う者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、一般家庭において40mを超えるホースが必要なし尿収集業務に対して、1便槽620円とする。(ただし、一世帯に2便槽以上ある場合は、1便槽とみなす。)

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、し尿ホース延長収集事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその書類等を審査し、補助対象事業としての可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知しなければならない。

(交付)

第5条 補助金の交付は、原則として次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、実績報告書等当該事業実績を確認できる書類等の提出を求め、これを確認することにより月単位に行うことができる。

(実績報告書)

第6条 第4条第2項による補助金の交付の通知を受けた許可業者は、当該事業を完了したときは、し尿ホース延長収集事業実績報告書(様式第2号)に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

平成8年4月1日 一部改正(第3条関係)

附 則

平成10年4月1日 一部改正(第3条関係)

附 則

平成12年4月1日 一部改正(第3条関係)

舞鶴市し尿収集料金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿収集料金の改定に伴う市民の負担軽減を図るため、し尿収集運搬事業を行った事業者に対して、し尿収集料金の一部について、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市し尿収集料金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたし尿収集運搬業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が許可区域において行うし尿収集運搬事業とする。

(補助金額)

第4条 補助対象事業に係る補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助期間)

第5条 補助金の交付期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書は、し尿収集料金補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、当該年度の収集見込のわかる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその書類等を審査し、補助対象事業として交付の可否を決定するとともに、その結果をし尿収集料金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

(変更申請)

第8条 規則第8条に規定する変更の申請書は、し尿収集料金補助金変更承認申請書（様式第3号）によるものとし、当該変更内容のわかる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその書類等を審査し、変更承認の可否を決定するとともに、その結果をし尿収集料金補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 第7条による補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、当該事業を完了したときは、し尿収集事業実績報告書（様式第5号）に収集実績のわかる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第13条の規定により補助金額を確定したときは、し尿収集料金補助金額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知しなければならない。

（概算払）

第11条 第7条による補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、規則第13条の2の規定により、補助金の概算払を請求することができる。

2 前項の申請は、し尿収集料金補助金概算払請求書（様式第7号）によるものとし、実績報告書等当該事業実績を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目		補助金額
基本料金	一般家庭	180当たり 15円
	事業所	180当たり 15円
最低料金	360まで	30円

舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴の川と海を美しくする会（以下「美しくする会」という。）が、河川や海岸（以下「河川等」という。）の清掃活動等本市の水環境の保全を目的とした事業を行う場合に、当該事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、美しくする会が行う河川等の清掃活動及び河川等の環境美化に係る啓発事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額の範囲内で、市長が認めた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 美しくする会会則
- (4) 美しくする会役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(申請書等記載事項の変更)

第5条 規則第8条に規定する変更は軽微な変更以外のものとし、その変更に係る書類は、舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金補助金変更承認申請書（様式第2号）によるものとして、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴の川と海を美しくする会事業費補助金事業完了実績報告書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業終了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年度補助金から適用する。

まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まいづるクリーンキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、清掃活動等本市の生活環境の保全を目的とした事業を行う場合に、当該事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内においてまいづるクリーンキャンペーン事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実行委員会が行う清掃活動及び環境美化に係る啓発事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額の範囲内で、市長が認めた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会会則
- (4) 実行委員会役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(申請書等記載事項の変更)

第5条 規則第8条に規定する変更は軽微な変更以外のものとし、その変更に係る書類は、まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金変更承認申請書（様式第2号）によるものとして、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金事業完了実績報告書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業終了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成16年度補助金から適用する。

まいづる環境市民会議事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まいづる環境市民会議（以下「市民会議」という。）が、「第2期舞鶴市環境基本計画」の具体的な取り組みの推進を目的とした事業を行う場合に、当該事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内においてまいづる環境市民会議事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成するために行う事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額の範囲内で、市長が認めた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、まいづる環境市民会議事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市民会議会則
- (4) 市民会議役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(申請書等記載事項の変更)

第5条 規則第8条に規定する変更は軽微な変更以外のものとし、その変更に係る書類は、まいづる環境市民会議事業費補助金変更承認申請書（様式第2号）によるものとして、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、まいづる環境市民会議事業費補助金事業完了実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業終了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成24年度補助金から適用する。

舞鶴市清掃事務所規程

平成12年10月19日

規程第3号

改正 平成15年10月10日規程第2号

舞鶴市清掃工場規程(昭和56年規程第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、舞鶴市清掃事務所の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 一般廃棄物(可燃ごみに限る。以下同じ。)の処理に関する業務を行うため、舞鶴市清掃事務所(以下「事務所」という。)を舞鶴市字森1515番地に置く。

(組織等)

第3条 事務所の組織及び分掌する業務は、舞鶴市組織及び分掌事務に関する規則(昭和40年規則第10号)の定めるところによる。

(平15規程2・一部改正)

(搬入時間及び休日)

第4条 事務所へ一般廃棄物を搬入できる時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、12月31日は午前8時30分から正午までとする。

2 事務所の休日は、1月1日から同月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(取扱廃棄物)

第5条 事務所で処理する一般廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 舞鶴市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が搬入する一般廃棄物
- (2) 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)が直接搬入する一般廃棄物
- (3) その他市長が特に認めたもの

(遵守事項)

第6条 事務所に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 舞鶴市以外で発生した一般廃棄物は搬入しないこと。
- (2) 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第19号)第2条第2号に規定する事業系一般廃棄物は搬入しないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 不燃物及び爆発物が混入している一般廃棄物は搬入しないこと。

(4) 有毒ガスが発生するおそれのある一般廃棄物及び焼却炉を損傷するおそれのある一般廃棄物は搬入しないこと。

(5) プラスチック類等焼却に不適當な一般廃棄物は搬入しないこと。

(6) その他事務所の管理者の指示に従うこと。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月10日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、住宅におけるエネルギー供給の自立化を促進することにより、地球温暖化の防止を図るとともに、電力需要の平準化及び災害時の電力確保に資するため、住宅用再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であつて、次のア及びイに掲げる要件を満たすものをいう。

ア 当該設備を設置する住宅のみにおいて使用される電気として供給する構造又は当該住宅において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第1項に規定する電気事業者をいう。)に供給する構造であるもの

イ 当該設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1キロワット以上のもの

(2) 住宅用蓄電池設備 住宅用太陽光発電設備が発電する電気を蓄電する設備であつて、次のア及びイに掲げる要件を満たすものをいう。

ア 常時住宅用太陽光発電設備に接続するもの

イ 日本工業規格に適合するものその他これに準じるものとして市長が認めるもの

(3) 住宅用再生可能エネルギー設備 住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電池設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 自ら居住し、若しくは居住しようとする市内に存する住宅に住宅用再生可能エネルギー設備(新品のものに限る。以下この号において同じ。)を設置した者又は自らが居住するために市内に存する住宅用再生可能エネルギー設備が設置された住宅を購入した者

(2) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。ただし、住宅用再生可能エネルギー設備の設置に要する費用の2分の1に相当する額を上限とする。

(1) 住宅用太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数は切り捨てるものとする。)に1万円を乗じて得た額(4万円を上限とする。)

(2) 住宅用蓄電池設備の蓄電容量(単位はキロワット時とし、1キロワット時未満の端数は切り捨てるものとする。)に3万円を乗じて得た額(18万円を上限とする。)に1万円を加算する。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(発行後3月以内のもの)
 - (2) 住宅用再生可能エネルギー設備の設置状況が確認できる写真
 - (3) 設置した住宅用再生可能エネルギー設備の規格が確認できる書類
 - (4) 住宅用蓄電池設備が住宅用太陽光発電設備に接続していることが確認できる書類
 - (5) 住宅用再生可能エネルギー設備の設置に要した費用の額が確認できる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の交付の決定を行った場合にあっては額の確定を行い、その結果を舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付決定及び額確定通知書(様式第2号)又は舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(管理等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、設置した住宅用再生可能エネルギー設備について、その法定耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第8条 補助事業者は、設置した住宅用再生可能エネルギー設備の法定耐用年数が経過するまでの間において、当該住宅用再生可能エネルギー設備を処分しようとするときは、あらかじめ、住宅用再生可能エネルギー設備処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合その他この要綱の規定に違反したと認められる場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第10条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて住宅用再生可能エネルギー設備の稼働状況等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日以後に設置した住宅用再生可能エネルギー設備又は同日以後に購入した住宅に設置された住宅用再生可能エネルギー設備に係る補助金から適用する。

附 則 (平成30年3月30日告示第30号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日以後に申請された住宅用再生可能エネルギー設備に係る補助金から適用する。

附 則 (平成31年3月29日告示第 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日以後に申請された住宅用再生可能エネルギー設備に係る補助金から適用する。

平成 31 年 3 月発行

舞鶴市市民文化環境部環境対策室生活環境課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

TEL(0773)66-1064 FAX(0773)62-9891

E-mail kankyou@city.maizuru.lg.jp